HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	1945年シムラー会議
Author(s)	四宮, 宏貴
Citation	北海道大學文學部紀要, 43(2), 5-125
Issue Date	1995-02-28
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/33642
Type	departmental bulletin paper
File Information	43(2)_P5-125.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

北大文学部紀要 43-2 (1995)

1945年シムラー会議

四 宮 宏 貴

はじめに
Ⅰ．ウェーヴェル提案(1)
1．リンリスゴー総督の後任問題とウェーヴェル
2．最初のウェーヴェル提案
Ⅱ．ウェーヴェル提案(2)
1．ガンディーの釈放とインドをめぐる政治状況
2．2度目のウェーヴェル提案
3．デサーイー・リヤーカト協定(パクト)
Ⅲ．ウェーヴェル提案をめぐる議論
1．インド委員会での審議
2．閣議での審議
3．副王行政参事会での議論と最終閣議決定
Ⅳ．シムラー会議
1．会議の召集
2．会議の経過(1)
3．会議の経過(2)
4．会議の経過(3)
5．会議の問題点
おわりに

はじめに

植民地時代におけるインド統治のための一連の基本法は一般に「インド統治法」(Government of India Acts) と総称される。だとすれば，この統治法を柱とするイギリスのインド支配の制度的枠組を統治法体制と呼ぶことができるだろう。

19世紀後半における民族運動の誕生以来，イギリスのインド支配は繰り返しその挑戦を受けたが，いずれもこの制度的枠組を改革し，新たな統治法体制を築き上げることで危機を乗り切った。それは当然インド人側への政治的譲歩をともなったが，イギリス側にとってそれが可能なうちはインド支配そのものは守ることができた。

1935年統治法は事実上植民地インド最後の統治法といえる。それは(1) 英領インドと藩王国を統合した連邦制の採用，(2) 連邦政府への「両頭政治」の導入，(3) 州における「両頭政治」の全廃と全面的な州自治の導入，を大きな原則としていたが，連邦制の実施に必要な数の藩王国の参加が得られず，結局中央については行政府も立法府も1919年統治法のままにして，州自治の改革だけを実施するという見切り発車を余儀なくされた。しかしその州自治も，第2次大戦の勃発を契機にインド国民会議派（以下，会議派）が州政府の辞職を決めたことで，わずか2年あまりで挫折してしまった。こうして8年近くをかけてつくられた1935年統治法体制はほぼ完全に破綻した。

会議派の政治目標が独立にあったことはいうまでもない。彼らは制憲議会の設置や臨時国民政府樹立の要求をとおして，それを実現しようとした。これに対してイギリス側は，インドの独立問題の解決を戦後に持ち越すことで，現行の統治法体制を維持したまま戦争を乗り切ろうとした。一方会議派もファシズムと戦うイギリスに対して全面対決を挑むことができず，両者の関係は膠着状態に陥った。これが政治的行き詰まりの最初の姿であった。

しかしそれは，イギリス側が統治法体制の維持とその正当化を図るために全インド・ムスリム連盟（以下，連盟）に接近し，将来のインドの政体（憲

法問題）についての拒否権を彼らに与えたことによってより複雑なものになり，更に連盟がこれに呼応するかのように，パキスタンの建国を政治目標に掲げたことによって，解決し難いものになっていった。

イギリス側にとってこうした事態を放置しておくことは，さしあたり不可能なことではなかった。しかしそれは危険であっただけでなく，内外の世論もそれを許さなかった。とりわけ新たに参戦国となったアメリカからの政治的圧力は強く，それは1942年3月のクリップス使節団の派遣へとつながった[1]。

クリップスがインドに持参した公式の提案（宣言草案）は，統一インドの独立を目標とした制憲議会の設立方法を明記する一方，インド連邦への加入を望まない州がそれから離脱する権利を認めるという形でパキスタン成立の可能性も残すという，戦後のインドの取り扱いに関する条項と，戦時中のインドの取り扱いに関する条項との2つの部分から成っていた。ただし後者については，新憲法制定まではイギリス政府がインドの防衛責任を担当するということが述べられていただけで，具体的内容についてはクリップスとインド人政治指導者との間の交渉に委ねられていた。

提案は全体を一括して取り扱うこととされていたにもかかわらず，会議派との交渉は戦時中の措置に集中した。彼らの狙いは臨時国民政府の樹立にあった。そしてクリップスは非公式に，インド総司令官（Commander-in-Chief, India）を除く総督行政参事会の全面的なインド人化を含む，かなりそれに近いものを提案した。しかし交渉は最終的に，防衛権の取り扱いをめぐって決裂した。

その後会議派は「インドを立去れ」決議を採択し，実力で難局を突破しようとしたが，政府側の弾圧の前に挫折した[2]。そしてこの会議派指導者の一斉逮捕を最後に，英印間の交渉は途絶えた。

本稿で扱うシムラー会議とは，ドイツの降伏から間もない1945年6月，インドの夏の首都シムラーで，インド問題解決の糸口を探るためインド総督ウェーヴェルとインド人指導者との間で行われた会議であり，それはクリップス交渉以後イギリス側が行ったはじめてのインド問題解決の試みにあた

る。その主な目的は，インド人指導者から成る暫定政府の樹立に向けた総督行政参事会の改組について彼らと話し合うことにあったが，それはムスリムの代表権をめぐって最終的に失敗に終わった。しかしこの会議をめぐるさまざまな出来事は，インド問題を考える上でも，イギリス側のインド問題に対する取り組み姿勢を検討する上でも，多くのことを教えてくれるように思われる。

シムラー会議についてはこれまで多くの研究者が言及してきた[3]。しかし専論となるとディーパック・パンディーの研究があるだけで，それもシムラー会議に至るイギリス側の政策決定過程についてはほとんど触れておらず，依然多くの問題が残されている[4]。

本稿ではシムラー会議に至る経緯とシムラー会議の経過を考察することになるが，とりわけ前者をとおして，これまで扱われることの少なかったイギリス側のインド問題に対する取り組みの姿が明らかになるであろう。

本稿で基本史料とするのは，Nicholas Mansergh, E. W. R. Lumby, Penderel Moon (eds.), *Constitutional Relations Between Britain and India, The Transfer of Power 1942-7*, 12 Vols, London, Her Majesty's Stationery Office, 1970-1983 のなかの以下の 4 巻である。

Vol.II, *'Quit India', 30 April-21 September 1942*, London, 1971 (*TP*. II).

Vol.III, *Reassertion of Authority, Gandhi's fast and the succession to the Viceroyalty, 21 September 1942-12 June 1943*, London, 1971 (*TP*.III).

Vol.IV, *The Bengal Famine and the New Viceloyalty, 15 June 1943 -31 August 1944*, London, 1973 (*TP*.IV).

Vol.V, *The Simla Conference, Background and Proceedings, 1 September 1944-28 July 1945*, London, 1974 (*TP*.V).

なかでも *TP*.IV, *TP*.V が中心となるが，他に以下に挙げるウェーヴェル

の日記が，イギリス本国における議論について，率直な筆遣いで議場の雰囲気までも生き生きと伝え，理解を大いに助けてくれたことを記しておきたい。

Moon, Penderel (ed.), *Wavell The Viceroy's Journal*, Delhi, Oxford University Press, 1973 (*Journal*).

なお本稿に頻繁に登場するインド委員会については，混乱を避けるため，必要に応じて括弧内に，その年の何回目の会議に当たるかを示す数字を入れておいた。また多く使用した電報，書簡，メモ（Minute）にはそれぞれ，(T)(L)(M)の記号を付した。

最後に用語について述べておくと，「総督」と「副王」については史料によって自由に使い分けられているため，本稿でもそのまま使用した。「総督行政参事会」「副王行政参事会」についても同様である。また〝constitution〟については，イギリスには成分憲法がないだけでなく，憲法の観念もないため，イギリス支配を念頭において使用されている場合には「統治法」，もしくは「法制」という訳語を充て，独立インドを念頭において使用されているものについてのみ「憲法」と訳した。

注

1）クリップス使節団については，さしあたり，四宮宏貴「クリップス使節団の英印権力移譲交渉」（I）（II）（『アジア経済』第19巻第6，8号，1978年6，8月）参照。

2）「インドを立去れ」運動については，さしあたり，四宮宏貴「『インドを立去れ』運動におけるガンディーと国民会議派」（『アジア・アフリカ言語文化研究』第23号　1982年3月）参照。

3）代表的なものとして，Menon, V. P., *The Transfer of Power in India*, Calcutta, Orient Longmans, 1957, pp.182-215.

4）Pandey, Deepak,'The Simla Conference and the Muslim League', *Bengal Past and Present*, Vol.XCIX, Part II, Serial No.189, July-December 1980, pp.

162-76. なおインド総督としてのウェーヴェルに焦点を当て，シムラー会議も含めてその活動全体を考察したものとして，坂井秀夫『イギリス・インド統治終焉史1910年－47年』創文社 1988年，第6章「総督ウェーヴェル卿――1943年～1947年――」がある（なおこの著作については竹中千春氏の書評がある（『南アジア研究』第1号 1989年10月)。同様にインド総督ウェーヴェルの活動を大まかに追跡したものとして，Marshall, P. J.,'The Transfer of Power in India: Lord Wavell and his Political Masters', *The Journal of Imperial and Commonwealth History*, Vol.V, No.3, May 1977, pp.331-4, Thornton, A. P.,'With Wavell on to Simla and Beyond', *The Journal of Imperial and Commonwealth History*, Vol.VIII, No.1, October 1979, pp.175-85があるが，後者はシムラー会議にはほとんど触れていない。

Ⅰ．ウェーヴェル提案(1)

1．リンリスゴー総督の後任問題とウェーヴェル

インド総督の任期は通常5年とされていたが，それは統治法の規定によるものではなく慣例に過ぎなかった[1]。リンリスゴー（Linlithgow, 2nd Marquess of, V. A. J. Hope）が総督に任命されたのは1936年3月10日のことであり，彼は4月2日，家族とともにロンドンを出発し，ボンベイに向かったという[2]。その後1935年統治法の実施にともない，1937年3月5日，彼は再び総督兼「国王陛下の代表者」（His Majesty's Representative for the exercise of the functions of the Crown in its relations with Indian States）に任命された[3]。

最初の任命から数えれば彼は1941年の3月で通常の任期を終えるはずであったが，1940年10月3日付の書簡でチャーチルから1年間の任期延長を求められ，やむなく受諾した[4]。彼は1941年7月初旬，本国政府に宛てて後任をできるだけ早く選出するように求めた。しかしチャーチルは8月1日付の電報で再び1943年4月までの任期延長を求め，彼はこの度も受諾せざるを

得なかった[5]。

インド大臣のエイマリ（Leopold C. M. S. Amery，在任1940～45）からリンリスゴーに宛てた1942年8月27日付の書簡によれば，リンリスゴーがこの頃後任を早く決めるよう催促していたこと，そしてエイマリとチャーチルがこの問題について話し合い，リンリスゴーにこれ以上任期延長を求めるのはあまりに酷であるということで合意していたことが分かる[6]。

こうして後任探しが本格的に行われることになったが，エイマリがこの過程でいみじくも，「インドを今後10年間英連邦に留めておくことがわれわれにとって最も重要な課題であります。もしそれができれば，われわれはたとえ自治領としてであれ，永遠にインドとの関係を保つことができるであろうと確信しています。このことはそのほとんどすべてが次の副王，更にその後継者の力量（personality）にかかっています。この仕事は帝国全体のなかで最も重大な仕事であり，イギリス政府のどの仕事よりも本質的に重要でありましょう。インドを帝国内に留めておくことは戦争に勝つことの次に重要な，イギリスの政策目標とされるべきであります」と述べているように[7]，それは難しい仕事であった[8]。

クランボーン（Viscount Craneborne，植民地相），アンダーソン（Sir John Anderson，枢密院議長），シンクレア（Archibald Sinclair，空相），ハーレック（W. G. A. Ormsby-Gore Harlech，駐南アフリカ連邦高等弁務官），ラムレイ（Sir L. R. Lumley，ボンベイ州知事），サミュエル・ホア（Samuel Hoare，駐スペイン大使），アトリー（C. R. Attlee，副首相），など多くの人物が候補者として挙がったが，本人の資質や事情，そしてイギリス政府側の事情などから，決定には至らなかった。1942年10月18日，リンリスゴーはエイマリに対して，「翌年4月の差し迫った出発をこれ以上隠しておけません」と警告し[9]，11月17日には「ここでは今，副王の為り手が誰もいないという噂が広まっており，ありそうもない名前が挙がっています。このことは副王職のみならず後継者をも傷つけずにはおかないでしょう」[10]と早期決定を迫った。12月1日にはエイマリが，チャーチルの推すランプソン（Sir Miles Lampson，駐エジプト大使）に反対して，「私は副王に必要な資質を持っています。

年令についても，今後2，3年のインドでの仕事が，本国でのあなたの仕事よりもきついとは思いません」と自らインドに赴く覚悟を示し，それがだめな場合にはとして，ボンベイ州知事のラムレイを推薦した[11]。

リンリスゴーもラムレイには異存がなかった。ただしラムレイはボンベイ州知事からの退職を控えているため，もし彼を副王にするなら退職後に休暇を与えるべきであり，そのためなら自分も妻も彼の就任が可能になるまで任期を延長する用意があるとした[12]。エイマリとリンリスゴーの反対に会いチャーチルはランプソンをあきらめたが，ラムレイにも乗り気ではなかった。しかし彼はこの機会を利用して12月3日，「日本軍が春に陽動攻撃をしてこないとは保障できません。こうした時に新しい人を迎えない方がよいでしょう」として，リンリスゴーに更に6カ月の任期延長を求めた[13]。彼はやむなく3度目の任期延長を受諾した[14]。こうしてリンリスゴーは1943年10月まで副王職に留まることになったが，ラムレイは戦後インドが直面する困難を予測し副王職に意欲を示さず，結局この話は断ち切れになった[15]。

その後エイマリの提案によって外相のイーデン（Robert Anthony Eden）が浮上した[16]。しかし彼も，当初のうちこそエイマリやチャーチルからの強い説得で受諾の意向を示していたが，その後友人たちからの助言もあり考え直した。彼は当時チャーチルの後継者とみなされており，そのためには5年間も本国を離れるのは望ましくないと判断したようである[17]。

ウェーヴェルは1941年7月から，わずかな時期を除いてずっと，インド総司令官として副王行政参事会メンバーを務めていた。しかしこの間，リンリスゴーの後任候補に名前が挙がることはほとんどなかった。また彼自身も後に，「これまで行政参事会に出席したり，副王やその他の人々との話し合いをとおしてインド政庁の仕事をいっぱいみてきたが，自分はその種の仕事が好きではないし，またその能力もないと確信していた。それで，これまで自分にそうした仕事をしなければならないような機会がなかったことを，秘かに神に感謝していた。そして戦後副王に就任するようにいわれても拒否しようと決めていた」と書いているように，副王になりたいとも，なることになるとも思っていなかったようである[18]。

彼は1943年の4月中旬に連合軍の作戦会議のため本国に召還され，結局この4月22日からインドに向けて出発する10月13日までの約半年間，イギリス本国に滞在することになる。その間，作戦会議のため5月4日にチャーチル等一行とアメリカに向かうが（5月26日まで滞在），その出発の直前にはエイマリに頼まれ，総督就任を受諾するようイーデンを説得しようとさえしている。またアメリカ行きの船上では，チャーチルからオリバー・リトルトン（Oliver Lyttleton，生産担当相）を候補者として考えているということを聞かされてもいた[19]。

ウェーヴェルが総督候補に挙がったのは東南アジア方面軍の創設と密接に関っていた。1943年4月21日，リンリスゴーは新しい職（ポスト）として「アジア方面軍総司令官」（Commander-in-Chief, Asia）を創設し，局地的な作戦を除いてその指揮下にインド総司令官をおくこと，そして前者にウェーヴェルを昇格させ，後者には当時中東軍総司令官（Commander-in-Chief, Middle East）の職にあったオーキンレク将軍（Sir Claude John Eyre Auchinleck）を推薦した[20]。しかしチャーチルはこの構想には関心を示したものの，ウェーヴェルの昇格には反対であった[21]。一方ウェーヴェルの方は新任の司令官の下で務める気のないことを明言していた。

チャーチルは軍人として評価の高いウェーヴェルを無冠にすることはできなかった。このため彼はウェーヴェルを，任期満了の近いガオリー卿（Lord Gowrie）の後任としてオーストラリア総督に就けようとしたが，オーストラリア首相の同意を得ることができなかった[22]。この結果，やむなく彼はウェーヴェルをリンリスゴーの後任に就けることを認めたようである。

ウェーヴェルの新総督への推薦は1943年6月15日の閣議に諮られた[23]。席上チャーチルは3年の任期とするよう提案したが，これは「新副王の任命が『安全な人物』であるからとか，向こう3年間は何の進展もなされないといった基準で行われるとしたら，たいへん残念なことである」とした労働党のベヴィン（Ernest Bevin，労働・国家公務員相）や，「サー・アーチボルド・ウェーヴェルは間に合わせの総督（stopgap）とみなされるべきではない」としたクリップス（Sir Stafford Cripps，航空機生産相）の反対で，退けられ

た[24]。なおこの決定は6月19日に正式に発表され，ウェーヴェルは1943年10月20日，新総督に就任することになる。

2．最初のウェーヴェル提案

ウェーヴェルは新総督への就任が決まって間もない1943年8月20日付の日記に，「夜中の3時に目が覚め，インドにおいてできそうなことについて，いくつかの考えが浮かんだ。翌朝家内はそれに賛成してくれたが，私には他の人々が同じように承認してくれるかどうか，また私の考えが本当に実行可能かどうかも疑わしい」と書いている[25]。彼はその日のうちにこの考えを一通のノートにまとめ，私設秘書のジェンキンズ（Sir Evan Meredith Jenkins）に送り，意見を求めた。これに対してジェンキンズは，成功の確率は6分の1しかないが，やってみることに反対はしない，と助言したという[26]。このノートが，ウェーヴェルがシムラー会議につながるインド問題の解決案を明示した最初のものと思われる。

このノートでウェーヴェルは，インドの将来の問題を話し合い，かつ現在の政治的行き詰まりの解決に向けた助言を与えてもらうために，少人数のインド人指導者を何らかの形で副王官邸に集め秘密の会議（conference）を開くという構想を披露し，招待予定者として以下の10名の名前を挙げている（括弧内はそれぞれの選出理由についての彼の説明をまとめたものである）[27]。

ガンディー（Gandhi，インド国民会議派の指導者），J.ネルー（J.Nehru，会議派を代表するガンディーの副官），ジンナー（M.A. Jinnah，全インド・ムスリム連盟およびインド・ムスリムの代表），アンベードカル（Ambedkar，不可触民の代表），ラージャーゴーパーラーチャーリ（Rajagopalachari，インドの開明派の代表），サーヴァルカール（Savarkar，ヒンドゥー・マハーサバーの代表），ジャーム・サーヒブ（Jam Sahib，藩王国の代表），R.ムダリヤール（Sir R.Mudaliar，副王行政参事会の代表で経験豊富な政治家），ザフルッラー・カーン（Sir Zafrullah Khan,

法律の専門家)，ビルラーもしくはタターの代表(インドの実業界の代表)。

ただし会議の目的についていえば,「インドの憲法問題についての詳細な解決案の作成を期待してはいないし，それが可能だとも思っていない……私が欲しいのは，戦争行為終結後にできるだけすみやかにインドに自治（self-government)を与えるための，そして一方では，戦争を勝利に向けて遂行するとともに，インドが抱える多くの日々の緊急の問題を処理し，戦後の自治を準備する最良の政府を当面確保するための実際的なプログラムである」と述べているのみであるが[28],後の展開からみて彼がこの段階で,インド人政治指導者による副王行政参事会の改組を考えていたことは間違いない。

ウェーヴェルは1943年9月10日，この計画についてエイマリと1時間半ほど話し合った[29]。エイマリはそれほど乗り気ではなかったがそれに同意したという。そこでウェーヴェルは戦時内閣に提出するための文書として，長文の覚書と，それが承認された場合にインド人指導者たちに送る会議への招待状の草案［添付書類A］，およびインドに戻った際に行う演説の草案［添付書類B］を用意した[30]。その要旨はそれぞれ以下のようである。

［覚書本文］

(1) 総督としてインドに赴任するにあたり自分の果たすべき役割を明確にしておきたい。

(2) クリップス提案は現在も有効であり，インドに関するイギリスの究極的な目標は，そこに示されているように，戦後できるだけすみやかに，できれば英連邦内において，それがかなわなければ英連邦外において，インドの諸政治勢力の間の合意によって作成された憲法と英印間の交渉による条約の下で，独立させるというものである。

(3) この目標は，インド人諸政治勢力の間で多くの複雑な問題について合意が得られなければ達成できず，そのためには彼らが和解に向けて大きく前進しなければならない。

(4) 多くの会議派指導者が獄中にある今，イギリスの対インド政策の基本は自分の方からは何もしないというものであるが，それは次の2つの考えに基づいている。

(i) 会議派が不服従運動と戦争努力への敵対という方針を放棄するまで彼らと交渉できない。

(ii) インド人自身が一つにまとまって建設的な提案をするまで，イギリス政府の側からできることは何もない。

しかし，この政策によって究極的な目標に向けた真の前進ができるとは思えない。

(5) 現在の副王行政参事会は有能ではあるが，個々のメンバーが政治勢力を代表していないため，法制上の改革を計画したり遂行したりすることはできない。

(6) われわれに開かれている道は2つある。1つは戦時中はこちら側からは何もしないという従来の政策を守り，現在の副王行政参事会を保持するというものであり，もう1つは，現在の副王行政参事会に代えてインド人政治指導者から成る連立政府（Coalition Government）を樹立するというものである。後者の政府は政治的行き詰まりの解決に向けてイニシアチブを取ることができるが，前者にはそれができず，両者の間に中間の道はない。

(7) 戦時中はイギリス側からは何もせず，現在の政府を保持するという政策は短期的には多くの利点があり，よほどの大きな緊張がインドの国内経済に新たに加わらない限り，現在の政府はインド統治を遂行し，戦争努力を進めることができる。しかし長期的には深刻な問題を孕んでおり，戦争終結時にはインドを英連邦に留めることはできなくなっているであろう。また国際的な世論と圧力も考慮しなければならない。

(8) 現在の副王行政参事会に代えてインド人政治的指導者から成る連立政府を樹立するのはもっと難しく，非能率や戦争努力への妨害などの危険が生じる可能性も大きい。しかし，われわれが今しなければ

ならないことが戦後のインド問題の解決に向けた実質的な前進であるとするならば，この道を当面の政策目標とすべきである。

(9) この連立政府を樹立するために，その目的と条件をわれわれとインド人指導者たちが話し合うための会議が秘密に行われなければならず，その時期はインド総督に委ねられるべきである。

(10) もしこの提案が採用されたならば，われわれはそれに完全に誠実でなければならず，不誠実は致命的である。

［添付書類A］

(1) 新憲法の諸原則とその作成方法は依然としてインド人諸政治勢力間の話し合いに委ねられており，それは友好的な雰囲気のなかでなされなければならない。従って政治的行き詰まりを解決するためには，戦争が終わる前に主要なインド人諸政治勢力，とりわけ会議派と連盟の間に建設的な協力関係（partnership）を樹立しなければならない。

(2) この協力関係を樹立する方法は，中央にインド人政治指導者から成る連立政府を樹立することである。

(3) この連立政府を樹立するために，以下に挙げるインド人指導者による会議をインド総督官邸で開くこととする（ここでは名前は挙げられていないが，先に紹介したような人々を入れる予定であったと思われる）。

(4) 会議は新政府の構成，そのメンバーの選出，大臣職（portfolios）の配分などについて，外部から遮断された形で話し合うこととする。

(5) この計画を成功させるためには，われわれは以下の条件を受諾しかつ順守しなければならない。

(i) 過去についての非難の応酬をしない。

(ii) 皆一致団結し，戦争努力を支援しなければならない。

(iii) 不服従運動もしくはそれに類するものが行われてはならない。

(iv) 中央政府の地位に関しては法制上の変更はない。インド総司令官

はこれまでどおり陸軍（War）メンバーとしてそこに留まるとともに，総督はこれまでどおり行政参事会の決定を覆す権限を保持することとする。従って「責任内閣」(Cabinet Responsibility)については何の言質も与えることはできない。

(v) 中央における連立政府の樹立は，州自治の復活と州における連立政府の樹立を意味する。

(vi) この会議への参加者は無条件に釈放されるが，他の者の釈放は新政府の仕事となる。

(vii) 憲法問題はその連立政府に委ねられ，それはその解決に必要な調査と話し合いの手配をするであろう。

(6) もしこの試みが失敗したならば，適切な時が訪れるまで現在の措置が継続されることとする。

［添付書類B］

(1) イギリス政府とその人民は，インドが戦後できるだけ早い時期に，できるなら英連邦内において，もしインドの人々が望むならばその外部で，インドの人々が合意に基づいて作成する憲法と英印間で交渉される条約の下で独立することを願っている。

(2) 戦時中であるからといって，それに向けて前進を試みてはならないということはない。ただしそれによって戦争努力に支障が生じてはならない。

つまり，ウェーヴェル提案とはイギリス政府に以下を勧告するものといってよく，彼はこれを新副王就任への期待感がまだ残っている1944年の早い時期に行いたいと考えていたようである[31]。

(i) イギリス政府は，政党指導者からなる連立政府を中央に樹立することを，インドに関する当面の政策目標として採用すべきである。

(ii) そのような政府を樹立するための計画は，［添付書類A］で輪郭が示

されているようなものとされるべきである。

(iii) インド人政治指導者に対してこうした呼び掛けがなされる時期は彼の判断に任せられるべきであり，当面［添付書類B］の線にそった声明を出すことが許可されるべきである。

ウェーヴェル提案がなされた時チャーチルは，北米訪問中であった[32]。このためエイマリの依頼を受けた副首相アトリーは，自らを議長とし，アンダーソン(Sir John Anderson，元ベンガル州知事，1940年10月から枢密院議長，1944年9月28日から蔵相)，ハリファックス (Viscount Halifax，元インド総督，1941年から駐米大使)，サイモン (Viscount Simon，元インド法定委員会委員長，1940年から大法官)，エイマリ，グリッグ (Sir Percy James Grigg，元インド副王行政参事会大蔵メンバー，1942年2月22日から陸相)，クリップス (Sir Stafford Cripps，1942年2月19日から国璽尚書，1942年11月22日から航空機生産相) の閣内，閣外相と書記のブリッジズ (Sir Edward Ettingdene Bridges，1938年から内閣書記官) からなるインド委員会 (Committee on India) を設置し，審議を委ねた[33]。

インド委員会はこの問題をめぐって最終的に3度の会議を開くことになるが，ウェーヴェルはそのすべてに出席を許され意見を述べている。以下会議の経過をみて行きたい。

第1回目の会議は9月17日午後3時に開かれた[34]。はじめに提案の内容が紹介され，エイマリとハリファックスが「それほど大きな熱意もなく」それを支持した[35]。次にアンダーソンが，この提案がクリップス提案の戦後の新憲法の作成に関する部分と，戦時中の措置に関する部分の順序を逆にしたものであり，新憲法作成についての合意がないままインド人政治指導者を副王行政参事会に参加させるというのは，これまでの政策の重大な変更を意味すると主張した。これに対してウェーヴェルは，クリップス提案についての指摘が正しいことを認めた上で，実際の交渉が戦時中の措置に集中したという事実を挙げ，この点を考慮すればクリップス提案の順序を逆にすることが好ましいだけでなく，必要でさえあると反論している。

つづいて副王と彼の行政参事会の関係が問題にされた。ウェーヴェルは副王の覆決投票権(overrule)に変更がないこと，しかもこれまでこの権限が実際に行使されるのをみたことがないこと，などを指摘したが，一方でインド人政治指導者による参事会が従来のそれより扱いにくいものになるであろうということは認めた。その後ウェーヴェルによる覚書と添付書類に比較的些細な修正案が出されて，会議は終わった[36]。

2回目の会議は9月29日午前10時に開かれ，ここでクリップスがはじめて会議に加わった[37]。インド人政治指導者による連立政府が樹立された場合の副王の地位などをめぐって，前回と同じような議論が繰り返された。「私の提案への支持はきわめて限られており，別の言い方をすれば否定的，もしくは敵対的であった」とウェーヴェルはこの日の日記に書いているが[38]，会議の公式記録にみる限り賛否は必ずしも明確ではない。むしろアトリーが指摘しているように，グリッグ以外には強い反対もなく，戦時内閣への提出文書の検討に進んで行ったようにみえる。ウェーヴェルは同じ日の日記に，「私には彼らが誠実に問題に取り組んでいるとは信じられない」と書いている[39]。正にこうした議論であったのであろう。提出文書の検討では，[添付書類A]をもっと大まかなものにすべきであるというアトリーの意見を受け，それに代わるものとして要旨以下のような「副王内定者への訓令草案」(Draft Directive to the Viceroy Designate)がクリップスによって提案され，基本的に承認された。

(1) イギリス政府の目標は，インドを英連邦に確実に残留させるために，そして当面はインドの人々を戦争努力に最大限結集させるために，憲法問題の解決を助けるような環境をインドにつくり出すよう努めることである。
(2) この目標を追求する上でイギリス政府は，新副王が自ら望ましいと考えた時に，インドの政治指導者に接近してよいと考えている。
(3) この接近方法は，インド人政治指導者が次のことを受諾することが暫定的措置のための交渉の基礎とされなければならないということ

を明記した私信を，選ばれた指導者名簿に従って出すことによってなされるべきである。

(a) 全力で対日戦を遂行すること。

(b) 憲法問題の解決に向けて真剣に，かつ心から協力して働くこと。

(4) これに基づき副王は，暫定期間において，副王の行政府をそれによってインド人の政治的見解をより代表するものにできるような計画を作成する権限を持つであろう。

会議は［添付書類B］の言葉遣いについて若干の議論をした後，エイマリに対して，ウェーヴェル提案の主眼点とこの間の議論の要点をまとめた覚書，およびクリップスの提案に沿った「副王内定者への訓令草案」を作成するとともに，［添付書類B］を修正するよう要請し，これらを次の委員会で検討した後に戦時内閣に提出することを決めた。

この作業は10月1日に終わったが[40]，この覚書のなかでエイマリは，ウェーヴェル提案の内容を「事態を調査し助言を得た後で，もし自らの提案に成功の見込みが十分にあり，戦争努力を損なうことなく実行に移せることが分かったならば，副王内定者はそうした招待状を出してもよいという明確な許可をもらうために戦時内閣に戻ってくるであろう」というあいまいな形に変えた上で，「副王内定者には現在の行き詰まりを彼が提案しているような方法で打開できるかどうかを調査する権限（general authority）が与えられるべきであり，ガイダンスが欲しいという彼の願いは，『副王内定者への訓令書』によって満たされるべきである」と勧告した。

また先に示した「副王内定者への訓令草案」の要旨(2)も，「この目標を追求するためにイギリス政府は，新副王は成功の見込みが高いと考えたらインドの政治指導者に接近してよいかどうかを検討する権限が与えられるべきであり，そして採用されるべき接近方法について内閣に勧告すべきであると考える」と，最初に戦時内閣に相談すべきであるという形に変えられた。いずれも戦時内閣を刺激しないようにという配慮からであったろうと思われる。

3回目の会議は10月4日午後4時30分に開かれた[41]。ここでエイマリが

作成した[インド大臣による覚書の草案]［副王内定者がインド到着後すぐに行う声明の草案］［副王内定者への訓令書の草案]がそれぞれ細かな用語上の修正をされ，そして委員長のアトリーによって戦時内閣に提出されることが決められた[42]。

しかしガンディーの政治的復活につながるとして，この間一貫してウェーヴェル提案に反対してきたグリッグは，「過去25年間の歴史を振り返って私は，ガンディーが生きているうちはインド問題の解決は不可能であるということを，まったく疑っていません。彼が死んだら事情はまったく違ったものになるであろうと私は信じています」と，ガンディーへの敵意を露骨に述べた［異見書］を一緒に提出してくれるよう求め，受諾された[43]。なお，こうしたグリッグの態度についてウェーヴェルは，同じ10月4日付の日記に「グリッグは少なくとも正直で，心から反対をしている。他の者も支持してくれるなら，このくらい正直に心からして欲しいものである」と感想を記している[44]。

閣議は10月7日午後6時にチャーチルを議長として開かれ，ウェーヴェルとインド委員会メンバーも招かれた[45]。公式記録からは議論の様子はよく分からない。しかしウェーヴェルによれば，それは「予想していたよりももっと悪いもの」であり，それは「強い反対がなされたからというのではなく，決断力がなく，関心を欠いており，そして楽観主義のため」であったという[46]。

話し合いはチャーチルの主導で進められたようである。彼にとって重要なことは戦争の遂行であり，特にアメリカを中心とした諸外国からの圧力がない限り，イギリス側からインド問題の解決に乗り出さなければならない理由はなかった。クリップス使節団のときはロンドンにその必要があった。しかし今回はそうした必要は見出せなかった。このことは彼が閣議に提出するために自ら作成した要旨以下のような覚書にはっきりとみることができる[47]。

(1) インドにとって日本の侵略の危機が頂点に達したとき，ガンディーと会議派は反乱を起こし，イギリスの戦争努力を妨げた。
(2) しかし連合国による戦争努力の成功でインドは侵略の危機を逃れ，

会議派指導者を拘禁することで国内治安も回復した。

(3) こうした重大な時期において彼らの取った行為は，インドのみならず連合国，とりわけアメリカにおいても彼らの信用を落とした。アメリカでは今の所，イギリスに対してもっと権力を移譲するように求める声は起きていないし，私はアメリカ訪問中をとおしてインドについて一度も質問されなかった。

(4) ガンディーがインド政庁を脅すために行った死ぬまで断食をするというふりは，彼を更に笑い者にした。

(5) われわれは1944年の作戦に向けて，インドから日本に対する重要な攻撃の準備を進めている所である。お定まりの政治騒動をまた引き起こしたり，ガンディーが中心になる責任政府の樹立を試みるのに，これ程ふさわしくない時はなく，新副王のインドへの赴任もそうした危険を冒す理由にはならない。

(6) もし半年か1年後にウェーヴェルから，ガンディーおよび会議派と交渉しなければ対日作戦を展開するのに満足の行くようなインドの状況を維持できないというような助言を受けるようなことにでもなれば，そのときは真剣に検討しなければならないであろう。

(7) ドイツと日本を打ち負かし，ビルマとマラヤで英軍の威信を復活させてからインドの憲法問題に取り掛かったからといって，遅すぎるということはないであろう。

ウェーヴェルの日記によれば，彼は皆の関心を原則的なことから引き離して細かな点に向け，しばしばガンディーの亡霊を振り回した。モリソンとベヴィンはガンディーの復活を恐れ，イーデンはウェーヴェルがあたかもガンディーを王位にでも就けるかのように話したという[48]。

結局戦時内閣は，もし憲法問題の解決を助けるための何らかの措置を取るのによい時期がきたと判断したら副王はいつでも戦時内閣に勧告することができるとしながら，行動を起こしてうまくいくかどうかを現地で調べていないこの段階で，あまりに明確な計画を立てるのは得策ではない，そしてこの

重大な時期にガンディーとの交渉に乗り出す用意はないとして，先の［副王内定者への訓令書の草案］を自ら書き直すとしたチャーチルの提案を承認した。

チャーチルによる［副王内定者への訓令書の草案］は10月8日午前11時30分からの閣議に諮られ，若干の修正の後正式な［副王内定者への訓令書］として承認された[49]。それは要旨以下のような「ほとんど無内容なもの」であり，エイマリはそれを読んでウェーヴェルに，「あなたは駄法螺（hot air）に乗ってインドに吹き送られるのだ」といったという[50]。

(1) あなたの第1の職務は日本の脅威からインドを防衛することである。
(2) インドにおける食料と生活必需品の安定供給に全力を尽くさなければならない。
(3) ヒンドゥー，ムスリムの緊張緩和に努めなければならないが，生まれによる差別がある間はいかなる型の民主統治もインドでは繁栄できない。
(4) 英帝国および英連邦の不可欠のメンバーとして自治インド（self-governing India）を樹立したいというのが，われわれの不変の政策である。あなたは適切な時期がきたら，この目的に資すると考える提案をすることができる。
(5) 戦争中だからという理由でそうした提案をしてはいけないということはないが，あなたは何よりも政治問題に集中し過ぎることによって，戦争の勝利を遅らせることのないように注意しなければならない。

ウェーヴェル一行はこの3日後の10月11日，ロンドンを出発してインドに向かった。彼は出発前インド省で，お世話になった女性タイピストの1人から「あなた自身のご判断をお信じ下さい。そしてホワイトホールにあまり煩わされませんように」という助言を[51]，また途上のジブラルタルでは，

チャーチルの息子のランドルフ・チャーチルから「あなたのインド行きにはこれまでの副王に比べてたいへんよいことが1つあります。彼らはガンディーを監禁するかどうか，またいつそうするかを決めなければなりませんでしたが，あなたの場合ガンディーはすでに監禁されていますから」という祝福を受けたという[52]。

注

1）Aggarwala, Dr.R. N., *National Movement and Constitutional Development of India (1857-1978)*, New Delhi, Metropolitan Book Co., 10th (revised) edn., 1978, p.93.

2）Glendevon, John, *The Viceroy at Bay, Lord Linlithgow in India 1936-1943*, London, Collins, 1971, p.21.

3）「副王」というのは一般的な呼称であって，1935年統治法でも使われてはいない。この統治法によれば，それは「総督」とインド藩王国との関係における国王の職能を遂行すべき「国王陛下の代表者」の2つの地位を併せ持つものとなる。

4）Glendevon, *op.cit.*, p.187.

5）*Ibid.*, p.208.

6）*TP*.II, No.642, p.836.

7）Amery to Churchill (L), 16 April 1943, *TP*.III, No.654, p.895. なおこれは，後任にイーデンを推薦するための書簡である

8）リンリスゴーの後任問題を扱った研究として，Jauhri, R. C, 'Linlithgow to Wavell: A Study of the Succession to the Viceroyalty', *Journal of Indian History*, Vol.56, part 1-3, April, 1978, pp.183-95があり，ここでも参考にした。

9）Linlithgow to Amery (T), 18 Oct.1942, *TP*.III, No.105, p.138.

10）Linlithgow to Amery (T), 17 Nov.1942, *TP*.III, No.190, p.274.

11）Amery to Churchill (L), 1 Dec.1942, *TP*.III, No.234, p.328.

12）Linlithgow to Amery (T), 3 Dec.1942, *TP*.III, No.237, p.330.

13）Churchill to Linlithgow (T), 3 Dec.1942, *TP*.III, No.245, p.336.

14）Linlithgow to Churchill (T), 4 Dec.1942, *TP*.III, No.246, p.336.

15) Linlithgow to Amery (L), 8 Feb.1943, *TP*.III, No.436, p.630.

16) Amery to Churchill (L), 16 Apr.1943, *TP*.III, No.654, pp.895-6.

17) *Journal* p.2.

18) *Journal*, p.1.

19) *Journal*, p.3.

20) *TP*.III, No.665, p.905, note 1.

21) Churchill to Attlee (T), 29 May 1943, *TP*.III, No.740, p.1023. なお，チャーチルはここでウェーヴェルの年令を問題にしている。一方ウェーヴェルは，ビルマのアラカン州での作戦を何度も非難されたことに大いに不快感を表明している。*Journal*, p.1, 3, 4.

22) Churchill to Attlee (T), 29 May 1943, *TP*.III, No.740, p.1023-4, Churchill to Curtin (T), 4 June 1943, *TP*.III, No.761, p.1044.

23) この閣議の記録は，*TP*.IV, No.2, pp.1-4.

24) Turnbull to Bridges (L), 19 June 1943, *TP*.IV, No.10, p.12.

25) *Journal*, p.14.

26) *Journal*, p.14.

27) このノートは，*Journal*, Appendix I, Lord Wavell's Note to the Private Secretary to the Viceroy Designate, 20 August 1943, pp.467-70. なおスィク教徒やアングロ・インディアン，インド在住イギリス人については，重要ではあるが会議の規模を大きくすると問題の解決が難しくなるため便宜的に排除したとして，出席者全員に彼らへの配慮を期待する旨述べている。また，サーヴァルカールとビルラーもしくはターターの代表については，再考の余地があるとしている。

28) *Journal*, Appendix I, Lord Wavell's Note to the Private Secretary to the Viceroy Designate, 20 August 1943, p.470.

29) この会談の記録は，*TP*.IV, No.108, pp.227-30. またウェーヴェル自身も，9月10日付の日記にこの会談について言及している。*Journal*, P.17.

30) *TP*.IV, No.116, pp.256-67. ただしこれらの草案を実際に作成したのはジェンキンズである。

31) この時期については，1943年10月7日付のウェーヴェルの日記参照。*Journal*, pp.22-3.

32) ケベック会議への出席のためと思われる。A. J. P. テイラー（都築忠七訳）『イギリス現代史 1914-1945』みすず書房　1987年　第2巻　234頁参照。

33) インド委員会の設置はエイマリとアトリーの相談の結果決まったものである。なおインド委員会は1942年2月に設置された先例があり，今回の措置もそれに倣ったものである。*TP*.IV, No.108, p.230, No.114, p.255. なおアンダーソンは有力閣僚で，1945年2月のヤルタ会談への出発前チャーチルは，もし彼と彼に同行するイーデンが途中で死亡した場合，アンダーソンを首相に就けるよう国王に助言して行ったという。*The Dictionary of National Biography, 1951-1960*, London, Oxford University press, 1971, p.22

34) この会議の記録は，*TP*.IV, No.120, pp.274-7. またウェーヴェル自身の記録は，*Journal*, p.18.

35) *Journal*, p.18.

36) この会議での議論とエイマリが9月20日付の書簡でウェーヴェルに示した修正案（*TP*.IV, No.128, pp.292-5）を参考にして，インド委員会の2回目の会議に提出される9月23日付の「副王内定者による覚書」（*TP*.IV, No.135, pp.309-12）が作成された。

37) この会議の記録は，*TP*.IV, No.152, pp.331-8. またウェーヴェル自身の記録は，*Journal*, p.20.

38) *Journal*, p.20.

39) *Journal*, p.20

40) エイマリによって作成されたこれらの文書は，*TP*.IV, No.155, pp.340-4. なおここで，「副王がインドに戻った際に行う演説の草案」が［添付書類A］，「副王内定者への訓令書の草案」が［添付書類B］となる。

41) この会議の記録は，*TP*.IV, No.159, pp.365-7. またウェーヴェル自身の記録は，*Journal*, p.21.

42) 最終的に戦時内閣に提出されることになったものについては，*TP*.IV, No.160, pp.367-9 参照。

43) このグリッグの「異見書」は，*TP*.IV, Enclosure to No.160, 368-9.

44) *Journal*, p.21.

45) この閣議の記録は，*TP*.IV, No.168, pp.381-4. またウェーヴェル自身の記録は，*Journal*, pp.22-3.

46) *Journal*, p.22.

47) このチャーチルの覚書は，*TP*.IV, No.165, pp.378-80. またチャーチルはこれと一緒に，ガンディーを復活させるような動きに強く反対する陸軍省次官のクロフト（Sir Henry Page Croft）からチャーチルに宛てた10月1日付の書簡（*TP*. IV, No.163, pp.374-5）を閣議に提出している。

48) *Journal*, p.23.

49) この閣議の記録は，*TP*.IV, No.171, p.386. また最終的に承認された［副王内定者への訓令書］は，*TP*.IV, No.172, pp.387-8.

50) *Journal*, p.23.

51) *Journal*, p.24.

52) *Journal*, p.25.

II．ウェーヴェル提案(2)

1．ガンディーの釈放とインドをめぐる政治状況

ウェーヴェルの総督就任から半年ほど経った1944年5月6日，ガンディーは健康上の理由から無条件釈放された[1]。その後彼は新総督に対して，会議派運営委員会メンバーとの面会許可を求めたが，建設的な話し合いが期待できない以上会っても無駄であるという理由で却下された。そこで彼は7月4日，ロンドンの新聞『ニューズ・クロニクル』の記者ジェルダー（Stewart Gelder）の質問に答えるかたちで，要旨以下のような政治的立場を明らかにし[2]，再度会議派運営委員会メンバーとの面会許可を求めた。

(1) 自分には今，市民的不服従運動を開始するつもりはない。自分はイ

ンドを1942年に戻すことはできないし，歴史は決して繰り返されることはない。

(2) インド人の手に責任と権力が移譲されなければ，われわれは十分に事態に対処し人々の苦痛を和らげることはできない。

(3) 自分が今要求しているものは，1942年に要求したものとは違う。それは民政（civil administration）について十分な管轄権（コントロール）をもった国民政府（a national government）である。

(4) その国民政府は中央立法会議（Central Legislative Assembly）の民選議員によって選出された者から構成されることとする。

(5) 副王はイギリス国王のような地位におかれることとなる。

(6) インドについての即時独立の宣言がなされ，上記のような国民政府が樹立されたならば，それは軍が要求するあらゆる便宜を提供するであろう。ただしそれらの便宜を管轄する権限は国民政府に存することとする。

(7) 軍の作戦展開については，副王とインド総司令官が全面的な管轄権を持つこととなる。ただし国民政府は，軍事上の問題についても助言と批判はできることとする。

(8) 連合軍はインドにおいて作戦を遂行することが許される。ただしインドで展開される連合軍の費用は，インドによって負担されるべきではない。

(9) 会議派がその国民政府に参加し戦争努力を援助することになったら，自分は会議派の助言者であることをやめる。

ガンディーは7月13日の記者会見で，「ある人々は私が8月決議が失効したことを認めたといっている。しかし私はそのようなことを決していったことはないし，逆に私はマハーラーシュトラの会議派活動家の集会で，その決議はそれを通した人々，つまり会議派運営委員会，そして最終的には全インド会議派委員会以外の者によって1ミリ（comma）たりとも変更されることはない，とはっきりいった」と述べている[3]。しかしガンディーが新たな政治

環境のなかで，事実上「インドを立去れ」決議を撤回し，イギリス側の戦争努力への協力を条件に，国民政府の樹立を目指していたことは明らかである。それは1942年4月に会議派がクリップスに要求し，拒否されたものと同じものといってよかったが，彼にとって「インドを立去れ」決議を導いた最大の動機が日本軍からのインドの防衛にあったとすれば，その危険が去った今そうした立場を撤回するのは当然ともいえた[4]。

ガンディーは7月27日，こうした立場から会議派運営委員会に助言を与える用意があるとして，ウェーヴェルに対して改めて彼らとの面会許可を求めた[5]。

これに対してウェーヴェルは，ガンディーの本当のねらいが会議派運営委員会メンバーの釈放にあると睨みながらも，早速回答案を作成し本国政府に承認を求めた[6]。しかし本国政府はこのなかから友好的な表現をすべて削除し，ウェーヴェルのことばを借りるならば，「原則はまったく同じだが非妥協的で，非礼な調子」のものに修正してしまった[7]。それは8月15日付の書簡によってガンディーに送られたが，内容は要旨以下のようであった[8]。

(1) 戦争行為終結とともにインドに完全な自由が与えられるという，イギリス政府がクリップスをとおして行った提案は，インドの国民生活（India' national life）の主要な要素の合意に基づいた憲法の作成と，必要なイギリス政府との条約の交渉にかかっている。

(2) ガンディーの要求している中央立法会議に責任を負う「国民政府」（a 'National Government'）を樹立するためには統治法の改正が必要であり，それは戦争行為がつづいている間は不可能である。

(3) (1)で述べた条件は少数派コミュニティー（racial and religious Minorities）と被抑圧階級の利益を守り，藩王国に対するわれわれの条約上の義務を履行することを目的としている。

(4) イギリス政府が現行の統治法の下で機能する暫定政府（an Interim Government）に参加するようインド人指導者に呼び掛けるのは，こうした事情のためである。

(5) 戦争中においては防衛と軍事作戦の責任を政府の他の責任から分けることはできない。そのため戦争行為が終り新憲法が実施されるまで，総督がすべての行政分野の責任を保持しなければならない。

(6) 軍事費の問題はイギリス政府とインド政庁の間の取り決めに関わることであり，現在の財政上の取り決めはどちらか一方からの申し出によってのみ見直しが可能となる。

(7) 以上の理由から，ガンディーの提案を基礎にした話し合いはしても無駄である。

(8) しかしながら，もしヒンドゥー，ムスリム，そして他の重要な少数派コミュニティーに，現行の統治法の下で樹立され，機能する暫定政府（a transitional Government）において協力する用意があるならば，問題解決に向けて前進できるものと信じている。

(9) そうした暫定政府が成功するためには，それが樹立される前に，ヒンドゥー，ムスリム，そしてすべての重要な諸要素の間で，新憲法の作成方法について原則的な合意がなければならず，それはインド人自身の問題である。

(10) インド人指導者たちが今よりもっと協力しあえるようになるまで，私の方では何もできないと思う。

(11) 戦争行為終結後暫定政府がどの位の間機能することになるかは，新憲法作成に要する時間次第である。

(12) インド人指導者たちは，それに向けて協力する用意ができたらすぐに，新憲法作成の準備作業に取り掛かるべきである。

イギリス側の回答はつまり，戦時中においては統治法の改正は不可能である。従ってもし暫定政府が樹立されるにしても，それは現行の統治法の枠内で機能するものでなければならず，しかもそれを樹立するためには，インド人諸コミュニティー間に新憲法作成についての合意がなければならない，とするものであった。

ガンディーはこの後ジンナーとの話し合いに入る[9]。そして次節で述べる

ように，ウェーヴェルは事態の打開を目指し本国政府に対して2度目の提案を行い，会議派指導者のデサーイーも連盟指導者のリヤーカト・アリー・カーンとの交渉に基づいて，ウェーヴェルとの接触を図った。これらはいずれもこうした背景の下で行われたのである。

2．2度目のウェーヴェル提案

1944年6月6日，連合軍はノルマンディー上陸作戦を敢行した。戦いは計画どおりには進まなかったが，それでもヨーロッパの解放は時間の問題のように思われた。一方アジアでも連合軍の攻勢はつづき，この頃には日本軍の太平洋の拠点をほぼその支配下に収めていただけでなく，ビルマでも反撃に転じていた[10]。

こうしたなかウェーヴェルは，1944年7月5日付の日記に，「昨日私は私設秘書（Jenkins）に，戦争が1年以内に終わった時の備えに関する1つのノートを送った。われわれは敵国が突然崩壊した時のために，政治およびその他についての計画を持っていなければならないと思う」と書いている[11]。

副王就任が決定してから1年が過ぎていた。しかしインド問題の解決はまったく進んでいなかった。イギリス政府は，明らかに戦時中はそれを考えたくないようにみえた。というよりも，他のことで頭がいっぱいで，インドのことを考える余裕がなかったという方が正確かもしれなかった[12]。

彼は最初の提案は拒絶されていたが，適切な時期が来たと判断したらいつでもインド問題の解決案を戦時内閣に勧告することは許されていた。今回は十分な手続きを踏んで臨む必要があった。

彼はまず8月29日から31日にかけて「州知事会議」（Governors' Conference）を開催し[13]，戦争の終結とともにイギリス政府は，クリップス提案で約束した制憲議会の設立を試みなければならなくなること，またインド防衛法の失効による会議派運営委員会メンバーをはじめとする政治犯の釈放問題，総選挙の実施，役人の疲労，イギリス人兵士の除隊と本国への帰還問題，膨大な数のインド人兵士の除隊，戦時体制から平和時の体制への移行にともなう深刻な失業問題とインフレの発生などの困難な見通しを述べ，こうした不

満が民族主義と結びつく危険が大きいことを指摘した。彼は更に「インド人知識層に政治的，行政的エネルギーのはけ口を与えるため」の方策として，戦時中にインドの政治指導者からなる暫定政府を中央に樹立するためにインド人指導者との会議を召集する，という自らの提案を示し，同時に次の質問に答えるよう求めた[14]。

(1) 短期的な見通しについて，戦争終結前に深刻な政治問題が生じると考えるかどうか。
(2) 長期的な見通しについて，われわれは何もしないで成り行きにまかせるべきか，それとも何か積極的な動きをすべきかどうか。もし何かをすべきだとしたら，いつ，どのようなことをすべきであるか。

(1)については，ビハールとベンガルの州知事を除けば皆，戦時中に深刻な政治問題は発生しそうにないと答えた。しかし，にもかかわらず，(2)についてはすべての州知事が，日本との戦争終結前，できればドイツとの戦争終結を機会に，イギリス側からインド問題解決に向けた何らかの積極的な行動を取るべきであるとした。

ただその具体的方策となると，意見はさまざまであった。マドラス，ボンベイの州知事はウェーヴェルの提案を支持したが，ベンガル州知事は，(i) イギリスがインドから撤退することを明確に宣言し，その日程を公表する，(ii) 政治犯を釈放する，(iii) 総選挙を行い制憲議会をつくる，べきであるとした。一方連合州知事は，ウェーヴェル案に反対し，新憲法作成のための円卓会議の開催を提案した。そして中央州知事は，ウェーヴェル案と連合州知事案のいずれにも反対し，ドイツとの戦争終結後に総選挙を行い，クリップス提案に沿って制憲議会を設立するよう提案した。

またビハール州知事は，新憲法作成のための小委員会を設置するのがよいとし，北西辺境州知事は，コミュナル問題はインド人側の問題であり，副王とインド人指導者が話し合っても意味がないとしたが，具体策となると何もなかった。スィンド州知事も，イギリスがインド問題に真剣に取り組もうと

していないという確信を打ち砕くために何かをしなくてはならないとしたが，具体策については明確な考えはなかった。オリッサ州知事は，今は新憲法を作成するのに適切な時期ではないので，さしあたり将来の権力移譲にともない締結されることになる英印間の条約の作成に取り掛かるべきであると考えていた。そしてアッサム州知事は，ドイツとの戦争が終結するとすぐにインド人諸政党間の意見の違いを調整するための使節団を派遣すべきであるとした上で，過去25年間にイギリス政府がインド問題に対して行った動きはすべて遅過ぎたと論評したという。

州知事たちがどのような理由で，イギリス側からの積極的な行動を支持したのかは必ずしも明らかではない。しかしイギリスの対インド政策に対する全体的な不信感がインド人，とりわけ役人層の間に広がっているということについては，皆一様に認識していたようである。

ウェーヴェルは更にジェンキンズ，インド総司令官のオーキンレク，副王行政参事会内務メンバーのミューディ（Sir Robert Francis Mudie），副王秘書官のソーン（Sir John Anderson Thorne），「国王の代表者」の政治顧問官（Political Adviser to the Crown Representative）のワイリー（Sir Francis Verner Wylie）などにも意見も聴き，基本的な支持を取り付けた[15]。その上で，以下のような提案を含み，「インドの民事行政，軍事行政に責任を有しているこれらの人々が同じ考えを持っているということは驚くべきことであり，本国政府もこれを無視することはできないでありましょう」と述べた戦時内閣宛の覚書を作成し，「私はこの件を非常に重視しています。それでもし必要なら，自ら意見を述べるために帰国する用意があります」と書いた9月20日付の書簡で，エイマリに送り付けた[16]。なおこの帰国の意向については，彼はこの後何度も表明することになる[17]。

(1) できるだけ早い時期に中央に，主要な諸政党の代表から成り，現行の統治法の枠内で機能する暫定政府（a transitional Government）を樹立すべきである[18]。

(2) この暫定政府の仕事は以下とする。

(i) 新しい憲法と条約が実施されるまで，英領インドを統治（carry on）する（ただし戦争が続いている限り，この政府は当然戦争努力への支持を誓わせられなければならない）。

(ii) 和平会議やその他の国際会議への英領インドの代表を任命する。

(iii) 制憲議会，もしくは新憲法を起草することになる他の機関の構成を検討し，イギリス政府との条約の交渉にあたる。そして提案されたその構成に対して，主要なコミュニティーに属するインド人指導者の支持を取り付ける。

(3) 暫定政府の樹立に向けて，まず最初にガンディー，ジンナーと非公式に話し合い，もし希望が持てるようであれば，他にアンベードカルやスィク教徒の代表，パンジャーブのムスリム，ヒンドゥー・マハーサバーの代表などを含めた公式の会議（conference）を召集する。ただしこの段階では藩王は除外する。

(4) この会議の役割は以下のこととする。

(i) 暫定政府の構成について合意を形成する。しかし現在の総督行政参事会の構成を考えた場合，総督とインド総司令官に，ヒンドゥー6名，ムスリム6名，スィク教徒1名，被抑圧階級の代表1名，を加えたものが適切であろうと考える。

(ii) 統治法第93条州に自治政府（popular Government）を再建するための最善の方法を検討する。なお自分は，この州政府が連立政府となるように努力するつもりである。

(5) この提案には明らかに困難と危険が含まれている。暫定政府の形成について合意が得られなかったり，逆にでき上がった暫定政府のメンバーが団結して，総督の立場を侵害するようなことになるかもしれない。また憲法・条約作成機関の構成について合意が得られないかもしれないし，逆にイギリス政府が受諾できないような提案が提出される可能性もある。しかし何もしなければ，最終的にもっと大きな危険に直面することになるであろう。

この提案はジェンキンズなどの協力で，9月30日には新聞への声明やラジオ向け放送の草案も作成されるというように，更に煮詰まったものとなっていた[19]。またウェーヴェルの9月29日付のノートに以下のような名簿をみることができることからも，会議に招待するインド人指導者の顔触れもより具体的なものになっていったことが分かる（なお確実な者として星印が付されている）[20]。

★ガンディー，★ジンナー，★ラージャーゴーパーラーチャーリ，★アンベードカル，フィローズ・カーン・ヌーン（Firoz Khan Noon），★スィク教徒（タラ・シング［Tara Singh］かジョゲンドラ・シング［Jogendra Singh］），★アネイ（Aney），ブーラーバーイー・デサーイーかネルー（Nehru），ヒンドゥー・マハーサバーの代表，★チョットゥー・ラーム（Chhotu Ram），★キズル（Khizr），ナワーブ・オブ・チャッタリ（Nawab of Chhatari），ナジムッディン（Nazim-ud-Din），アルデシル・ダラル（Ardeshir Dalal），ザフルッラー・カーン（Zafrullah Khan），ムカジー（Mookerjee）

こうしたウェーヴェルの提案は，彼が以前に行ったものと基本的に同じものといってよく，イギリス政府がそれまでインド人指導者の間の新憲法作成についての合意を権力移譲の必要条件とし，それが達成されるまでは自分の方からは行動を起こさないとしてきたのに対して，実質的な権限を先に与え，インドが抱える共通の問題に対して彼らを一緒に働かせることで，逆にその合意を得やすくしようとしている点に特徴があったといえよう。しかし当初よりさまざまな反対意見が予測された。またこの9月9日に始まっていたガンディー・ジンナー会談が9月26に決裂していたことも，この提案の将来に暗い影を投げ掛けていた。

このウェーヴェル提案に対してエイマリは，提案内容そのものの利点と，それが戦時内閣に受諾される可能性という2つの観点から検討を加え，ウェーヴェルに宛てた1944年10月3日付の書簡[21]，10月10日午後1時45

分付の電報[22]，10月10日午後7時15分付の電報[23]，10月12日付の書簡[24]をとおして，要旨以下のような疑問や意見を伝えた。

(1) 提案されている暫定政府は現行の統治法の枠内で機能することとされており，これは1942年にクリップスが戦時中の措置について提案したものと同じである。会議派がこうした提案を受諾するかどうか疑わしい。
(2) パキスタンについて何の保障もなく，統一インドを前提に会議派をなかに抱え込むような政府に，ジンナーが参加するとは思えない。
(3) 暫定政府ではヒンドゥー・メンバーとムスリム・メンバーの人数が同数になると提案されているが，ジンナーにはすべてのムスリム・メンバーの推薦権が与えられるのか。
(4) 提案では現行の統治システムを変更しないとされているが，交渉をとおしてそれが変えられる危険はないか。
(5) たとえ総督の覆決投票権（overriding power）が保留された形で暫定政府が樹立されたとしても，実際にそれを行使できないような事態が発生する危険が多分にある。
(6) たとえ思い通りに暫定政府が樹立されても，それが存続できるかどうかは疑わしい。またクリップス提案とは違い将来の憲法についての合意を前提としていないため，政府内に鋭い緊張が生じ，将来をめぐる多くの策略が展開される可能性が高い。
(7) 暫定政府の樹立に失敗した場合，現在の政府をいたずらに動揺させることになる。またそれに成功したとしても，インドを基地とする重大な作戦が迫っている今，経験もなくしかも政略に奔走しそうな政府を持つことに利点があるとは思えない。
(8) 戦時内閣では，閣僚の個人的な考えはどうあれ，インドについてはこれまで常に首相の情熱的な感情に従ってきた。そして政党を問わず今も皆，少なくともドイツの敗北までは連立を維持することが重要であると考えており，対立を先延ばしできるならば，その道を選

ぶであろう。

(9) 労働党の大臣は連立を壊すよりも，与党，野党のいずれとしてかは別にして，連立解消後にインド問題に対して自分自身の方法で対処できるように，確実に自分たちの手を汚さない道を選ぶであろう。

(10) それ故，選挙が近づいている今，戦時内閣がウェーヴェルの提案に同意する見込みはほとんどないであろう。

しかしエイマリは，インド統治の直接の担当者として，ことをなるがままにしておけばよいと考えていたわけではなく，イギリス側からインド問題の解決に積極的に乗り出すべきであるとする議論を，基本的には理解していたようである。彼はこうした立場から，先の書簡や電報をとおして，要旨以下のような対案を出した[25]。

(1) 戦時中は，会議派と連盟を除いたインドの世論を十分に代表している副王行政参事会を維持し，彼らがインドの，そしてインドとイギリス共通の問題に全力で取り組める保障を与える。

(2) 「国防参事会」(National Defence Council)[26] に州の首相や経験豊かな政治家，労働者，被抑圧階級の代表などを必要に応じて加え，将来のインドの憲法について討議し提案を行うための会議(conference)[27] を召集する。

(3) 新憲法についての提案がまとまった段階で，それを会議派や連盟を含めた民選の機関の批准に付す。

このエイマリ案の特徴は，副王行政参事会には手をつけずに現在の行政機能を維持する一方で，将来に向けては新憲法の作成機関と批准機関とを分離し，前者についてはさしあたり会議派と連盟を除外してことを進めようとした点にあったといってよかろう。

しかしウェーヴェルは，このエイマリ案を「馬鹿げた対案」と一蹴し[28]，10月22日付のエイマリ宛電報で，この提案および彼の批判に対して，要旨以下

のような反論を展開した[29]。

(1) 自分の提案には多くの危険がともなうが，危険を冒さないで事態打開に向けた前進はできない。
(2) インド人指導者から成る暫定政府が故意に戦争努力を妨害するとは思わない。また戦争努力への支持は暫定政府樹立の条件であり，戦争努力への影響についてはインド総司令官も心配していない。
(3) 総督の覆決投票権が侵害される危険についていえば，現在すでに，総督でもインド大臣でも副王行政参事会の決定を覆すことは容易ではない。われわれはすでに事実上，インド人に対して，それに見合った責任を与えることなく非常に大きな権限を移譲している。現在の状態が安全で満足の行くものであると考えるのは間違いである。
(4) インド人諸政党と世論に対して，イギリス政府が本当にインド問題の解決を望んでいるということを確信させられるならば，たとえ失敗しても事態がより悪くなることはないであろう。
(5) エイマリ案についていえば，イギリス政府が会議派と連盟をいかに嫌っても，事態の鍵を握っているのはガンディーやジンナーであり，彼らを無視して進むことはできない。

そして10月24日には，彼は1年間の副王職を振り返っての報告という体裁をとった長文の手紙をチャーチルに書き，事態の打開を図ろうとした[30]。「あなたが私をしばしば厄介な部下と思われたであろうということを私は知っています。そして，私もあなたをいつも仕えやすい上司だと思ってきたわけではありません」という書き出しで始まり，最後を「あなたもご存じのように，私には特別の思惑があるわけではありません。私はこの職に任命されることを求めもしなかったし，願ってもいませんでした。しかし私は自分が仕えている英連邦の将来にとってきわめて重大な責任のある立場におかれているので，あえてあなたに自分の考えを提出する次第です」と締め括るこの手紙で，ウェーヴェルは要旨以下のような考えを率直に述べるとともに，

自らの提案をまとめた覚書をエイマリに託していることを伝えた。

(1) 2，30年前にインドの政治的な改革を始めたとき，われわれは引き返すことのできない一つの進路を設定した。そしてインドに早い時期に自治を与えるという全体的な政策は，クリップス提案によってすでに確約されていることである。

(2) そればかりか，われわれはインドを力で保持することはできない。第1にイギリスの世論がそれを認めないし，国際世論も同様である。またイギリス人兵士もそのほとんどが，戦争終結後インドを押さえ付けるためにここに残るのを望まないであろう。

(3) 現在のインド政庁はいつまでも存続することができないだけでなく，長く続くこともできない。(インド統治の)究極的な責任は依然としてイギリス政府にあるが，それはもはや効果的な行動を取る力をまったく持っていない。われわれはすでに，副王行政参事会メンバーが支配的な力を持ち，しかもそれに次第に気付きつつあるというような，そうした立場におかれているのである。

(4) われわれの目標がインドを英連邦に残すことにあるのであれば，遅れることなく何らかの建設的な行動を取らなければならない。われわれがガンディーやジンナー，そしてその手下たちを信用しなかったり，嫌ったりする理由はたくさんある。しかし会議派と連盟はインドのヒンドゥー，ムスリムを代表する政党で，これからもそうである。彼らは新聞や集票マシーンや集金バッグを支配しており，確固とした政党としての威信を持っている。われわれは彼らを飛び越すことはできない。

(5) われわれは大きな危険を冒すことなく動くことはできない。しかし何よりも危険なのは，戦後インドが英連邦の力を削ぎつづけるような傷になることである。私は簡単だとは思わないが，インドを連邦に留めることがまだ可能だと思う。今特別の努力をしなくても，われわれはインドを不安定ながら，何年かは押さえておくことができ

るかもしれない。しかし最後にはインドは無秩序状態になり，おそらくは他の者の手に渡ってしまうであろう。

(6) われわれの行動は誠意に満ちた，友好的なものでなければならない。私には提案を提出する用意がある。それは危険をともなうものであるが，インド問題の解決を進める最善の方法であると思う。

彼はエイマリに対して，このチャーチルへの手紙の最も重要な点は，イギリス側に「心」(spirit)を変えるように要請したことにあると述べているが[31]，それはチャーチル宛書簡の言葉でいうならば，「平均的なインド人知識層に，イギリス政府は真剣にそう思っており，インドのためを考えているのだということを確信させられるようなもの」でなければならなかった[32]。こうした観点から彼は，10月26日，イギリス側の「心」の変化を示し，自らの提案を補うものとして以下のような方策をエイマリに提案し，意見を求めた[33]。

(1) インドにできるだけ早く自治を与えるというのがイギリス政府の明瞭な意図であるということを，首相自身が宣言する。
(2) イギリス政府にはインドに対する負債の支払いを拒否するつもりはないという宣言をする[34]。
(3) インドの輸送問題を援助するために数隻の船舶を贈与するか，ポンド負債の一部にそれを充てる。
(4) 戦争終結時にインド海軍に近代的船舶を与える約束をする。
(5) インド高等弁務官の地位を上げ，彼に現在インド省が行っている業務の一部を移管する。
(6) 合衆国におけるインドの代表の地位を大臣（Minister）に昇格させる。
(7) インド関係の業務をインド省から自治領省に移管する。

ウェーヴェルとの意見交換をとおして，エイマリは次第にウェーヴェルの立場に共感を感じていったようである。このことは彼が10月24日付の

ウェーヴェル宛電報で,「あなたの前任者はこうした重大な提案をする際には普通，代表的な州知事の意見を政府に知らせてきたものです。たとえ何人かがあなたと違った意見を持っていたとしても，詳細については有益な示唆を与えてくれるかもしれません」として，特に連合州，中央州，ボンベイ，パンジャーブの州知事の意見を求めていることからも分かる[35]。

しかしエイマリも，こうした問題をチャーチルと話し合うことには躊躇したようである。彼が預かっていたウェーヴェルの覚書をチャーチルに渡し，インド委員会での検討を要請したのは，11月6日のことであった[36]。しかしチャーチルは，11月21日の閣議の席においてそれを含めた関連文書を閣僚に配布する手配をエイマリに要請したものの[37]，11月26日付のウェーヴェル宛電報で「こうした重大な問題はゆっくりと検討すべきであり，それも戦争勝利後の平和な時にするのが一番である」と告げたきり，審議を急ごうとはしなかった[38]。

一方この間インドでは,ガンディー・ジンナー会談の決裂を受けてサプルー(Sir Tej Bahadur Sapru) が事態打開の工作を進め，11月19日,「超党派指導者会議」(Non-Party Leaders' Confernce) の常任委員会が憲法問題解決のための「調停委員会」(Conciliatory Committee, 以下，サプルー委員会) を設置していた[39]。

ウェーヴェルからの度重なる催促にもかかわらず，エイマリにはチャーチルを説得する自信がなかった[40]。そこで彼は12月2日付のアトリー宛書簡で,「結果はどうであれわれわれは，自分たちが彼の提案の検討さえ拒否したり，彼がその説明のために本国に戻りたいというのに許可しなかったといったことが将来明らかになることに，おそらく我慢できないでありましょう」「私自身がウインストンにいってもほとんど効果がないでしょう。しかし連立内閣の片方の指導者であるあなたなら，副王がこんなに深く思っているのが明らかなことを遅らせたのを黙認したという立場に自分がおかれることに我慢できないということを，彼に分からせることができるでしょう」と述べ，ウェーヴェル提案をインド委員会に諮るようにチャーチルを説得してくれるよう依頼した[41]。12月4日までにチャーチルはこの件を認めたようである。

ただしそれは，インド委員会は予備的な議論をし，明確な結論を出す前に戦時内閣に報告すべきであるという条件付においてであった[42]。

インド委員会(第4回)は12月6日，アトリー議長の下で，アンダーソン，サイモン，エイマリ，グリッグ，クリップス，バトラー（Richard Austen Butler，教育相)，ブリッジズ，レイスウェイト（Sir Gilbert Laithwaite，書記)の出席を得て開かれた[43]。ウェーヴェルとエイマリの間で交わされた書簡と電報が討論資料として提出され，審議に付された。会議の記録からは発言者を特定することはできないが，ウェーヴェル提案については以下のような点が指摘され，委員会は全体としてそれに反対の立場を明確にしたことが明らかである。

(1) イギリス政府はクリップス提案において，戦後インド人によって作成された憲法を受諾すると約束しているが，その履行についてわれわれの側に落ち度はない。
(2) 将来の憲法についての合意がないままインド人政治指導者からなる暫定政府を樹立するというのは非現実的である
(3) ウェーヴェル提案は，いかなる法制上の計画についてもインド人の間に合意がなければならない，という重要な必要条件を放棄している。
(4) ガンディーを復活させるような提案を受け入れることはできない。
(5) ウェーヴェル提案は1943年9月のそれと実質的に同じものであり，それ以来戦時内閣がそれを受諾しなければならなくなるような事態の変化は何も起きていない。
(6) ウェーヴェルは州知事，インド総司令官，副王行政参事会の内務メンバーの支持を受けているといっているが，提出資料からはどの程度の支持を得ているのかが不明確である。

しかしエイマリとクリップスは，ウェーヴェルの意見を直接聴くまでは最終的な結論を出すべきではないと主張し，インド委員会もウェーヴェルの熱

意と彼が辞任する恐れなどを考慮して，これを承認した。なおエイマリ案については，憲法作成という技術的な点からも，またそこで作成された憲法が諸政党に受け入れられるかどうかという点についても期待できないことが指摘されたが，明確な結論は出されなかった。

12月18日午後5時30分，戦時内閣はチャーチルを議長として閣議を開き[44]，インド委員会からの報告書[45]を検討した後，その勧告を承認した。

この決定はエイマリによって12月22日付の電報でウェーヴェルに伝えられた[46]。なおその時期については，「インド人側の動き（initiative）に干渉するようなことになってはいけないから」として，サプルー委員会の結果が明らかになってからと伝えられたが，ここには約2，3カ月後と予想されたサプルー委員会の決定が明らかになった頃にはウェーヴェルも考えを変えているかもしれないという期待が込められていた[47]。一方ウェーヴェルは，12月25日付の日記に「インド大臣はサプルー委員会を［私の帰国を遅らせる］口実に使い，その報告が出されるまで待つべきであると提案してきた」と不満の意を記している[48]。

3．デサーイー・リヤーカト協定（パクト）

会議派の有力指導者の一人であったブーラーバーイー・デサーイー（Bhulabhai Desai）は現実派の政治家であった。彼は「インドを立去れ」決議に至る会議派の一連の動きのなかでもガンディー派に与することなく，ネルーやアーザードとともに，日本軍からのインドの防衛を連合国の軍事力に頼るという現実的な路線を追求した[49]。彼は1939年に会議派運営委員会メンバーに選出されるが，「インドを立去れ」決議のときは健康上の理由からその職を外されており，このため逮捕を免れた[50]。「インドを立去れ」運動時の彼の活動については詳しくは分からない。しかし，その終焉とともに会議派議員が少しずつ中央立法議会に出席するようになり，それにともないそこでの会議派議員の代表としての彼の活動も再開されたとみてよかろう[51]。

デサーイーがウェーヴェルに最初に会ったのは1944年11月15日のことであるが，それはスルタン・アフマド（Sultan Ahmad，副王行政参事会情報・

放送メンバー）の仲介で実現したものである[52]。ウェーヴェルの報告によれば，このとき彼はすでに，ウェーヴェルに対して，現行の（中央）立法府のメンバーから成り，現行の統治法の枠内で機能する国民政府（a National Government）を樹立する計画を洩らし，ウェーヴェルの意向を打診している。またここで彼は，会議派メンバーの釈放によって統治法第93条州に自治政府（popular Government）が復活する可能性についても触れ，今会議派メンバーを釈放しても何の危険もないと述べたという。

デサーイーは年が明けて再度ウェーヴェルとの接触を試み，1945年1月13日の午後，秘書のジェンキンズと会った[53]。ここで彼は，連盟指導者でジンナーの片腕であったリヤーカト・アリー・カーン（Liyaqat Ali Khan）との間で合意されたとする暫定政府樹立に向けた提案を示し，ウェーヴェルとの会見を求めた。この提案は後にデサーイー・リヤーカト協定[54]として知られることになるものであるが，内容は要旨以下のようである。

(1) まず総督がデサーイーとジンナーを呼び，中央に暫定政府（Interim Government）を樹立するための援助を要請する。
(2) デサーイーとジンナーは中央立法府のグループに相談し，閣僚候補者名簿を提出する。その選出は中央立法府メンバーによってなされるが，閣僚候補者はそのメンバーに限定されない[55]。
(3) 閣僚ポストの宗教別比率については連盟を「抱き込む」（square）ことができると思うが，さしあたり連盟と会議派のそれぞれについて同数の40%，他の少数派コミュニティー20%を考えている。
(4) 暫定政府は現行の統治法の枠内で機能するが，総督とインド総司令官を除くすべての閣僚にインド人が任命されることとする。
(5) 長期的問題の解決策には関知しないこととする。ジンナーはパキスタンを左右することのないこの種の政府に同意するであろう。長期的な問題は臨時政府が1年位機能すれば，解決がより容易になるであろう
(6) 統治法第93条は失効し，会議派は州政権に戻るであろう。しかしそ

の場合，政党間の合意によって連盟の代表が含まれることになるであろう。

(7) 中央，州のいずれにおいても選挙は行われないこととする[56]。

(8) 暫定政府が樹立されるまで獄中にある者は釈放しないこととする[57]。

以上から明らかなように，暫定政府の閣僚の選出方法が不明確な点を除けば，これはウェーヴェルの構想に非常に近いものであり，彼が会議派の側からなされたこの提案に注目したのは当然といってよかった。彼は1月14日付の電報で早速この提案をエイマリに報告するとともに，疑問点を明らかにするために1月20日にデサーイーに会うつもりであることを伝えた[58]。

本国政府の反応は早かった。この電報を受け取ったエイマリは翌日の1月15日，早速アトリーにインド委員会での検討を依頼し[59]，チャーチルも16日，この突然の動きについて報告書を作成するようインド委員会に指示した[60]。インド委員会は同じ1月16日に開かれるが，そこでは以下のような疑問が出された[61]。

(1) 暫定政府が戦争努力を支持するという保障はどのように得られるのか。

(2) 「インドを立去れ」決議は撤回されるのか。

(3) 閣僚の選出方法について，インド人側から提出される候補者名簿を副王が受諾しなければならないということになってはいないか。

(4) ガンディーや会議派，そして連盟の支持がどの程度得られるのか。

(5) 少数派コミュニティーのための20%の代表権は，具体的にどのように活用されるのか。

そしてインド委員会の決定に従ってエイマリは，同日午後8時30分付のウェーヴェル宛電報で，連絡があるまでデサーイーとの会見の手配をしないよう指示した[62]。しかしこの電報を受け取る前にウェーヴェルは，1月20日

午前に彼に会うことをすでに約束してしまっていたため，本国政府はそれを延期することで誤解が生じることを恐れ，いかなる言質も与えないということを条件に，不承不承それを認めた[63]。

ウェーヴェルとデサーイーの話し合いは45分間に及んだという[64]。ここでウェーヴェルはガンディーとジンナーの態度について尋ねたが，デサーイーの返答は，ガンディーはこの提案を承認しており，会議派運営委員会にもそうするように助言するであろうというものであった。ジンナーについては，まだ直接会っておらず，リヤーカト・アリー・カーンをとおして支持が得られるであろうと確信していたに過ぎなかった。暫定政府の戦争努力への支持については，適切な閣僚を選出することによって保障されるはずであり，その最終的な決定権は総督とイギリス本国政府にあるとされた[65]。また彼は暫定政府がすぐに新憲法の作成に乗り出すことには反対の立場を取り，インド人諸政党が協力して行政を担当することを重視し，「もしこれが実現すれば，コミュナル問題と憲法問題の解決はより容易になるであろう」と考えていたという。

この提案の最大の問題は，それがガンディーとジンナー，ひいては会議派と連盟双方に本当に受諾されるのかどうかということにあった。彼はデサーイーとの会見を終えるとすぐにエイマリにその模様を報告するとともに，ジンナーとの会見許可を繰り返し求めた[66]。しかしロンドンはこのデサーイーの提案にはきわめて懐疑的であった。そしてリヤーカト・アリー・カーンがデサーイーとの協定について言質を避けたということ，そしてジンナーが同じ質問について自らの関知を否定したという1月26日付のバンガロールからのAP通信の報告は，彼らに対して更に慎重にふるまう口実を与えた[67]。

インド委員会は1月23日の会議で，ウェーヴェルからの報告は自分たちの疑問を解消するものではないとして，秘書のジェンキンズがリヤーカト・アリー・カーンに会いジンナーの立場を探るまではしてよいが，ウェーヴェル自身がジンナーに会うのは認めないということを決めた[68]。これに対してウェーヴェルは，1月29日付のエイマリ宛電報で，本国政府の疑問について以下のような詳細な反論を展開した[69]。

(1) 戦争努力への支持を保障させるためには，(i)会議派と連盟の責任ある機関による決議によるか，(ii) 選出される閣僚の個人的約束によるかしか方法はないが，前者を確保するためには会議派運営委員会メンバーの釈放が不可避となり，結局デサーイーの提案するように信用に足る人物を閣僚に選出するしか方法はない。

(2) 閣僚の選出は総督に委ねられるという点で合意している。そして総督の特別な権限が連盟の権利を保障するものである以上，これが認められなければ連盟の合意は得られない。

(3) 暫定政府が外部から操縦（コントロール）される危険については，デサーイーに個人的な見解以上のものを要求することはできない。

(4) ガンディーとジンナーがどの程度その提案を支持しているかは，デサーイーとジンナーに一緒に会わなければ知ることはできない。

(5) 「インドを立去れ」決議を撤回できるのは会議派だけである。しかしこの決議は実際にはすでに意味を失っており，これを公式に撤回させようとすると，逆に死んだものを生き返らせることになりかねない。

(6) 少数派コミュニティーの代表権に関する具体的数字はデサーイー，ジンナーと話し合うまで知ることはできないが，総督とインド総司令官を除く約10名の閣僚からなる政府を想定すれば，カースト・ヒンドゥー4名，ムスリム4名，スィク教徒1名，指定カースト1名，となるであろう。

そして，「自分を関与させないでどんなことをしても，デサーイーの誠意とか連盟の意図や考えを知ることはできません」[70]「イギリス政府はインド問題の解決を進める上で，これまでで最大のチャンスを持っていると思います。検討してみて駄目になるかもしれません。しかし私は，デサーイーの提案を成功させるチャンスをつかむことを強く支持します」[71]として，デサーイーとジンナーの両名を呼び，公式に彼らの意向を確認することを許可してくれるよう何度も要求した。

この問題の審議は1月30日のインド委員会においてなされた[72]。閣僚の選出方法をはじめ，これまで提起してきた疑問がまったく解消されていないというのが全体的な感想であった。意見は2つに分かれた。エイマリはこの間のデサーイーの活動，およびウェーヴェルが彼と接触したことなどがすでに新聞などで報道されているため，今ウェーヴェルに話し合いをやめさせたならば，ロンドンからの指示によるものであるとして，イギリス政府が内外で批判の的にされるのは確実であろうと考えた。また彼は，インド人の側からなされた真剣な提案であるとウェーヴェルが信じているものに，これ以上関ってはならないと指示することはきわめて難しいであろうとも感じていた。これに対してアンダーソンとサイモンは，提案されている暫定政府が戦争努力を支持する保障が閣僚の人選をとおしてしか得られないことに懸念を表明するとともに，今ジンナーとデサーイーに会えば，いきなり暫定政府づくりの交渉に突入する危れがあることに関心を向けた。

長い話し合いの末採用されたのは中間の方法，つまりウェーヴェルがジンナーとデサーイーに会うのは許可するが，彼は自分自身，およびイギリス政府のいずれの立場についても言質を与えてはならず，イギリス政府はこれまでどおりインド人に，現統治法の枠内で副王行政参事会に加わって欲しいと願っている，ということだけを伝えるというものであった。この決定はエイマリによって，2月3日付の電報でウェーヴェルに伝えられた[73]。

ウェーヴェルがこの電報を受け取ったのは南インドを視察中の時である。彼は2月17日にデリーに戻りすぐにジンナーに会おうとしたが，このときジンナーはボンベイにおり，3月になるまでデリーに来る予定はないとのことであった。次章で述べるように，彼は帰国の日取りを決めなければならず，それまで待ってはいられなかった。そこで彼は，2月22日付のボンベイ州知事コルヴィル（Sir John Colville）に宛てた極秘親展書簡で，これまでの経緯と指示を詳細に書き記し，代行を依頼した[74]。

コルヴィルとジンナーの会談は2月24日の午前中，2時間にわたって行われた。コルヴィルの報告によれば，会談は以下のように進んだようである[75]。

ジンナーはまずリヤーカト・アリー・カーンが彼の指示に従ってデサーイー

と交渉を行ったということを強く否定した。この話し合いに自分が関与しているという記事を新聞で読んでショックを受けたとさえいった。当然，連盟の関与も否定した。彼はコルヴィルを通しての今回の話しがこの件についての最初の申し出であるとして，「この会談が出発点である」といったという。ジンナーは3月6日のデリー行きの予定を告げ，そのときにウェーヴェルと会いその件について話し合いたいといった。それに合わせて連盟の委員会を召集したいので，会見の日時を知らせて欲しいともいっている。コルヴィルは何度もデリー行きの予定を早めてくれるよう頼んだが，健康を理由に断られたとのことである。午後になって，ジンナーがデサーイー提案の内容を書いたノートを欲しいといってきたので，彼はウェーヴェルの指示を仰いだ[76]。コルヴィルはこのときの印象について，ジンナーは言質を与えることはしなかったが，この提案を嫌ってはいないようにみえたと語っている。

ジンナーとの会談は3月6日に予定された[77]。彼は予定どおりデリーには来た。しかし病気を理由に会談の延期を申し入れた[78]。一方ウェーヴェルは，本国政府との話し合いのため3月20日，ロンドンに向けて出発した。このためジンナーとの会談は行われないまま，インド問題をめぐる議論はロンドンに場所を移し続けられることになったのである。

このデサーイー提案をめぐってはいくつかの謎がある[79]。ここで詳しく扱う余裕はないが，以下の点だけ指摘しておきたい。

まずガンディーがこの提案にどのように関っていたのかという点については，デサーイーが自らの計画を説明するために書いたとされるノートにガンディーが修正を加えていることを含め[80]，ガンディーがデサーイーの行動をよく知っており，容認していたことを示す史料は多い。ただし，ガンディーは会議派運営委員会の承認を得るように主張し，もし可能ならば彼らを説得する用意があると明言していた[81]。

次にリヤーカト・アリー・カーンとの合意の有無についてであるが，これは両人の署名がなされた以下のような文書が残されていることからも，それがあったことは間違いなかろう[82]。

［中央に暫定政府を樹立するための提案］

会議派と連盟は共に中央に暫定政府（an interim government）を樹立することに合意する。暫定政府の構成は以下のようなものとする：

(a) 中央立法会議の会議派と連盟の議員によって指名される同人数の者（ただし被指名者は必ずしも中央立法会議の議員である必要はない）。

(b) 少数派の代表（特に指定カーストとスィク教徒）

(c) インド総司令官

暫定政府は現行の統治法の枠内でつくられ機能することとする。ただし内閣（Cabinet）は，たとえある法案を議会で通過させることができなくとも，総督もしくは副王の保留権によってそれを無理に通過させることはしないこととする（これによって内閣は総督から十分に独立することになるであろう）。

もし暫定政府が樹立されたならば，最初に会議派運営委員会メンバーの釈放をすることに，会議派と連盟は合意する。

この目的を達成するための方法として，現在の所，以下のようなことが考えられている。

上記の了解に基づいて，会議派と連盟の間の合意の上に立って中央に暫定政府を樹立したいという提案を総督にさせるための何らかの方法を探すこととする。そして総督がジンナー氏とデサーイー氏を一緒，もしくは別々に招いた時に，暫定政府を共に樹立する用意があるという願いを伝え，上記の提案をすることとする。

次にすることは諸州において統治法第93条を撤回させ，できるだけ早く，連立の線で州政府を樹立することとする。

B.J.D. 11/1/45.

L.A.K. 11/1/45.

明らかにこれは，両者のこれからの話し合いの叩き台として作成されており，ウェーヴェルの側に伝えられたほど具体的なものとはなっていない。な

おジンナーがこの件にどのように関っていたかについては明らかでない。ただ，彼の秘書のクルシード（K. H. Khurshid）の回想[83]やその後のジンナーの行動から推測すると，彼は後になるまでこの件について本当に知らされていなかったと考える方が自然のように思われる。

ちなみに，デサーイーは会議派運営委員会の頭越しに行った一連の活動，とりわけ暫定政府樹立まで会議派運営委員会メンバーを釈放しないよう画策したことを理由に，シムラー会議では会議派の閣僚候補者名簿からはずされ，また1946年の総選挙では公認資格も拒否され，政治生命を失っただけでなく，結果的に寿命まで縮めることになった。

注

1）マラリアに罹り衰弱死する恐れがあったためである。Menon, *op.cit.*, p.159.

2）ガンディーは彼をとおして副王に自らの政治的立場を伝えるつもりでいたが，彼がガンディーとの会見ノートを『タイムズ・オブ・インディア』紙に公表してしまったため，改めて副王に宛てて書簡を書いた。この記者会見の模様は，Tendulkar, D. G., *Mahatma, Life of Mohandas Karamchand Gandhi*, Vol. 6, Bombay, Times of India Press, 1953, pp.317-20.またこの間の事情については，Menon, *op.cit.*, pp.159-60.

3）Tendulkar, *op.cit.*, p.322.

4）「インド立去れ」決議を導くにあたってのガンディーの動機については，四宮，前掲「『インドを立去れ』運動……」参照。

5）この書簡は，Gwyer, Sir Maurice and Appadorai, A. (eds.), *Speeches and Documents on the Indian Constitution 1921-47*, Vol.II, London, 0xford University Press, 1957, p.545.

6）ウェーヴェル作成の回答案は，*Journal*, pp.84-5.

7）Journal, p.83. なおウェーヴェルは8月12日付の日記で，これがチャーチル自らの筆によるものであろうと推測している。*Journal*, pp.85-6.

8）Gwyer and Appadorai, *op.cit.*, pp.545-7.

9）ガンディー・ジンナー会談については，近藤治「ガンディー・ジンナー会談の

諸前提」(『追手門学院大学創立10周年記念論集文学部篇　1976年10月)，同「ガンディー・ジンナー会談とその波紋」(『追手門学院大学文学部紀要』第13号　1979年12月)参照。

10) 第2次大戦の戦況の変化については，さしあたり，A. J. P. テイラー(古藤晃訳)『第2次世界大戦一目で見る戦史一』新評論　1981年参照。

11) *Journal*, p.78.

12) Note by Jenkins, 1 Sept.1944, *TP*.V, No.1, p.1.

13) この会議での議論については，*TP*.V, No.1, pp.1-6, Note by Wavell, 5 Sept. 1944, *TP*.V, No.4, pp.8-10, Wavell to Amery (L), 5 Sept.1944, *TP*.V, No.5, pp. 10-13, *Journal*, pp.88-9.

14) 彼自身のノート (Note by Wavell, 5 Sept.1944, *TP*.V, No.4, pp.8-10) によれば，ここで彼はかなり具体的な計画を提示したことが分かる。

15) Wavell to Amery (L), 20 Sept.1944, *TP*.V, No.19, p.37.　なおジェンキンズ，ミューディ，ワイリーの意見については，それぞれ以下のノートにみることができたが，オーキンレクとソーンのそれについてはみることができなかった。Note by Jenkins, 6 Sept.1944, *TP*.V, No.6, pp.14-6, Note by Mudie, Sept.9 1944, *TP*. V, No.9, pp.19-23, Note by Wylie, 11 Sept.1944, *TP*.V, No.12, pp.25-8.

16) Wavell to Amery (L), 20 Sept.1944, *TP*.V, No.19, pp.37-41.

17) 例えば，Wavell to Amery (L), 24 Oct.1944, *TP*.V, No.64, p.126, Wavell to Amery (T), 26 Oct.1944, *TP*.V, No.68, p.140, Wavell to Amery (T), 1 Dec.1944, *TP*.V, No.123, p.260.

18) ここでウェーヴェルは，1935年統治法で修正が必要になるのは，第9付則36(3)の「総督行政参事会には，少なくとも10年間インドにおいて国王の官吏を務めたことのある者が，最低3人は含まれていなければならない」の箇所を削除するだけであるとしている。

19) Note by Wavell, 29 Sept.1944, *TP*.V, No.26, pp.56-8.　Note by Jenkins, 30 Sept.1944, *TP*.V, No.27, pp.58-61.　なおウェーヴェルは，後者にあるジェンキンズ作成のウェーヴェルのラジオ放送用文案を，数カ所表現を変えているがほとんどそのままの形で，エイマリに伝えている。Wavell to Amery (T), 5 Oct.1944,

TP.V, No.41, pp.88-9.

20) Note by Wavell, 29 Sept.1944, *TP*.V, No.26, p.57. なお，ウェーヴェルは10月5日にはこれとは少し違った人選をし，エイマリに伝えている。Wavell to Amery (T), 5 Oct.1944, *TP*.V, No.39, p.86. また招待予定者についてのジェンキンズの考えについては，Note by Jenkins, 6 Sept.1944, *TP*.V, No.6, p.14, Note by Jenkins, 30 Sept.1944, *TP*.V, No.27, p.59.

21) *TP*.V, No.38, pp.81-3.

22) *TP*.V, No.51, pp.96-7.

23) *TP*.V, No.52, pp.97-100.

24) *TP*.V, No.54, pp.105-7.

25) なおエイマリは，これとは別に，インド人の主な不平・不満・憤りはインド政庁に対してではなく，ダウニング街（首相官邸）や議会（下院）にあるという考えに立って，インド人諸政治勢力の間での合意を完全自治の必要条件とする従来のやり方を改め，まずインドに「ウエストミンスター憲章」の下で自治領諸国が享受しているのと同じ地位を与えるという，画期的な提案を披露している。ただし，インドを「無秩序」に委ねることはできないとの考えから，その独立は現行の統治法の下で機能するインド政庁に対してでなければならないとしていた。彼によれば，この措置によって，インド政庁はこれまでどおりインド統治を行うが，インド政庁からの要請がない限りイギリスがインドの問題に関連する法律をつくったり，それに干渉したりすることはできなくなるはずであった。

彼はこうした「革命的」な措置が今取られるべきなのか，それとも戦後に取られるべきなのかは問われてもよいとしながら，個人的には今それをする用意があるとしている。*TP*.V, No.38, pp.81-3.

26) 戦争遂行に際して，できるだけ政府と民間との連携を確保するために1941年7月21日に設立された機関で，州，藩王国，そしてインド各界の代表約30名からから構成されていた。ただし，会議派はもちろん連盟の参加も得ることができなかった。Menon, *op.cit*., p.109.

27) ちなみにエイマリは，1944年12月6日のインド委員会(第4回)の席上で，この会議について，あらゆる党派，利益を代表するが，とりわけパンジャーブの軍

事種族（martial races）の利益を完全に代表する約40名から50名の規模のものを構想している，と説明している。*TP*.V, No.137, p.277.

28) *Journal*, p.92.

29) *TP*.V, No.61, pp.121-4.

30) この書簡の全文は，Wavell to Amery (L), 24 Oct.1944, *TP*.V, Enclosure to No.64, pp.126-33.

31) Wavell to Amery (T), 26 Oct.1944, *TP*.V, No.68, p.139.

32) Wavell to Amery (L), 24 Oct.1944, *TP*.V, No.64, p.132.

33) Wavell to Amery (T), 26 Oct.1944, *TP*.V, No.69, p.140.

34) 第2次大戦期における英印間の債務関係については，浜渦哲雄『インドの戦時財政（1939～1946年）』（『アジア経済』第11巻 第10号1970年10月）参照。

35) *TP*.V, No.63, pp.125-6. なおこの要請に従って，ウェーヴェルは，ボンベイ（Note by Colville, 28 Oct.1944, *TP*.V, No.75, pp.158-9），連合州，パンジャーブの州知事（Note by Glancy, 26 Oct.1944, *TP*.V, No.70, pp.141-3）の意見を確認し，先の州知事会議で確認済みとした中央州，ベンガル州知事の意見を加えて，1944年10月29日付の電報（*TP*.V, No.78. pp.161-2）でエイマリに報告している。連合州知事については口頭で確認したと思われ，彼からのノートはみえない。ちなみにボンベイ州と連合州の知事はウェーヴェル案を支持したが，パンジャーブ州知事は連合党政権を困難な立場に追い込むという理由から反対の立場を取った。

36) Amery to Churchill (M), 6 Nov.1944, *TP*.V, No.90, p.178

37) *TP*.V, No.104, p.213. なおエイマリが作成した11月22日付の討論資料としての覚書は，*TP*.V, No.106, pp.214-8.

38) *TP*.V, No.111, p.235.

39) この委員会はサプルーを議長として，全部で22名から成っていた。その構成については，Wavell to Amery (T), 6 Dec.1944, *TP*.V, No.135, pp.272-3.

40) ウェーヴェルからの催促については，例えば，Wavell to Amery (T), 27 Nov 1944, *TP*.V, No.114, p.237, Wavell to Amery (T), 1 Dec.1944, *TP*.V, No,123, p. 260.

41) Amery to Attlee (L), 2 Dec.1944, *TP*.V, No.125, pp.260-1.

42) *TP*.V, No.137, p.275.

43) この会議の記録は，*TP*.V, No.137, pp.274-9.

44) この閣議の記録は，*TP*.V, No.152, pp.310-2.

45) *TP*.V, No.147, pp.296-8.

46) *TP*.V, No.155, pp.313-4.

47) *TP*.V, No.137, p.278.

48) *Journal*, pp.106-7.

49) 四宮，前掲「『インドを立去れ』運動……」参照。

50) Azad, Maulana Abul Kalam, *India Wins Freedom*, Calcutta, Orient Longmans, 1959, pp.134-5.

51)「インドを立去れ」運動時における彼の活動については彼の伝記，Setalvad, M. C., *Bhulhabhai Desai*, New Delhi, Publications Division, Ministry of Information and Broadcasting, Government of India, 1968 もほとんど触れていない。

52) Wavell to Amery (L), 23 Nov.1944, *TP*.V, No.109, pp.226-7. なおこの会談についてのノートは，*TP*.V, Enclosure to No.109, pp.230-1.

53) この会談については，Wavell to Amery (T), 14 Jan.1945, *TP*.V, No.197, pp.400-2. なお後述するように，後にデサーイー・リヤーカト協定として公にされたものは話し合いを進めるための叩き台の性格をもっており，ここで示されたような具体的な形を取っていない。

54) これは当時，Desai-Liaquat Formula, Desai-Liaquat Pact などの名称で呼ばれた。なおこの事件については，近藤，前掲，「ガンディー・ジンナー会談とその波紋」もその顛末を紹介しているが，ここでは特にイギリス側の動きに注目した。

55) 彼はその名簿の人数を閣僚の数 (portfolios) よりも多くするか同じにするかについては，検討していなかった。

56) この時期に選挙を実施することには，コミュナル対立をあおるだけであるという理由からウェーヴェルも反対の立場を取っていた。

57) この理由についてデサーイーは，1月27日，V.P.メーノーンに，もし暫定政府樹立前に会議派運営委員会メンバーが釈放されれば，彼らはおそらく交渉をだ

めにするであろう，しかしひとたび連立政府が中央と地方で機能してしまえば，たとえ自分が罪を負わされることになっても，彼らは既成事実を受け入れるであろうと述べたという。Menon to Jenkins (L), 27 Jan.1945, *TP*.V, No.234, P.476.

58) *TP*.V, No.197, pp.400-2. なお，会談予定日が1月20日となったのはウェーヴェルに視察旅行の予定があったためである。

59) Amery to Attlee (L), 15 Jan.1945, *TP*.V, No.198, p.402.

60) Minute by Churchill, 16 Jan.1945, *TP*.V, No.200, p.404.

61) この会議の記録は，*TP*.V, No.201, pp.404-7.

62) *TP*.V, No.202, p.407.

63) ウェーヴェルからエイマリへの連絡は，Wavell to Amery (T), 18 Jan.1945, 1.5pm, *TP*.V, No.208, p.415. なおこの決定は，1月18日にインド委員会でなされたが，その記録は，*TP*.V, No.211, pp.416-7. またエイマリからウェーヴェルへの連絡は，Amery to Wavell (T), 18 Jan.1945, 11.30pm, *TP*.V, No.212, p.418.

64) この会見の模様については，Wavell to Amery (T), 20 Jan.1945, *TP*.V, No.215, pp.423-5.

65) ウェーヴェルは1月29日付のエイマリ宛電報で，会議派の戦争努力への支持の保障をこれ以上に得ようとすれば会議派運営委員会メンバーの釈放が不可避となるため，これが最善の方法であると述べている。*TP*.V, No.236, p.479.

66) 例えば，Wavell to Amery (L), 23 January 1945, *TP*.V, No.227 ,p.447.

67) この報告は，*TP*.V. Enclosure 1 to No.233, pp.472-3. なおこの発言についてウェーヴェルは，「学術的（アカデミック）な議論に自らを関与させまいとする連盟特有の姿勢」の表れに過ぎないとしている。Wavell to Amery (T), 29 Jan.1945, *TP*.V, No.235, pp.478.また，デサーイーはこの件についてV. P. メーノーンに，もし政府が自らの提案を受諾すれば，不満はいうかもしれないがジンナーが参加することは保障できるといったという。Menon to Jenkins (L), 27 Jan.1945, *TP*.V, No.234, p.476.

68) この会議の記録は，*TP*.V, No.226, pp.443-5. なおこの決定は1月24日付の書簡でウェーヴェルに伝えられた。*TP*.V, No.230, pp.457-8.

69) *TP*.V, No.236, pp.479-81. なお紙幅の関係上，ここでは一部省略した。

70) Wavell to Amery (T), 29 Jan.1945, *TP*.V, No.235, p.478.

71) Wavell to Amery (T), 30 Jan.1945, *TP*.V, No.237, p.481.

72) この会議の記録は，*TP*.V, No.238, 483-6.

73) この電報は，*TP*.V, Appendix to No.242, pp.494-6.

74) *TP*.V, No.276, pp.593-5.

75) Colville to Wavell (T), 24 Feb.1945, *TP*.V, No.283, p.607-8.

76) ウェーヴェルは，デサーイーはこの提案について文書にしたものは何もくれなかったので，自分が書いたデサーイーとの会談記録を公式のものとして扱うのは不公平であるとするとともに，ジンナーが彼を交渉に引き込もうとしているとして警戒している。Jenkins to Symington (T), 25 Feb.1945, *TP*.V, No.286, pp.616-7.

77) 当初は3月7日水曜日午前11時に予定されていたが，変更になったようである。*TP*.V, No.286, p.617.

78) Wavell to Amery (T), 7 Mar.1945, *TP*.V, No.300, p.665. なお病名は肋膜炎だといわれていた。Wavell to Amery (T), 12 Mar.1945, *TP*.V, No.305, p.671.

79) セタルバードのデサーイー伝は，疑問点を以下のようにまとめ，それぞれについて詳しく検討している。

(1) デサーイーはガンディーの同意と承認を得て，連盟との交渉を行ったのか。

(2) デサーイーはガンディーの指示を超えたり，それとは違った活動をしなかったか。

(3) デサーイーはリヤーカトとの合意事項に，ジンナーが同意しているかどうかを確認しようとしなかったのか。

(4) デサーイーに監禁中の会議派運営委員会を飛び越えたり，裏切ったりする行為はなかったか。

(5) 釈放後の会議派運営委員会のデサーイーに対する態度は正当化されてよいか。

(6) もし正当化されないとしたら，彼らは何故そうしたのか。

(7) デサーイーがガンディーの同意を得て行動していたとしたら，何故ガンディーは彼を擁護しなかったのか。

Setalvad, *op.cit.*, pp.242-92. なおこれらの問題については，他に，Azad, *op. cit.*, pp.134-7（ちなみにアーザードは，会議派のデサーイーに対する仕打ちについて批判的に語っているが，不思議なことにこの自叙伝の改訂版とされている Azad, Maulana Abul Kalam, *India Wins Freedom, the complete version*, Madras, Orient Longman, 1988 では，この事件に触れた部分は完全に削除されている），Pyarelal, *Mahatma, The Last Phase*, Vol. I, Book-One, Ahmedabad, Navajivan Publishing House, 2nd edn., 1965, pp.117-21.

80) この手書きのノートの写真版は，Setalvad, *op.cit.*, appendix I, pp.361-6 にみることができる。これを活字にしたものは，*Ibid.*, pp.255-6.

81) Pyarelal, *op.cit.*, p.119.

82) タイプで打たれたこの史料は，Setalvad, *op.cit.*, Appendix II, pp.367., pp.256-8. また，リヤーカト・アリー・カーンの釈明については，*Ibid.*, pp.272-5. なおこの協定が存在したことについては，パキスタン歴史協会編集の独立運動史も認めている。Pakistan Historical Society (ed.), *A History of the Freedom Movement*, Vol.IV, Karachi, 1970, Part II, pp.234-5.

83) Khurshid, K. H.(edited by Khalid Hasan) *Memories of Jinnah*, Karachi, Oxford University Press, 1990, p.38, 45. なおこの書物について若干述べておくと，著者の K. H.クルシードは 1944 年から 1947 年 10 月までジンナーの私設秘書を務めた人物で，1988 年にラーホールから少し離れた所で交通事故で亡くなっている。彼は生前からジンナーの伝記を書きたいと願っていたというが，死後それに備えて書き貯めたと思われるたくさんの手書きのノートが発見された。『ジンナーの思い出』と題されたこの書物は，彼の妻の兄（弟）であるハーリド・ハサンがこのノートを編集したものであり，ジンナーの素顔を伝えてくれる貴重な史料といえる。ここでは特に，シムラーに列車で向かう途中，ニューデリーから乗り込んできたリヤーカト・アリー・カーンが同席を願ったのに対して，ジンナーがこの事件へのこだわりから一瞬ためらいをみせたという記述に着目した。

III．ウェーヴェル提案をめぐる議論

1．インド委員会での審議

ウェーヴェルからの再三の催促にもかかわらず，本国政府は彼の帰国をすぐに許可しようとはしなかった[1]。当初の1月25日頃という予定が3月末になり，更にそれが6月初旬に延期されるに至り，ウェーヴェルは3月15日付の電報でエイマリに対し，「政府はこれまで私の提案を検討するのに約6カ月をかけている。あと3カ月も棚上げされるのに同意することはできない」として強く抗議した[2]。インド委員会は翌日の午前11時30分からの会議で急遽この件を取り上げ，サプルー委員会や予定されていたジンナーとの会談の結果を検討するためにも遅いほうがよいとしながらも，エイマリに対してできるだけ早いウェーヴェルの帰国についてチャーチルの承認を得るよう求めた[3]。

「私はあなたの帰国が必要とは思っていなかった」と後にウェーヴェルに書き送っているように[4]，チャーチルは彼の帰国にまったく乗り気ではなかった。しかし彼もインド委員会の決定に従ったようである。

エイマリは3月16日午後6時40分付のウェーヴェル宛の電報で，3月25日までに帰国するよう要請するとともに，3月21日のカラチ発の特別機を手配した[5]。総督代行を務めることになったボンベイ州知事のコルヴィルが総督官邸に着いたのは3月19日（もしくは20日）の夜中のことであった。ウェーヴェルは彼に事情を話し，3月20日の午後2時にあわただしくデリーを出発し，翌日の午後7時にカラチに着いた。そしてカイロを経て3月23日，ロンドン南西部の町プール（Poole）に到着した[6]。なお随員は，秘書のジェンキンズと「憲法改革調査局長官」（Reforms Commissioner）のV. P. メーノーン（V. P. Menon）の2名である。

ウェーヴェルは当初，イギリスでの滞在予定を2，3週間とみていたが，結果的には約2カ月半の長期に及んだ。この間，計14回のインド委員会が開かれ，ウェーヴェルはそのうちの5回に出席し意見を述べている。不思議な

ことに，ウェーヴェルに同行し頻繁に助言を与えていたにもかかわらず，V. P. メーノーンは彼の著書『インドの権力移譲』[7]でこの間の議論についてまったく触れていない。以下，ウェーヴェルが出席したこの5回のインド委員会での議論を中心に，本国政府によるウェーヴェル提案の取り扱いをみて行きたい。

ウェーヴェルが出席したインド委員会の最初の会議（第13回）は，1945年3月26日午前10時30分にアトリーを議長として開かれ，話し合いは2時間に及んだという[8]。

まず最初にウェーヴェルは，1943年の副王就任にあたって戦時内閣から次の4つの訓令を受け取ったことを確認し，17カ月間におけるそれぞれの遂行状況について説明した。

(1) 戦争を遂行し，それに対する最大限のインド人の支援を確保する。
(2) できる限りインドの経済発展を成し遂げ，人々の生活水準を向上させる。
(3) ヒンドゥー，ムスリム間の不和の解決に努める。
(4) もし可能ならば政治的発展のための提案をする。

そして，(1)(2)は順調に遂行することができたが，(3)は副王就任時の状況とまったく変わっていないとして，(4)についての自らの提案の説明に入っていった。

彼はアジア（East）におけるイギリスの将来の経済，安全，名望，威信がインド問題の解決如何にかかっており，インドの政治的発展を実現することによってイギリスはインドでの市場の確保，およびインドとの産業協力においてきわめて有利な立場に立つことができるだけでなく，インドの安定が帝国と世界の安定の基礎となることを力説し，このまま手をこまねいていれば戦争終結時には深刻な事態が発生し，しかも現在の政府にはそれを収拾する能力がないということを指摘した。

次に彼は，これまでになされてきたいくつかの反対意見を念頭において，

反論を展開した。

第1に，彼の提案が会議派の復活を促すという点については，会議派がこれまでイギリスに対して敵対的であったことを認める一方で，「ガンディーが生きていようといまいと」会議派を飛び越えてインド問題の解決を図ることができないということを強調した。第2に，今ある副王行政参事会を全面的に改組することについては，現在のメンバーには就任した時から辞職の用意があることを指摘した上で，能率の低下についてもそれほど心配していないということをつけ加えた。第3の問題として，連盟が中央政府に加わることでパンジャーブの連合党政権が崩壊する危険が指摘されていた[9]。これについても彼は，問題の処理さえ間違えなければ，連合党にはガンディーにもジンナーにも抵抗できる力があると述べている。最後に，話し合いの過程でイギリス側が受諾できないような要求が出され，その結果計画が失敗した場合，イギリスに対する不満や敵意が増大し，かえって事態を悪くするようなことにならないかという不安に対しては，やってみなければ分からないとした。

討論では多くの疑問や懸念が表明された。まずガンディーがどういう反応をするかということについて，ウェーヴェルは，「ガンディーは今75歳で，しかも重病人である。ある報告によれば，連続して思考できるのは2，3分でしかないという。それ故，これまでのように大きな影響力を行使できまい」と述べた上で[10]，彼が自分の提案とそれほど違わない「デサーイー・リヤーカト協定」を承認していることを根拠に，自らの計画が成功する可能性を示唆している。一方，ジンナーの対応については，先のボンベイ州知事コルヴィルの報告やデサーイーの発言を紹介しつつ，デサーイー・リヤーカト協定への関与は否定したものの，ジンナーにはその提案を検討する用意が明らかにあったとし，「頭はこれまで同様活発に働いているが，ジンナーも今や歳をとっており，それほど健康ではない，ということも覚えておくべきである」と述べている[11]。

なおついでにいえば，彼は1944年7月11日付の日記に，「3人の非協力的で，頑固で，非妥協的な人物がいなくなるまで，われわれははたして解決の機会を持てるのだろうかと思う：ガンディー(ちょうど75歳)，ジンナー(68

歳)，ウィンストン(70歳近い)」と記し，チャーチルもガンディー，ジンナーと同列に扱っている[12]。

次に諸政党が州政権の復活を望んでいるかどうかという問題があった。この点についてウェーヴェルは，会議派の支持者の多くがそれを望んでおり，会議派内でも思慮ある人々は1937年の組閣の経験から，連立政権の必要性を認識していると答えている。しかし，デサーイーが暫定政府が樹立されるまではそのメンバーを釈放すべきでないとしていたように，会議派運営委員会についてはそう簡単にはいえなかった。ウェーヴェルも彼らは釈放されると間違いなく政府に敵対的な姿勢を取るであろうと予想しており，この段階では彼らの釈放は考えていなかった[13]。

委員会はつづいて，ウェーヴェル提案を実施した際に生じるであろうと予測された問題の具体的検討に入るが，そこでは次のような点が指摘された。第1に，政党指導者が現行の副王行政参事会に「大臣」(Minister)として任命された場合，彼らは議会に対して責任を負っていないにもかかわらず，議会において政党と一体となって行動し，時には辞職してしまうような事態が生じまいかという懸念が表明された。彼らが副王行政参事会の外部から操縦(コントロール)される恐れも指摘された。こうした点についてウェーヴェルは，ヒンドゥー・メンバーとムスリム・メンバーの人数を同数にしておくことで，ある程度はこうした危険を防げるはずであると答えている。

第2に，アトリーは提案されていた新政府での副王の「覆決投票権」(overriding power)を問題にし，副王がこれを行使できなくなるのであれば統治法の改正(constitutional advance)を意味し，副王は急速に「自治領」の総督の地位に近くなり，逆にこれが行使できるのであれば，そもそも提案が受諾されないのではないかと尋ねた。これに対してウェーヴェルは「覆決投票権」を放棄する気がないことを確認した上で，副王の権限を実際に守ってくれるのはこれまで使ったことのない拒否権ではなく，宗派間のバランスであると反論している[14]。

第3に，アトリーは提案されている政府においては，副王の権威が損なわれるのではないかという懸念を表明したが，ウェーヴェルもそれが手強いも

のとなるであろうということを率直に認めた。

ウェーヴェルも指摘しているように，今インド問題に積極的に取り組むことの危険と困難が強調されたが，誰もそれに代わる対応策は持っていなかったのである。

ウェーヴェルを交えた2度目の会議（第14回）は，3月27日午後10時30分に開かれた[15]。

ここで問題にされたことは，第1に，ウェーヴェル提案が法制上の変更をともなうものかどうかということであった。これについてウェーヴェルは，拒否権を無分別に行使する気はないが，それを行使しないという紳士協定を結ぶつもりもなければ，その権限を放棄するつもりもない。また本国議会およびインド大臣の管轄（コントロール）についても変更を加える意図はないとして，法制上の改正をまったく考えていないことを強調した。しかし，たとえ法制上の変更はなくても，副王行政参事会の改組の仕方次第では実質的な法制上の改正をともなうことになる，という点が指摘された。

第2に，会議派の「インドを立去れ」決議が問題として取り上げられたが，これについてウェーヴェルは，「インドを立去れ」決議はもう死んでおり，それを公式に撤回させようとすれば，逆に復活させることになりかねないと警告している。第3に，素人に行政を任せることによる機能の低下が懸念されたが，この点についてはウェーヴェルも決して安易に考えていたわけではなく，そうした可能性があることを認めている。第4に，アトリーは，現在の政府をイギリス本国議会の管轄，選挙民の管轄のいずれにも従属しない「褐色の独裁政府」（brown oligarchy）に変えてしまうのではないかという恐れを率直に述べた。これは1日目の議論と重複するものであるが，こうした危惧に対してウェーヴェルは，新政府は議会に責任を負わなくても，現在の政府よりははるかに広範な民意に支えられることになると反論している。

この会議についてウェーヴェルは，「1時間半話し合ったが，われわれはほとんど前進できなかった。彼らの誰一人として私の提案を好んでおらず，明らかに反対できる点を探しては取り上げた。しかし誰にも代案はないようであった」と，その日の日記に書き記している[16]。

しかし3月29日に,「インド委員会は今サイモンを除いてインド問題の解決に向かって動くことを支持している」とクリップスがウェーヴェルに伝えたように[17], インド委員会は3月29日の会議(第15回)でウェーヴェル提案に沿った具体的方策の検討を始めたのである[18]。ただしそれはインド問題を解決したいという願いからでも, ウェーヴェル提案への積極的な賛意からでもなく, この後何度も繰り返していわれるように, ウェーヴェルのインド副王就任から18カ月近く経っているにもかかわらず,その間インド問題は何の進展もしておらず, しかも副王が問題解決の相談に帰国したのに, 何の新たな方針も宣言せずに,彼を手ぶらで帰すなどというわけにはいかないという, 当座の差し迫った理由からであった[19]。

この会議ではまず次のようなことが問題にされた。

ウェーヴェル提案の骨子は, 戦時中にインド人政治指導者から成る暫定政府をつくるために, 彼らと「非公式」な会議を開く許可を政府に求めるものであった。彼がここで「非公式」という点にこだわったのは, 統治法の改正問題や具体的な計画が事前に公になることで, 話し合う前から様々な厄介な問題が噴出し, 会議が失敗することを恐れたからである。しかしアンダーソンをはじめとし, 委員会はこうした「非公式」な方法を嫌い,「公式」にことを進める道を選んだ。

理由は3つあった。第1に,「もし今副王が前進し, 政治指導者たちと合意が成立したら, 政府は後になってから議会に行き, このような法の改正が今なされなければなりません, なぜなら副王がインド人政治家たちと交渉をしていて, いくつかの点について合意に至ったからです, と報告することになるのではないか」とアトリーが後に述べているように, 議会との関係悪化を恐れたからである[20]。

第2に, アンダーソンをはじめ彼らのほとんどが, ウェーヴェル提案には単に法制上の改正をともなうだけでなく, これまでの対インド政策を大きく変更する内容が含まれているという認識に立って, 意図されていることの内容と意味, そして必要となる法的措置等を議会で明確にし, 事前に明示された枠のなかで公式の交渉がなされなければならないと考えたからである。そ

して第3の理由は，ウェーヴェルが要求する大幅な自由裁量権（general authority or free hand）を与えることによって，総督の権限と，総督からインド大臣，本国議会へと連なる責任系統がインド人政治指導者によって侵害されることを恐れたためであった。

この会議では，アンダーソンによってウェーヴェル提案に対する代案が提出されるが，それは実際には実施されなかった1935統治法の中央政府に関する部分を一部修正し，次のような形で実施しようとするものであった[21]。

(1) 総督行政参事会に代えて，イギリス国王ではなく総督によって任命され，総督に対して責任を負う「大臣参事会」(Council of Ministers)を設立する[22]。
(2) 「大臣参事会」は，インド総司令官を除きすべてインド人で構成されることとし，大臣の選出および罷免については総督の権限とする。
(3) 「大臣参事会」の構成は，カースト・ヒンドゥー40%，ムスリム40%，その他20%として，法で定める。
(4) インド全体の問題を話し合い，同時に「大臣参事会」と選挙民を結び付けるための機関として，州議会議員による比例代表選挙で選出される「インド・グランド参事会」(Grand Council of India）を設立し，大臣の選出はこの機関からなされることとする。
(5) 総督の権限については，1935年統治法以前のものは廃止し，1935年統治法に定められたものに限定する。
(6) 適切な保護規約に従うという条件で，外交を保留事項からはずし，同時にインドにイギリス高等弁務官を設置する。

このアンダーソン案は先述のような議論を考慮して作成されたもので，総督の権限を法によって明確に規定し，総督の権限と総督からインド大臣，本国議会へと連なる責任系統がインド人政治指導者によって侵される危険を未然に防ぐだけでなく，新たにつくられる行政参事会に「民主的」な性格を与え，アトリーが懸念していた「褐色の独裁政府」の出現をも防止しようとす

るものであった。

またこの会議では，イギリス政府の方針を総督の宣言によって明らかにすることが決められ，クリップスにその草案の作成が要請されたが，彼はそのなかでアンダーソン案を更に発展させ，以下のような構想を打ち出した[23]。それは総督と州知事が政党指導者と相談し，中央と州の議会から一定数，具体的には中央の議会から4名，比較的大きな州から3名ずつ，比較的小さな州から2名ずつの議員を選出して（必要によっては藩王国の代表にも道を開く），中央と州の関係に影響を与えるような問題について総督に助言を与えるための「インド・グランド参事会」を設立し，総督は「大臣」の選出にあたってはその4分の3をここから選び，残りの4分の1は先に任命された「大臣」に相談の上選出する，というものであった[24]。

このアンダーソン案は，クリップスによる「インド・グランド参事会」の構想も含めて，4月3日のインド委員会（第16回，ウェーヴェルは招待されていない）で議論された[25]。サイモンは「ウェーヴェル卿を手ぶらで帰したくないというような理由で不当に動かされてよいのか」として，依然こうした動きに反対していた。またアトリーは，「（われわれを）望んでいるよりも遠くに運んでしまうかもしれない」ウェーヴェルのインド人政治指導者との非公式の交渉を嫌っており，この点は他の委員も同様であった。こうして，アンダーソン案はウェーヴェル提案への代案として大筋で支持された。

ウェーヴェルが出席した3度目のインド委員会（第17回）は，4月5日午前9時30分に開かれた[26]。この日の日記に，「今朝のインド委員会でまったくわけの分からないものがインド委員会の提案として提出された。私にはそんなものを本当に信じる者がいるとは思えない。それはまったく不必要な法制上の改正と，誰が責任をもって作成したのかまったく分からない馬鹿げた『インド・グランド参事会』を提案するものであった」と記しているように[27]，ウェーヴェルはこのインド委員会の提案にまったく同意できなかった。彼は1つずつ問題点を取り上げて反論して行くが，主な論点は以下のようであった。

(1) インド委員会による提案は法制上の改正をともない，本国議会における長い議論を必要とする。
(2) 今必要なのは迅速な行動であり，不必要な法制上の改正は，インドでも新たな議論を引き起こすことになる。
(3) インド委員会の提案は総督の権限を実質的に削減するものであり，それは連盟を警戒させることになる。
(4) 国防と外交の業務をインド人大臣に委ねることには反対する。
(5) 総督の統治法上の地位を変更をしない以上，インドに高等弁務官を設置する必要はない。
(6) 「インド・グランド参事会」が何らかの権限を持つのであれば総督行政参事会や中央立法府と衝突する危険があるし，逆に何の権限も持たないのであれば，単に総督の選択領域を制限するだけの厄介なものにしかならない。

インド委員会の提案を実施した場合，どの程度の統治法の改正が必要になるかを検討した結果[28]，エイマリとクリップスはこの提案に消極的になっていった。エイマリについていえば，「インド・グランド参事会」にはもともと積極的ではなかったし，サイモンもこの問題が議会で広範な議論を呼ぶことを危惧していた。しかしアトリーは依然として，「議会の承認と法的な手続きがないまま，副王が協定（convention）によってインド人の大臣たちの考えるとおりにしなければならなくなり，しかもその大臣というのが単に外部の政党の幹部会メンバーに過ぎないという，そういう事態にわれわれがすべりこんでしまう」ことを恐れていた[29]。

次のインド委員会（第18回）は4月10日午後10時30分に，ウェーヴェルを招かずに開かれた[30]。インド委員会案がウェーヴェルによって拒否されたことで，議論は振り出しに戻った感があった。サイモンは，当初の予定どおりウェーヴェルがジンナーをはじめとするインド人政治指導者の反応を非公式に探るのが先決であると主張し，グリッグもバトラーもそれを支持した。しかしエイマリとクリップスの主張によって，委員会はともかくアンダーソ

ン案が基本原則としていた議会をとおした解決を目指すことを確認するとともに，インド大臣が議会で声明を行うことによって政府の方針を明らかにすることを決め，クリップスにその草案の作成を依頼した。

クリップスは翌日の4月11日にはその草案を作成するが，それは要旨以下のようなものであった[31]。

(1) 最近のウェーヴェルの帰国中に，政府は彼とともにインドの多くの問題を見直し，とりわけ現在の政治状況について話し合った。その結果を議会に知らせたい。
(2) クリップス提案がなされてからインドの憲法問題は解決に向けて何の進展もしていない。
(3) クリップス提案の時に述べられたように，新憲法の作成はインド人自身によってしかなされ得ない仕事である。
(4) この国が自治憲法をインドに対して付与するというのは言葉の上でも矛盾している。それは不可能であるだけでなく，イギリスは英領インドから撤退しつつある時に，そうした憲法を付与する責任を引き受けることはできない。
(5) クリップス提案は今もそのまま有効である。イギリス政府は依然として，インドの政治指導者が新憲法の作成方法について合意することを希望している
(6) 対日戦争と戦後の復興のための仕事で過重になっているインドの行政は，現在の政治的緊張によって更に圧迫されている。
(7) インドの労働者や農民のために緊急を要することは，インドのすべての人々の心からの協力なしには遂行できない。
(8) 新憲法が実施されるまでの暫定的な時期において，英領インド全体の人々の利益のために，インドの主要な諸コミュニティーと諸政党を互いに，そして彼らをイギリスと密接に協力させるために，イギリス政府には副王行政参事会を大幅に改造する用意がある。
(9) この措置は，副王行政参事会のメンバーのうち3人以上は，最低10

年間の役人経験を積んでいなければならないと規定している第9付則を修正することを除けば，1935年統治法をまったく改正することなく実施することができる。

(10) 副王は将来，主要なインド人諸政党の代表のなかから，諸コミュニティー間のバランスを考慮し，行政参事会メンバーの候補者を選出し，国王に推薦すべきである，ということが提案されている。

(11) 新副王行政参事会は，同じ比率のムスリムとカースト・ヒンドゥーの代表に，スィク教徒，指定カースト，そしておそらくはもう1つ他の少数派グループから各1名の代表を加えて構成されることとする。

(12) その選出方法は，各州と中央のインド人政治指導者から選ばれた名簿から副王が選出し，国王に推薦することとする。

(13) 新副王行政参事会は，副王と陸軍メンバーとして留まるインド総司令官を除けば，すべてインド人の代表で構成されることとする。

(14) 必要とされる立法上の手続きは小さなものに過ぎないが，イギリス政府はその背後にきわめて大きな法制上の改革があることを十分に認識しており，またそのことを強調したいと願っている。

(15) もし副王行政参事会のメンバーが将来，意図されているように，インド人の世論をこれまでよりも代表することになれば，彼らは必然的に現在のそれよりも強い影響力と大きな権限を持つことになるであろう。

(16) それ故，副王の権限は名目上は従来どおり変更はないが，副王の独断的な権限の縮小にともなって，インドは自治に向かって大きく前進することになるであろう。

(17) こうした計画が成功するかどうかは，責任あるインドの政治家たちにどの程度それに協力する用意があるかということにかかっている。

(18) 副王はインドに戻るとすぐにインド人指導者にこの提案を提示することを認可されている。

(19) 同時に，イギリス政府が実施しようとしていることがあと2つある。1つは新副王行政参事会において外交をインド人メンバーに委ねるということであり，もう1つは，インドにイギリスの利益を代表する高等弁務官を設置することである。

(20) この計画によって副王のインド大臣への，そして彼をとおしての本国議会への責任が変わることはない。

(21) インド人指導者たちがこの措置に協力するならば，イギリス政府はインド政庁に対して，直ちに政治犯を釈放するよう助言するであろう。

(22) ここで提案した措置が，インドの新憲法（constitution or constitutions）の本質的な形態を損なったり，またそれを先取りしたりすることはないであろう。

(12)の各州と中央のインド人政治指導者とは，4月10日のインド委員会での議論から考えて，州議会と中央議会の議員を指していると考えてよかろう。ウェーヴェルはこれについて，拘禁中の議員全員の釈放要求につながるという理由から反対したという[32]。なお，その名簿の作成方法は明確ではないが，これについてクリップスは，インドでの交渉によって決められるように故意に曖昧にしたのだと述べている[33]。

4月12日のインド委員会（第19回）ではこの草案をめぐって議論がなされ，多くの修正案が出された[34]。なかでも注目されるのは上記パラグラフ(16)（原文ではパラグラフ［20］）について，1935年統治法は総督に対して特定の事項に関し州知事の行動を監督する義務を課しているが，「副王の独断的な権限の縮小」という表現は新参事会にこの権限を侵す権利を与えているように読め，もし立法府に責任を負う自治政府が州に樹立されたならば，こうした政府を立法府に責任を負わない中央のインド人の権威の下におかないことが重要である，としたアンダーソンの意見を受けて，このパラグラフを削除し，新たに「もしこの計画が受諾されたならば，副王に対して，彼が将来『特別責任』（special responsibilities）[35]の行使を実際に求められる範囲を正確に

明示する新しい『指示文書』(instrument of instructions) が発行される」という趣旨のパラグラフを加え，総督が行使できる権限の範囲を限定することによって逆に，その権限を守ろうとしたことである。なおその草案の作成はエイマリに要請された[36]。

ウェーヴェルを交えた4度目のインド委員会（第20回）は，4月18日午前9時30分に開かれた[37]。会議は1時間半に及び，かなり荒れたようである[38]。なおこの会議にはクリップスは欠席している。会議はインド大臣による議会での声明の草案をめぐって展開された[39]。以下論点を整理してみたい。

まず全体についてウェーヴェルは，この草案がインド人政治指導者との会議の前に多くのことを明らかにし過ぎている点に難色を示した。それは会議の成功を難しくするだけでなく，「何も得られないかもしれないことの見返りに，多くのものを譲歩してしまうことになる」[40] というのが，彼の考えであった。彼は委員会の議会対策には理解を示しながらも，「自分の提案が厳密に限定されたものであって，それには統治法の改正は含まれておらず，中央政府における人の交替しか含まれていない」[41] ということを強調し，議会での声明を簡単なものにすることと，交渉にあたっての幅広い裁量権 (genaral authority) を求めたのである。

ウェーヴェルによればインド人政治指導者による副王行政参事会の改組は，単にこれまで行ってきたことを更に進めたもの (development) に過ぎず，政府が1942年にクリップス提案で示したもの以上のものではなかった。これに対して委員会はエイマリを除いて皆，ウェーヴェル提案が単に法律上の改正をともなうだけでなく，イギリスの対インド政策を大きく変更するものであるとみており，両者の間にはこの点について依然として基本的な認識の違いがあった。

グリッグとサイモン，バトラーの立場は変わらなかった。しかしアンダーソンとアトリーにはきわめて不承不承ではあったが，方法次第ではウェーヴェルの意向を支持する用意があった。

具体的な問題についていえば，ウェーヴェルが異義を唱えたのは次のような点である。

第1に，すべての政治犯の釈放について，彼はそうした措置が会議の成功を危うくするとして反対し，条件付釈放を主張した。

第2に，「総督への指示文書」による総督の権限の制限について，そのような声明がなされれば，その権限を全面的に廃止せよとか，それが行使される場合を明確にせよといった要求が起こるだけでなく，ムスリムや他の少数派コミュニティーを強く警戒させることにもなるとして，強く反対した。そもそも彼にはその必要性が理解できなかった。

第3に，外交をインド人大臣に委ねる提案については，インド人がそれを期待していないという理由から不必要な措置とした。彼はこの件については，むしろ段階的に進めたいと願っていた。

第4に，イギリス高等弁務官の設置については，むしろ新政府樹立後の課題として残しておくべきであると考えていた。

第5に，新副王行政参事会の構成について，それが事前に明示されれば会議が開始される前に反対が出たり，これに含まれない勢力から新たな要求が出されたりする恐れがあり，得策ではないとした。

なかでも，とりわけ問題とされたのは，2番目の総督の権限に関するものであった。エイマリを除いてインド委員会のメンバーは皆，交渉過程で総督の権限が侵されてしまうことと，議会が後に適切な説明がなかったことに不満を持つことを依然として恐れており，その必要性を主張した。話し合いの結果，委員会は，公式の「総督への指示文書」によって総督の権限を正確に定義し直すことはしないで，インド大臣からの一般的な(general)内容の「文書」(despatch) か「公式の書簡」(formal letter) でそれを行うことに合意し，エイマリがその草案の作成を引き受けた。

そしてエイマリは，新たな修正草案から4月12日にアンダーソンによって提案され追加挿入されていたパラグラフを削除するとともに[42]，4月21日には「……それ故，原則として私は，閣下（総督）が，インド統治法第9付則第41条(2)に由来しようとしまいと，あなたに授与されている権限の行使は，統治法の規定によってあなたの「自由裁量」で行動するかあなたの「個人的判断」を行使するよう求められている，もしくはその統治法全体が実施され

たらそのようにするよう求められたであろう事項，およびそうした範囲に限定されると考えるよう願っております。もしあなたが自らの権威に従って行動することが正しいと判断するような事態が生じた場合には，時間が許すならば，何らかの行動を取る前に私に指示を求めてくれることを願っております」といった内容を含んだ「文書草案」(Draft Despatch) を作成した[43]。

4月23日午後4時，ウェーヴェルを交えた5回目のインド委員会（第22回）がサイモンを議長として開かれた[44]。

ウェーヴェルはこの会議で，先のエイマリによる修正草案に大筋で合意した。しかしこの会議では逆に，エイマリの修正草案にあった「この提案には，副王の法制上の権限，もしくは彼のインド大臣への，そしてインド大臣をとおしての議会に対する責任を変更するようなものは何も含まれていない」という表現[45]には，副王の権限が実質的に制限されるという内容が含まれておらず，事実を正確に伝えていないということが指摘された。この点も含めて，委員会はエイマリとクリップスに草案の修正を要請した。

4月24日付のウェーヴェルの日記によれば，この新たな草案の作成は，エイマリとクリップスにウェーヴェル，この間のインド委員会での議論に秘書として参加してきたレイスウェイト，インド省の官吏，ジェンキンズ，V.P.メーノーンが加わってなされた。全体的に満足の行くものができ，エイマリ，クリップス，ウェーヴェルの3人は，自分たちがぐらつかなければ，インド委員会にしても戦時内閣にしても，これを覆すことは難しいであろうということで意見が一致したという[46]。

なお彼らは先述の箇所を，「この提案には，副王と彼の行政参事会の関係だけでなく，彼のインド大臣への，そしてインド大臣をとおしての議会に対する責任を変更するようなものは何も含まれていない」と修正していた[47]。

4月25日午後5時，インド委員会はサイモンを議長に，ウェーヴェル提案に関する戦時内閣への報告書を作成するための会議（第23回）を開いた[48]。なおアトリーは訪米中のため欠席しており，ウェーヴェルは招かれていない。

委員会は結論を出さなければならなかった。しかし委員会には依然として，ウェーヴェル提案そのものを拒否し何もするべきではないという強い意見が

あった。

まずグリッグは，委員会のほとんどのメンバーがウェーヴェルの帰国を許可したのが間違いであったと考えており，エイマリ以外は誰もウェーヴェル提案を歓迎していないだけでなく，アンダーソン案にさえ快く思っていない者もいると述べた[49]。またそれが実行されれば，これまでイギリスのインド支配に協力してきた勢力や藩王を恐れさせるだけでなく，パンジャーブにも悪影響を与え，副王行政参事会をマールワーリー(Mārwālī)[50]の支配下におくことになるとして，何もしないか，あるいは1935年統治法の活用を柱とするアンダーソン案を採用するかのいずれかを選択するよう主張し，この間決められてきたことを委員会の統一見解として戦時内閣に報告することに反対した。

サイモンの考えも基本的にはグリッグと同じであった。しかし彼は，何もしないでウェーヴェルを手ぶらで帰すことは難しいと判断しており，こうした状況では委員会がこの間取り組み，決めたことが一番よかろうと考えていた。彼にはインド人政治指導者がこれを受諾するとは思えなかった。しかしたとえ拒絶されても，議会および国の内外でしかるべき評価は受けるであろうと考えていた。

バトラーも，今イギリス側がインド問題の解決に乗り出すことには反対であった。彼もサイモン同様，それがインドで受諾されるとは考えていなかった。そしてそれでも委員会がことを進めるというのであれば，内閣に対して口頭もしくは書面で自分の考えを表明する権利を保留せざるを得ないとした。

こうした見解に対してエイマリは，まず1935年統治法の復活案は責任政府を持った単一の連邦制（federal unity）の復活を意味するため，ムスリムがそれを受諾する可能性はまったくないと述べ，選択肢は何もしないか，この間委員会が到達したものしかないと主張した。その上で，もしうまく行けば何年も続く暫定的な体制（interim constitution）を獲得できるかもしれないし，失敗してもクリップス提案がそうであったように，内外での政府の評価を高めることになるであろうとして，後者の承認を訴えた。

アンダーソンはまだ迷っていたが，ウェーヴェルを手ぶらで帰すことはで

きなかった。しかし4月24日にエイマリとクリップス等によって修正された声明草案の副王の権限に関する箇所についてはまだ不満をもっており，以下のように明確な形に修正した上で副王への指示についての言及を加え，事態がスリップして行くのを防ぐべきであるとした[51]。

> 総督の参事会への代表的要素（representative elements）の導入は，実際それが成功する程度に応じて，総督が彼個人に授けられている特別の権限を行使することを制限し，それにともない，インド大臣とイギリス議会自体の権限と責任が事実上制約されることになるに違いない。しかし，今回の提案のこのような結果が率直に認識され，そして受け入れられるべきであるということは重要であるが，同時に組織化された代議制度をとおして人々に効果的に責任を負う行政府がインドに樹立されるまで，総督とインド大臣，およびイギリス議会の権限と責任が廃棄されることはないということが完全に明らかにされなければならない。

インド委員会はこれを含め，「声明草案」に更に多くの詳細な修正を加えた。そして内閣への報告書については，サイモンの意見に従って以下の線に沿って作成することで合意し，サイモンにその作成を要請した。

(a) われわれがことを進ませてよいのかどうかを決めるのは内閣である。副王が話し合いのために帰国してしまったということが，いずれの決定についても1つの大きな要因となっている。内閣が結論を出すのを助けるために，われわれはいずれの側についてもその主な理由を述べるべきであるが，しかし委員会が内閣に対して決定的なガイダンスを与えることができなかったということを付け加えるべきである。

(b) 戦時内閣がもし声明が出されなければならないと決めたならば，その時は，本委員会は添付する「声明草案」によって勧告されているものに改善を加えることはできない。

そして4月27日には，ウェーヴェル提案の概要，インド委員会での議論のまとめ，そして以下の結論からなる詳細な報告書が戦時内閣に提出された[52]。

> 今新しいことに乗り出すべきかどうかについて，われわれは統一見解に到達することができませんでした。この件についての決定は，われわれが整理した論点を考慮して，戦時内閣によってなされなければならないと考えております。われわれには，副王が訴えている形での提案を受諾できないことは明らかであります。もし戦時内閣が新しい一歩を踏み出すべきであると決めたならば，その時は添付してある「声明」とこの報告書のパラグラフ11に沿ってなされるべきであると，われわれは勧告致します。

なお，ここでいわれているパラグラフ11とは，(a) 一定期間内にインド軍を完全にインド人化する予定であるという趣旨の発表を，インド大臣が先の声明について議会で説明する際に行う，(b) 外交をインド人メンバーに委ねる，(c) インドにイギリスの利益を代表する高等弁務官を設置する，(d) インド大臣は先の声明を議会で行う際に，交渉が成立した場合政府には，インドの関係当局に対して1942年の8月決議の結果拘禁されている者の釈放を検討するよう勧告する用意があることを明らかにする，から成っていた。

2．閣議での審議

4月30日午後10時，インド委員会の報告書を検討するための最初の閣議がチャーチルを議長として開かれた[53]。話し合いは2時間15分に及んだという。

話し合いはまずサイモンがインド委員会を代表して，この間の審議過程を説明するとともに，自らの個人的見解を述べることで始まった。

チャーチルはこれまで同様，インド問題について，今イギリス側から行動を起こす必要があるとはまったく感じていなかった。必要とされている統治法の改正案が容易に議会をとおるかどうかについても確信がなかった。議会

の会期の問題もあった。またこのようなきわめて重大な問題が，政権がまさに終わろうとしている時に行われてよいのか，ということにも疑問を呈した。こうしたことを別にしても，彼には提案そのものがどっちつかずのもののように思えた。副王行政参事会から官吏メンバー（official element）を除くというのは重大な問題であるにもかかわらず，それは些細な法の改正程度の印象しか与えないのではないか。「声明草案」にみる限り，すべての権限が副王とインド総司令官に掌握されるということは，これまでと変わらないはずであった。インド人への外務メンバー職の移譲も些細な譲歩に過ぎなかった。彼にはこのような提案がインドで受け入れられるとは思えなかった。

彼自身はクリップス提案にしがみついているべきであると考えていた。インド人自身の間で合意が得られないとしても，それはイギリス側の責任ではない。ただし，もしそれが実現すれば，インドから進んで軍を撤退し，完全な「自治領の地位」を与える用意があり，それは軍事的観点からみても，インド防衛の負担からイギリスを解放してくれるであろうと述べた。

つづいてエイマリは，今回の提案がすでに承認されているクリップス提案の枠内にあるものであることを確認するとともに，連立を組んでいる時に行動することで，次回の選挙のみならずそれ以降の選挙においても，インド問題を政党間の論争からはずせるという大きな利点があることを指摘し，支持を求めた。

モリソン（Mr Herbert Morrison，内相）は，イギリス側から行動を起こすことに共感を持った。またベヴィンには，その提案がインド人に自治領に向かって前進しているという気持ちを起こさせるもののように思えた。そして大きなことができないから何もすべきでないという考えには同意できないと述べた。そして拒絶されてもイギリス側の立場が悪くなることはないであろうとして，提案を支持した。

グリッグとバトラーについてはこれまで何度か述べてきたが，グリッグはその提案がもし受諾されたら，バニヤーの政府（Bania Government）[54]が生まれる公算が高く，それはヒンドゥー支配の下で金貸し階級のために利用されることになるであろうとして，依然難色を示した。ただしバトラーは，従

来の持論を展開したものの，もし内閣がインド問題への取り組みを決めたならば，その提案を最善のものとして受け入れるとした。

クリップスは，インドでは副王だけでなく，すべての州知事と副王行政参事会のヨーロッパ人メンバーが，イギリス側からの積極的な行動を望んでいるということを指摘した。そして，インド問題を平和的に解決しようとすれば，インドで増大しているフラストレーションを和げる必要があり，提案されている計画はインドにある緊張を緩和し，インドを自治領として連邦に残留させる可能性を大きくするであろうと主張した。

アンダーソンは心配がないわけではないとしながらも，その提案はインド委員会における十分な審議をとおして作成されたものであるため，もし失敗しても事態を悪くすることはないであろうとして，基本的にそれを支持する立場を明らかにした。

また空相のシンクレアは，ウェーヴェルを手ぶらで帰したり，彼が辞職するようなことになったら，確実にその説明を求める声が起こるでろうという懸念を表明した。

最後にチャーチルが，行動を起こすには依然として疑問が多いが，今行動すればそれは全政党の政府（all-party government）によって行われることになるという議論には説得力を感じていると述べた。しかし彼は早急には決定できないとして，話し合いを延期してしまった。

しかしながら，この話し合いは一向に再開されなかった。

5月8日，ドイツの降伏によってヨーロッパの戦争が終った。そして5月23日，10年ぶりの総選挙を7月5日に行うことを告示して連立政府は辞職し，改めてチャーチルを首相とする保守党単独の選挙管理内閣が成立した[55]。エイマリによれば，チャーチルは多忙の上，選挙の見通しを考えるので頭がいっぱいであったという[56]。議会の会期は6月15日までしかなかった。予定では議会でのエイマリによる「声明」と同時に，ウェーヴェル自らもインドでラジオをとおして提案を呼び掛けることになっており，それまでにはインドに戻っていなければならなかった。インドに戻るのに最低3日間はかかり，しかもその後副王行政参事会に今回の計画を説明し，場合によっては彼らの

見解を戦時内閣に伝えなければならないということも計算に入れておかねばならなかった。また重要な藩王国には今回の計画について伝えておくことが望ましかった。これらのためにウェーヴェルはインドで最低8日間を必要とし，先の3日間を合わせると，エイマリが議会で「声明」を発表する日の最低11日前には閣議決定が完了していなければならないはずであった[57]。ことは急を要していた。

5月8日と23日にはエイマリが，そして24日にはウェーヴェル自身も書簡で，チャーチルに対して早期決定を促した[58]。そして，ウェーヴェルがチャーチルから「私は今あなたの帰国が必要だとは思っていませんでしたが，あなたが帰国して話し合いたいというので，その願いに応えるためにあらゆる努力がなされたのです……週末までには，あなたに決定を知らせたいと思っています」という「不機嫌な返事」を受け取ったのは5月28日のことであった[59]。

閣議は5月30日午前11時30分，チャーチルを議長として開かれた[60]。なお，ウェーヴェルは招待されていない。

会議の記録からはチャーチルの発言内容は分からないが，内閣はわずか40分間の話し合いで，それが堅固な提案（firm offer）であり交渉によって内容が拡大されたりしてはならないという条件で，先の「声明草案」を副王への委任状（mandate）として取り扱うことで合意したという。

続いてこれに関連する補足的な問題が話し合われ，以下のことが合意された。

(1) インド軍のインド人化についてはこの段階では公の言及をしない。
(2) 外務メンバー職（external portfolio）をインド人に委ねる。
(3) インドにイギリス高等弁務官を設置する。
(4) 会議派指導者の釈放については，さしあたり予定されている会議への参加者についてのみ釈放し，他の者についてはその対象としない。

しかし午後になってチャーチルが電話で，午後6時30分から閣議を開き，

そこでもう一度検討し直したいと提案したことで，この問題は再び話し合われることになった。閣議の公式記録には何も記されていないが，イーデンからの情報として記しているウェーヴェルの日記によれば，すべての決定がなされたとき「誰か」が終りに，自分はそれを好きではないが，インド委員会が勧告したので受諾したのだといった。そこでインド委員会の何人かのメンバーが，自分たちはその提案に同意していない，といったのだという。ウェーヴェルは名前を伏せているが，その人物がチャーチルであったことは疑いない[61]。

この夜の閣議[62]でチャーチルは，インド問題を総選挙の争点にしないようにすることは大事であるが，このような重大な問題を早急に決めるのはよくないのではないか。それで総選挙が終るまで結論を出すのを延期し，新しくできる政府と議会にこの問題を委ねてはどうかと提案した。これに対してエイマリは，提案されている計画を実行することに大きな利点があることを多方面から指摘し，そうした結論を出す前にウェーヴェルを閣議に招き，意見を述べる機会を与えるべきである，と強く主張した。

この閣議は翌日の午前11時30分に開かれた[63]。ここでチャーチルが問題として取り上げたのは，第1に，総督行政参事会を改組したときに，その地位と権威，および機能が損なわれる恐れがないのか，第2に，最高級の秘密事項が副王とインド総司令官によって専有されることになれば，それはインド政庁を民主的基礎の上におくということに逆行しないか，第3に，こうした提案がインド問題の解決に向けた価値ある貢献と受けとめられるか，の3点であったが，彼が特に心配していたのは当然1番目の問題であったはずである。

ウェーヴェルの説明を受けた後チャーチルは，それによって提案内容が明確になり，不安はなくなったといった。副王行政参事会の改組をめぐってインド人指導者からなされる提案に対し，副王はそれを自由に拒絶したり，選択したり，また自らの影響力を行使することもできた。つまり提案の趣旨は，副王行政参事会の改組にあたって，副王により多くの助言と指針を与え，そして彼の選択の幅を広げることにあるということが明らかにされたからであ

る。

チャーチルはこの提案が交渉によって拡大されてはならならず，インド人政治指導者の側にこの提案に基づいてことを進める用意がなければ，その段階で話し合いを打ち切ることを再度確認した上で，提案を受諾した。

同日午後3時15分，インド委員会（第26回）はウェーヴェルを交えて，先の閣議での議論に従って「声明草案」を修正し[64]，同日午後10時30分からの閣議に提出した[65]。この閣議でチャーチルは，午前中罵倒したのと同じ位の力強さで，ウェーヴェルの提案を支持する演説をしたという。また彼は，アンダーソンが主張し，ウェーヴェルがこの間一貫して反対してきた，副王の権限を事実上削減することになる2つのパラグラフを削除した[66]。他にもこの「声明草案」，そしてウェーヴェルが作成していたインドでの自らのラジオ放送の草案[67]にいくつかの小さな修正がなされた。

こうして5月31日午後11時30分，ウェーヴェルがビクトリア駅を出発する予定のちょうど12時間前に，ようやくすべてが終わったのである。

3．副王行政参事会での議論と最終閣議決定

6月1日にロンドンを出発したウェーヴェル一行は，カイロからジッダを経てリャドに向かい，そこでサウジアラビア国王と会見を行った後4日夕方にカラチに到着し，6月5日，デリーに戻った。

ウェーヴェルと副王行政参事会メンバーとの話し合いは，6月5日，6日の2日間にあわせて3度行われた[68]。彼はここではじめてこれから行う予定の提案の内容を彼らに披露し，意見を求めた。

このときの副王行政参事会は，インド総司令官のオーキンレク，ミューディ（内務），ラウランズ（Sir Archibald Rowlands，大蔵），ベントール（Sir Edward Benthall，戦時輸送），マホメッド・ウスマーン（Sir Mahomed Usman，郵便・航空），ジョゲンドラ・シング（Sir Jogendra Singh，教育・保健・土地），アズィズル・ハック（Sir M.Azizul Haque，商業・工業・民間生活用品供給），シュリーヴァースタヴァ（Sir J. P. Srivastava，食料），アンベードカル（Dr B. R. Ambedkar，労働），アショーカ・クマール・ロー

イ（Sir Asoka Kumar Roy，法務），カレー（Dr N. B. Khare，連邦関係），スルタン・アフマド（Sir Sultan Ahmad，情報・放送），ラーマスワーミー・ムダリヤール（Sir Ramaswami Mudaliar，軍需品），フィローズ・カーン・ヌーン（Sir Firoz Khan Noon，国防），ダラル（Sir Ardeshir Dalal，経済発展計画）の全15名から構成されており，インドを留守にしていたオーキンレク，ムダリヤール，ダラルの3名を除いて，全員が出席したという。

この話し合いについては，さしあたり以下のことを指摘しておきたい。

まず第1に，ミューディ，ラウランズ，ウスマーンの3名は副王行政参事会の改組について諸政党の真剣な協力を確認することを条件に提案を支持したが，ベントールはイギリス側からインド問題の解決に乗り出すことについては賛成したものの，その前に中央立法府の選挙をすることが先決であるとの立場を取った。更にジョゲンドラ・シング，アズィズル・ハック，シュリーヴァースタヴァ，アンベードカル，カレー，スルタン・アフマド，フィローズ・カーン・ヌーンの7名に至っては，要旨以下のような署名入の共同声明文をウェーヴェルに提出し，アショーカ・クマール・ローイも(1)を除いて，それを支持したという[69]。

(1) インドは暫定的な措置には関心がなく，完全な自治領の地位を即時実現するという宣言がなされなければ，会議が成功する見込みはまったくない。
(2) どうしても暫定的な措置を取らなければならないというのであれば，その前に中央立法府の選挙を行うべきである。
(3) 副王行政参事会が改組されるとすれば，新メンバーは各政党から十分な信頼と支持を得なければならず，各政党は戦時中においてこの信頼と支持の継続を約束しなければならない。
(4) 会議派運営委員会メンバーはイギリス側の声明が出される前に釈放されるべきである。
(5) 予定されている会議は，これまで戦争努力を支持してきた者を含めることができるように拡大されるべきである。

これらはいずれも強い確信に基づくものというより，自分たちの頭越しにこうした政策が決められたことと，予定されていた会議が成功したならば会議派をはじめとするインド人政治指導者に自らの職(ポスト)を譲らなければならなくなること，に対する不満の発露とみることができよう。

第2は，会議が失敗した場合に問題解決を妨害したと非難されることを恐れて，彼らが会議への出席を嫌がったことであり，この結果，当初予定されていた副王行政参事会の2人の古参メンバー，スルタン・アフマドとラーマスワーミー・ムダリヤールの招待が取り消されることになった[70]。

第3に，彼らは予定されていた会議へ，新たにヒンドゥー・マハーサバー議長のシャーマ・プラサード・ムカジー（Shyama Prasad Mukherji）と中央立法会議におけるヨーロッパ人グループの代表を招くよう提案した。ウェーヴェルはこれを一旦受諾したが，シャーマ・プラサード・ムカジーについては，後にコミュナルな性格が強いだけでなく，親独的な立場を取ってきたことを知って，招待を取り消した[71]。

第4は，被抑圧階級の代表権が不当に低く扱われていることに対して，アンベードカルからきわめて強い抗議がなされたことである[72]。しかし彼は提案内容には不満をみせたものの，会議をボイコットすることはせず，自分の代わりに全インド指定カースト連合議長のシヴァ・ラージ（Rao Bahadur N. Shiva Raj）を推薦したため，ウェーヴェルはこの推薦を受け入れた。

ウェーヴェルは6月7日付のエイマリ宛の電報で，ここでの議論をまとめた上で，遅くとも6月10日までには戦時内閣の承認がほしいと要請した[73]。

この問題を扱うインド委員会（第27回）は，6月8日午前10時30分，サイモンを議長として開かれた[74]。

ここではまず，完全な自治領の地位を即時実現するという宣言がなされなければ会議が成功する見込みはまったくないという抗議を含め，副王行政参事会からの反対意見に関心が集まった。彼らには，今回の提案が受諾される可能性はたいへん小さいように思われた。しかし提案内容がインド人に十分に知られてしまった以上，副王行政参事会に責任を負わせないためにも，予定どおりことを進める以外に道はないとした。

閣議は同じ6月8日午前11時30分，チャーチルを議長として開かれた[75]。インド委員会の報告を検討した結果，戦時内閣は，その報告に従って副王が予定どおりことを進めることを承認する一方で，先に承認した提案内容から決して逸脱しないよう指示することを決めたのである[76]。

注

1）1945年12月18日の戦時内閣の決定が伝えられてから帰国の日程が決まるまでの間，ウェーヴェルはエイマリに対して少なくとも7回，早く帰国許可を出してくれるよう求めている。いずれも電報で行われており，以下電報の日付と *TP*. Vの史料番号，頁のみを示す。1944年12月27日（No.164, pp.334-5），1945年1月7日（No.185, p.377），1月12日（No.196, p.400），2月10日（No.257, p.539），2月15日（No.262, p.546），3月12日（No.305, p.671），そして3月15日（No.317, p.696）である。なお当初3月末に予定されたのは，2月初旬にヤルタ会談が予定されていたためである。Minute by Churchill, 1 Jan.1945, *TP*.V, No.173, p.344.

2）*TP*.V, No.317, p.696. なお，ここで6月末に延期されたのはアトリーの要請による。Attlee to Amery (L), 13 Mar.1945, *TP*.V, No.311, pp.686-7.

3）この会議の模様は，*TP*.V, No.321, pp.701-2.

4）Churchill to Wavell (L), 28 May 1945, *TP*.V, No.465, p.1063.

5）*TP*.V, No.322, pp.706-7.

6）*Journal*, pp.117-8.

7）Menon, *op.cit*.

8）この会議の記録は，*TP*.V, No.339, pp.733-46. この会議についてのウェーヴェルの記録は，*Journal* p.119. なお，この日記によれば，この会議で(問題の本筋とはあまり関係のない) 法律上の難点を多く指摘したサイモンは，会議が終わった後彼を傍らに連れ出し，本当は助けてあげたいし共感もしているのだが，危険の方を心配しているのだといい，これに対してウェーヴェルは，誰も自分以上にそうした危険を認識していない，しかし危険を冒さなければことを成し遂げることはできない，と答えたという。

9）第2章（注35）参照。なおパンジャーブでの連合党と連盟の間の抗争に関する研究は多いが，さしあたり，Talbot, Ian, *Punjab and the Raj 1849-1947*, New Delhi, Manohar, 1988, Do., *Provincial Politics and the Pakistan Movement, The Growth of the Muslim League in North-West and North-East India, 1937-47*, Karachi, Oxford University Press, 1988, pp.82-107. また連合党とイギリス支配，および全インド・ムスリム政治との関わりについては，四宮宏貴「1919年統治法改正期における『パンジャーブ国民連合党』――『パンジャーブ委員会報告』の検討を中心に――」（『北海道大学文学部紀要』36-1 1988年1月）参照。

10）*TP*.V, No.339, p.738.

11）*TP*.V, No.339, p.739.

12）*Journal*, p.79.

13）会議派指導者の拘禁状況は正確には分からないが，ウェーヴェルは1945年4月18日のインド委員会で，運営委員会メンバーについては，現時点ですでに4名が釈放されていると述べている。これはさまざまな記録から，サイイド・マフムード（Syed Mahmud），サロージニー・ナーイドゥ（Sarojini Naidu），P. C. ゴーシュ（Dr.P. C. Ghosh），G. B. パント（G. B. Pant）と考えてよかろう。サロージニー・ナーイドゥの場合は不明であるが，他はいずれも病気を理由に釈放された。なお4月末には，アーサフ・アリー（Asaf Ali）も釈放になる。ちなみに，この時点で約1,300人の政治犯が拘禁されていたという。*TP*.V, No.396, pp.906-7.

14）なおこの件についていえば，ウェーヴェルは1944年10月22日付のエイマリ宛電報で，こうした危惧がすでに現実のものとなっていることを指摘している（*TP*.V, No.61, p.122）。ちなみに，副王行政参事会は，戦争関連業務の増加にともなって拡大され，1938年には副王とインド総司令官を含めて8名で構成されていたそれは，1945年のこの時点では同様に数えて15名にまでなっており，同時に3名しかいなかったインド人メンバーも，「内務」「大蔵」「戦時輸送」を除く全ポストを占めるまでになっていた。*The Indian Annual Register* (edited by H. N. Mitra, repr., New Delhi, Gian Publishing House, 1990), 1938-45. また戦時中における中央諸官庁の統廃合については，Misra, B. B., *The Administrative History of India 1834-1947*, New Delhi, Oxford University Press, 1970, pp.146-9.

15) この会議の記録は，*TP*.V, No.345, pp.760-7. またウェーヴェル自身による記録は，*Journal*, pp.119-20.

16) *Journal*, p.119.

17) *Journal*, p.121.

18) この会議の記録は，*TP*.V, No.348, pp.776-82.

19) とりわけアンダーソンにこの趣旨の発言が多く，例えばこの3月29日のインド委員会での発言（*TP*.V, No.348, p.777, 782），4月18日のインド委員会での発言（*TP*.V, No.396, p.903）などにみることができる。ただしサイモンだけは，こうした理由で当初の方針を変更することに大きな戸惑いをみせており，3月29日のインド委員会（*TP*.V, No.348, p.781）や4月3日のインド委員会（*TP*.V, No.369, p.818）でもそうした気持ちを率直に表明している。

20) *TP*.V, No.396, p.902.

21) アンダーソン案自身によるこの提案をまとめた覚書は，*TP*.V, No.358, pp.794-6. なお，ここでは他に，本章（注23）のクリップスによる草案に盛り込まれたもの，4月2日付のエイマリによる覚書とノート（*TP*.V, No.362, pp.803-4, No.363, pp.805-7），および4月3日のインド委員会での議論（*TP*.V, No.369, pp.814-23）と，4月5日のインド委員会での議論（*TP*.V, No.375, pp.832-42）を参考にしてまとめた。

22) 1935年統治法では中央に「両頭政治」が導入されていた。行政事項は国防，教会，外交，部族から成るいわゆる「保留事項」とその他から成る「移管事項」とに分けられており，前者は総督が行政参事会メンバー（Councillors）の助けを得て，後者は総督が「大臣参事会」の助けを得て遂行することとされていた。ただし総督の権限は大まかにいって「自由裁量によって行使される権限」「個人的判断によって行使される権限」「諸大臣の助言に従って行使される権限」の3つに分けることができ，行政事項もこれらの権限に対応して取り扱われることとされていた。そして総督が自由裁量で扱えるものについては「大臣参事会」に相談する必要はなく，個人的判断で扱えるものについては，相談しても従う必要がないとされていた。総督が「大臣参事会」の助言に従わなければならなかったのは最後に挙げたものだけで，実際にはきわめて限られていた。

なお，大臣は連邦議会（上院・下院）議員のなかから任命され，その任免権は総督にあったが，大臣が連邦議会（下院）に責任を負っていたため，実際には連邦議会の下院（House of Assembly）の多数派の意向に従って任命されることとされていた。Aggarwala, *op.cit.*, pp.183-93.

23) このクリップスによる草案は，*TP*.V, No.359, pp.796-9. なおアンダーソン案では，政党指導者と相談するということは構想されていなかった。

24) 1945年4月4日付のエイマリの覚書（*TP*.V, No.371, pp.825-6）では，この機関は，(i)比例代表制によって州議会議員によって選出されるメンバー，(ii)藩王国の代表，(iii)総督によって指名される少数のメンバー，から構成されると説明されている。なおアンダーソンは，4月5日のインド委員会で，(i)で選出されるメンバー自身が州議会議員である必要はないとしているが，この点についてはインド委員会のメンバーの間で合意があったとは思えない。*TP*.V, No.375, p.837.

25) この会議の記録は，*TP*.V, No.369, pp.814-23. なおこの会議の論点をまとめたものとして，*TP*.V, No.371, pp.825-6.

26) この会議の記録は，*TP*.V, No.375, pp.832-42.

27) *Journal*, p.122.

28) インド委員会の提案を実施した場合に必要となる法的手続きについてのインド省による検討は，*TP*.V, No.372, pp.827-9.

29) *TP*.V, No.375, p.842.

30) この会議の記録は，*TP*.V, No.382, pp.849-59. 他に，Note by the Lord Chancellor, 7 April 1945, *TP*.V, No.378, pp.845-6 参照。

31) この草案は，*TP*.V, No.386, PP.866-9. なおこの草案は全部で32のパラグラフから構成され，それぞれに番号が付されているが，ここでは要約した関係上，番号は原文のそれと違っている。

32) *Journal*, p.125.

33) *TP*.V, No.388, p.874.

34) この会議の記録は，*TP*.V, No.388, pp.872-9. なお4月12日に，エイマリとインド省の官吏が主に言葉遣いを中心に検討しており（*TP*.V, No.387, pp.870-2），この修正過程ではそれも参考にされている。またこの会議での議論をふまえ

て，クリップスによる草案は更に修正され，*TP*.V, No.411, column 1, pp.952-8となるが，ここで述べた修正はそのパラグラフ［22］に確認できる。

35）1935年統治法第12条は，総督の「特別責任」を以下のように定めていた。(a)インドもしくはその一部の平和と安寧への重大な脅威の防止，(b)連邦政府の財政的安定と信用の擁護，(c)少数派の正当な利益の保護，(d)公職にある者の正当な利益の擁護，(e)イギリスに対する差別待遇の防止，(f)イギリスとビルマ産の商品に対する差別待遇の防止，(g)藩王と藩王国の権利の保護，(h)総督の「自由裁量」「個人的判断」における行動のしかるべき遂行の確保。*Government of India Act, 1935*, New Delhi, Government of India press, n.d., pp.8-9，東亜研究所訳『1935年印度統治法』1944年，10頁，Aggarwala, *op.cit*., p.186参照。

36）「総督への指示文書」とは，総督が「自由裁量」(discretion)，「個人的判断」(individual judgement)，「特別責任」において権限を行使する方法について総督に指示を与える文書である。この文書の下で，総督は「大臣」にできる限り藩王国と少数派コミュニティーの代表を含めるよう，またできる限り大臣の連帯責任を助長するよう，更に「大臣」の選出にあたってはできる限り連邦議会の多数派政党の代表者の助言に従うよう指示されていた。こうした指示に従わないことを理由に総督の行為が問題にされることはなかったが，それは連邦制の下での「大臣参事会」の仕事を統括する協定（convention）の基礎とされるはずであった。さしあたり，Aggarwala, *op.cit*., p.186.

なお，これについてのエイマリの見解と草案は，TP.V, No.394, pp.890-5. またこれについては，バトラーも4月13日，インド委員会に対して，総督の権限を検討するために，早い時期にこの「総督への指示文書」を見直すべきであると要請し，同時に保留されるべき権限として8項目からなるそれを具体的に挙げている。*TP*.V, No.391, pp.881-2.

37）この会議の記録は，*TP*.V, No.396, pp.897-912.

38）*Journal*, p.126.

39）4月11日にクリップスによって作成された草案は，4月12日のインド委員会での修正を経て，この時点で*TP*.V, No.411, column 1として掲載されているものになっている。なお，ウェーヴェルはこの草案を事前にみせられており，それ

についての覚書（*TP*.V, No.395. pp.895-7）を作成し，参考資料として提出していた。

40) *TP*.V, No.396, p.898.

41) *TP*.V, No.396, p.898.

42) エイマリによって修正されたこの議会での声明の草案については，*TP*.V, No.400, pp.915-21. なおここで削除されたパラグラフとは，*TP*.V, No.411, column 1のパラグラフ［22］である。

43) エイマリによるこの「文書草案」については，*TP*.V, No.402, pp.923-8. なおここでエイマリは，総督が彼の「個人的判断」と「自由裁量」で行使できる権限を詳細に列挙し，そのうち1935年統治法の連邦条項（Part II）が実施されなかったため実行されていないものを選別している。

44) この会議の記録は，*TP*.V, No.405, pp.932-41. ウェーヴェルはこの日の日記に，「だらしなく，しまりのない話し合い」とこの日の会議を形容している。*Journal*, p.126. なおアトリーはサンフランシスコ会議のため訪米中で，欠席していた。

45) この箇所は，*TP*.V, Enclosure to No.400, p.920，パラグラフ16を指している。

46) *Journal*, p.126.

47) ここで新たに修正された草案は，*TP*.V, No.411, column 2にみることができ，この箇所はそのパラグラフ16にあたる。またこの修正に関するエイマリのインド委員会への覚書は，*TP*.V, No.408, pp.945-7.

48) この会議の記録は，*TP*.V, No,413, pp.962-8.

49) アンダーソンとクリップスは，ともに閣議のためこの時点ではインド委員会に出席しておらず，会議の途中から参加した。

50) 一般に，ビルラー財閥などに代表される旧ラージプーターナー一帯に出自をもつ商業集団を指す。辛島昇他編『南アジアを知る事典』平凡社　1992年　705-6頁。

51) この箇所は，*TP*.V, No.411 column 2, paragraph15, 16であり，このアンダーソンによる修正を受けて，*TP*.V, Appendix to No.423, paragraph 15, 16, p.987になる。

52) この報告書は，*TP*.V, No.423, pp.979-88. なおウェーヴェルは4月26日付の日記に，「サイモンはおそらく今頃委員会の報告書を書いており，私にみせることなく内閣に提出するだろう。私はバラモンの前の不可触民のように扱われることに嫌気がさしており，そのように手短にいうつもりである」と書いているが，4月30日付の日記によれば，予想どおり彼はこれをみせてもらえなかったようである。*Journal*, pp.127-8.

53) この閣議の記録は，*TP*.V, No.429, pp.991-6.

54) バニヤーとは，インドで商業に従事する人や集団を指す。辛島昇他編『南アジアを知る事典』平凡社 1992年，557頁。

55) 1944年10月31日にチャーチルは，ドイツの敗北後も今の議会を存続させることは間違いであると宣言していたが，ドイツ降伏後の5月18日には労働，自由の両党に対し，対日戦の終わりまで連立を継続することを提案した。しかし5月21日にアトリーから，10月まで連立を継続しその後総選挙を行ってはどうかという提案を受けて，チャーチルは自らの国民的信望の高いうちに，そして経済的不満が山積みされる前に，総選挙を行う道を選んだ。A. J. P. テイラー（都築忠七訳）前掲書 第2巻241-2頁，松浦高嶺『イギリス現代史』（世界現代史 18）山川出版社 1992年 212頁。

56) *Journal*, p.128.

57) こうしたスケジュールについては，Amery to Eden (L), 24 May 1945, *TP*.V, No.461, pp.1058-9.

58) エイマリによる催促については，Amery to Churchill (M), 8 May 1945, *TP*.V, No.442, p.1021, Amery to Churchill (M), 23 May 1945, *TP*.V, No.459, p.1057. またウェーヴェルによる催促は，Wavell to ChurchilI (L), 24 May 1945, *TP*.V, No.460, pp.1057-8.

59) Churchill to Wavell (L), 28 May 1945, *TP*.V, No.465, p.1063. *Journal*, p.133.

60) この閣議の記録は，*TP*.V, No.469, pp.1065-9. またエイマリによるこの閣議での議論の説明は，*Journal*, p.134.

61) このイーデンの説明は，*Journal*, p.134.

62) この閣議の記録は，*TP*.V, No.470, pp.1069-70.

63) この閣議の記録は，*TP*.V, No.472, pp.1073-7. なおウェーヴェルによれば，チャーチルはここで，この提案が実現するとよい参事会が悪い参事会に変わり，民主的基盤はなくなり，労働者は資本家の犠牲になり，農民は金貸しによって没落させられ，不可触民は不可触民のままにおかれるであろうと，会議派批判を展開したという。*Journal*, P.135.

64) このインド委員会の記録は，*TP*.V, No.474, 1080-2. また閣議への報告書は，*TP*.V, No.475, pp.1082-3.

65) この閣議の記録は，*TP*.V, No.476, pp.1083-6. 他に Journal, pp.135-6.

66) 削除の対象とされた箇所は，*TP*.V, Enclosure to No.423, paragraph, 15, 16 である。これについては本章（注 51）参照。

67) ウェーヴェルは 5 月 25 日に，彼のラジオ放送演説の草案をかなり作成していた。*Journal*, p.133. なおこの草案は，*TP*.V, No.473, pp.1077-80.

68) この話し合いの記録は，Wavell to Amery (T), 7 June 1945, *TP*.V, No.479, pp.1089-91, Wavell to Amery (T) 7 June 1945, *TP*.V, No.481, pp.1093-4.

69) これはスルタン・アフマドによって指導された。ちなみに，ウェーヴェルは 2 度目の話し合いの後彼と長時間話し合っているが，ここでの彼の態度をまとめると，何の失敗もないのに，何故自分たちが解雇されなければならないのか，というものだったという。*TP*.V, No.481, p.1093.

70) 当初の予定者は，ウェーヴェルがインドに戻る前にロンドンで作成したラジオ放送用の演説の草案（*TP*.V, No.473, para.7, p.1079）にみることができる。

71) シャーマ・プラサード・ムカジーの招待の取り消しについては，Wavell to Amery (T), 9 June 1945, *TP*.V, No.496, pp.1110-11.

72) この抗議文は，Ambedkar to Wavell (L), 7 June 1945, *TP*.V, No.483, pp.1094-7. ここで彼は，新副王行政参事会において，人口 9,000 万人のムスリムに 5 人の代表権が予定されているに，人口 5,000 万人の被抑圧階級には 1 人の代表しか予定されていないとして，少なくとも 3 人の代表権が与えれれるべきであると主張している。

73) Wavell to Amery (T), 7 June 1945, *TP*.V, No.479, p.1091.

74) この会議の記録は，*TP*.V, No.491, pp. 1105-6. なお出席者は，他に，J. アン

ダーソン，R. A. バトラー，エイマリ，オリバー・スタンリー（Colonel Oliver Stanley），エドワード・ブリッジズ，E. A. アームストロング（E. A. Armstrong，書記）の6名である。

75）この閣議の記録は，*TP*.V, No.492, pp.1106-8.

76）この閣議決定を伝えるエイマリのウェーヴェル宛電報の草案は，*TP*.V, Enclosure to No.493, pp.1108-9. これはわずかの修正をされた後，6月8日午後10時40分付の電報でウェーヴェルに送られた。

Ⅳ．シムラー会議

1．会議の召集

6月14日午後7時45分（インド標準時間。なおロンドンではイギリス夏時間で同日午後3時15分），ウェーヴェルによるラジオ放送とエイマリによる本国議会（下院）における声明が，ニューデリー，ロンドンの両都市において同時に行われた[1]。

これらの内容についてはこれまですでに何度か触れてきたが，論旨展開の必用からウェーヴェルの放送文に基づいて提案の骨子部分のみ改めて紹介すると，要旨以下のようになる。

(1) インド人自らが憲法問題を解決するまでの暫定的措置として，総督行政参事会を改組する。

(2) 新参事会はインドの主要なコミュニティーの代表から構成されるが，特にカースト・ヒンドゥーとムスリムの代表を同じ割合とする。

(3) 新参事会は副王と陸軍メンバーとして残るインド総司令官以外は，大蔵メンバーと内務メンバーも含めすべてインド人によって構成される。

(4) 従来副王が担当してきた外務メンバー職（portfolio）は，英領インドの利益に関する限りインド人メンバーに委ねられる。

(5) 新参事会は現行の1935年統治法の枠内で機能することとする。

(6) 従って総督は，統治法上の権限を行使しないと約束することはできないが，それを無分別に行使することはしない。

(7) 新参事会の主な仕事は，(i) 対日戦争の遂行，(ii) 暫定期間における英領インドの統治と戦後の復興事業，(iii) 新憲法作成のための合意形成の方法の検討，の3つであるが，なかでも(iii)が最も重要である。

(8) 自治領の場合と同様に，インドにおいてイギリスの商業上およびその他の利益を代表する高等弁務官を新たに設置する。

(9) 新参事会のメンバーはインドの政治指導者と協議の上，総督が選出する。ただしその任命については国王陛下の承認に従って行われることとする[2]。

(10) この協議のため以下の人々をシムラーの副王官邸に招待する[3]：現在州首相の地位にある者，現在統治法第93条の下におかれている州については，それ以前に首相の地位に就いていた者，中央立法会議(Central Assembly) における会議派の代表 (Leader) と連盟の副代表 (Deputy Leader)，中央立法参事院 (Council of State) における会議派と連盟の代表，中央立法会議における「民族主義者党」(Nationalist Party)[4] の代表とヨーロッパ人グループの代表，2つの主要政党の誰しもが認める指導者としてガンディーとジンナー，指定カーストを代表してシヴァ・ラージ (Rao Bahadur N. Shiva Raj，スィク教徒を代表してタラ・シング (Master Tara Singh)。

(11) この暫定政府の形成が，憲法問題の最終的な解決を損なうことは決してない。

(12) もしこの会議が成功したならば，統治法第93条州において連立政府が樹立され，再び州の政権を担当することを希望する。

(13) もしこの会議が失敗したならば，現行の統治が継続されることとなる。

(14) 本提案は英領インドのみに影響を及ぼすものであり，藩王国と「国王の代理人」との間の関係には何の変更も加えるものでない。

⑮ 現在拘禁中の会議派運営委員会メンバーは即時釈放する。ただし1942年の騒擾の結果今なお拘留されている他の者については，最終決定をその新政府と州政府の判断に委ねる

この提案に従って同じ6月14日，会議派運営委員会メンバーに対する釈放命令が出されるとともに，次の21名に対して会議への招待状が届けられた[5]。

① ヒダーヤトゥッラー（The Honourable Sir Ghulam Hussain Hidayatullah，スィンド州首相，連盟ムスリム）
② カーン・サーヒブ（The Honourable Dr Khan Sahib，北西辺境州首相，非連盟ムスリム，会議派）
③ ケール（Mr Bal Gangadhar Kher，前ボンベイ州首相，会議派）
④ キズル・ハヤート・カーン（The Honourable Nawab Malik Khizar Hyat Khan，パンジャーブ州首相，非連盟ムスリム，連合党）[6]
⑤ ナジムッディン（Sir Khwaja Nazimuddin，前ベンガル州首相，連盟ムスリム）
⑥ パント（Pandit Govind Ballabh Pant，前連合州首相，会議派）
⑦ パルラキメディ（Maharaja of Parlakimedi，前オリッサ州首相）[7]
⑧ ラージャーゴーパーラーチャーリ（Mr C. Rajagopalachari，前マドラス州首相，会議派）
⑨ サアドゥッラー（The Honourable Sir Saiyid Muhammad Saadulla，アッサム州首相，連盟ムスリム）
⑩ シュクラ（Pandit Ravishankar Shukla，前中央州首相，会議派）
⑪ クリシュナ・シンハ（Mr Sri Krishna Sinha，前ビハール州首相，会議派）
⑫ デサーイー（Mr Bhulabhai J.Desai，中央立法会議の会議派代表）
⑬ リヤーカト・アリー・カーン（Nawabzada Liaquat Ali Khan，中央立法会議の連盟副代表）

⑭ モーティラール（The Honourable Mr Govindlal Shivlal Motilal, 中央立法参事院の会議派代表）
⑮ フセイン・イマーム（The Honourable Mr Hossain Imam, 中央立法参事院の連盟代表）
⑯ バナジー（Dr P. N. Banerjea, 中央立法会議の「民族主義者党」代表）
⑰ リチャードソン（Sir Henry Richardson, 中央立法会議のヨーロッパ人グループ代表）
⑱ ガンディー（Mr M. K. Gandhi）
⑲ ジンナー（Mr M. A. Jinnah）
⑳ シヴァ・ラージ（Rao Bahadur N. Shiva Raj）
㉑ タラ・シング（Master Tara Singh）

翌15日に『ザ・タイムズ』がエイマリの声明の全文とウェーヴェルによる放送の要旨を紹介したのをはじめ，インドの各紙も関連記事を掲載した。インドでもイギリスでも反応は悪くなかった[8]。ただ連盟の機関紙『夜明け』(Dawn) は，連盟員以外のムスリムが含まれるならば，連盟は新参事会に参加することはできないという立場をほのめかしており，問題の難しさをうかがわせていた[9]。

6月16日までに，ヒダーヤトゥッラー，フセイン・イマーム，リチャードソン，タラ・シング，カーン・サーヒブ，ラージャーゴーパーラーチャーリ，パルラキメディなどから，出席の返事が届いた。しかしフセイン・イマームやカーン・サーヒブがそれぞれ連盟，会議派の協力を条件としていたように，会議が開催できるかどうかはガンディーと会議派，そしてジンナーと連盟の出方にかかっていた[10]。

ガンディーは，会議派運営委員会メンバーが自由の身になった今，副王による放送の政治的側面については何もいわないことにするとして論評を避けたものの，以下の点については問題点として指摘した[11]。

(1) 自分は「誰しもが認める会議派の代表」ではなく，それに該当するのは会議派議長，もしくは彼によって任命される者である。
(2) 「カースト・ヒンドウー」という用語は適切ではない。
(3) 放送文では「独立」(independence)という言葉の使用を避けており，訂正を求める。
(4) 新参事会におけるカースト・ヒンドゥーとムスリムの代表権を同率(parity)に固定することに反対する。

ウェーヴェルはそれぞれについて釈明しながらも，今求められているのは提案を受諾するかどうかではなく，その提案について話し合う用意があるのかどうかを決めることであると対応している。だだし，(1)についてはガンディーの意見に従って，早速アーザードに招待状が送られた[12]。

会議派運営委員会は6月21日から22日にかけて，ボンベイでガンディーの出席の下に開かれた[13]。そしてシムラー会議への会議派の参加を正式に決定するとともに，その参加者に対して，(1) 宗教に基づく同等の代表権(communal parity)には同意できないが，中央についてのみあくまで暫定的措置として受諾する，(2) ただし会議派は，提案されている国民政府(National Government)のすべてのムスリム・メンバーを連盟が推薦することを認めない，(3) 現在の政治的行き詰まりの解決を助けたいと願ってはいるが，いかなる決定も全インド会議派委員会によって批准されなければならず，その非合法措置の解除を求める，などの立場を確認した。

一方ジンナーは，6月24日のウェーヴェルとの予備会談への出席については了承したものの，そこでの話し合いの内容を運営委員会に諮った上で結論を出したいが，それを開くには時間がかかるとして，会議を2週間延期するよう申し入れた。これに対してウェーヴェルはシムラーで運営委員会を開くよう提案したが，ジンナーは態度を明確にしなかった[14]。

6月24日，アーザード，ガンディー，ジンナーとの予備会談が行われた[15]。会談は個別に行われ，アーザードと1時間半，ガンディーと1時間45分，ジンナーと1時間半というように，いずれも長時間に及んだ。会議派が特に問

題にしたのは，カースト・ヒンドゥーとムスリムの間の同等の代表権の問題であった。アーザードはこの原則自体は受諾するとしたが，会議派はヒンドゥー以外のメンバーの選出についても発言権を持たなければならないとして，その選出方法については妥協しないという姿勢を崩さなかった。

ガンディーもこの件については，拒否せよという強い圧力がかかっているとしながらも，その原則を受け入れる用意があるとした。ただし会議派にはヒンドゥー以外のメンバーを推薦する権利が保障されなければならないという点では，アーザードと同じ立場を取った。

ジンナーの要求は2つあった。1つは，新参事会で連盟メンバーが少数派になり，副王も拒否権の使用をためらうであろうという危惧から，ムスリムの多数が反対する問題については採決にかけないという保障が欲しいというものであり，もう1つは，すべてのムスリム・メンバーの推薦権を連盟に与えよというものであった。

ウェーヴェルはいずれについても受諾できない旨を明確にした。彼はまた率直に，1名のムスリム・メンバーについてはパンジャーブの連合党に推薦させたいと考えているという腹の内を明かし，ジンナーの激しい反発を買っている。なお本会議に出席するかどうかについては，運営委員会に諮らなければならないとして，彼は最後まで言質を与えなかった。

連盟は最終的に会議に出席することになるが，運営委員会の記録についてはみることができなかった。またガンディーは自分が会議に参加するのは望ましくないが，もしウェーヴェルが望むのであれば議場の隅の方に座っていてもよいとした。なお彼は，最終的に会議には出席しなかったが，その期間中シムラーに残り会議派と行動をともにすることになる。

こうしてガンディーとアーザードが入れ代わったものの，当初の予定どおり会議は開かれることになった。ここで出席者全員を党派別に分類しておくと，会議派9名，連盟6名，非連盟・非会議派ムスリム1名，スィク教徒1名，指定カースト1名と，党派性が不明確な代表3名（パルラキメディ，バナジー，リチャードソン）ということになる。

2．会議の経過(1)

シムラー会議は6月25日午前11時，ウェーヴェルの短い歓迎のスピーチで始まった[16]。つづいて今回の提案の意図が説明され，次にウェーヴェルの放送文とエイマリの声明文の検討へと進み，午前の部を終えた。

実質的な話し合いは午後から行われた。まずアーザードが口火を切り，以下の7点を強調した。

(1) 会議派は非コミュナルな政党であり，コミュナルな基礎の上に立脚した協力はできない。
(2) 最終的な問題解決が会議派の真の目標であり，今回の提案を受諾したのはそのための手段に過ぎない。
(3) 政府が拘留されている者すべてを釈放し，全インド会議派委員会に対する禁令を解除しないため，会議派運営委員会は困っている。
(4) 外務省（External Affairs Department）の機能を明確にする必要がある。
(5) 政府と軍の関係を変え，それを真の国民軍とすべきである。
(6) 会議派は対日戦において全面的に協力する用意があるが，それには東南アジア諸国が解放後に再び従属化されないという了解が必要である。
(7) インド政庁と藩王国の間の関係を明確にする必要がある。

これに対するウェーヴェルの論評につづいて，バナジー，リチャードソン，パルラキメディ，キズル・ハヤート・カーン，タラ・シング，シヴァ・ラージ，サアドゥッラー，ヒダーヤトゥッラーなどの発言があり，その後ジンナーが以下の点を確認したところで初日の話し合いは終わった。

(1) 最終的な解決は合意によらなければならない。
(2) 連盟は，基本的原則であるパキスタンに基づくものでなければ，いかなる憲法にも合意しない。

(3) 連盟は，協力する前にまずパキスタンが譲歩されなければならないと考える。

6月26日午前11時，2日目の会議が開かれた[17]。

ここでウェーヴェルは決めなければならない問題を，(A) 主に個々の政党とイギリス政府の代表たる彼自身の間で解決されなければならないもの，(B) 諸政党間で解決されなければならないもの，の2つに分け，以下のように文書化した。

(A) Bの項目に合意が得られるという条件に従って，本会議は以下のような行政参事会に合意する。

(i) 副王の放送で示された3つの仕事に公に関与する，
(ii) この会議によって推薦される影響力と能力のある者で，決断をしてその責任を引き受ける用意のある者からなる，
(iii) インド総司令官によって保持される陸軍メンバーを除いて，外交も含めてすべての大臣職 (Portfolios) がインド人メンバーに委ねられる，
(iv) ムスリム・メンバーと指定カーストを除いたヒンドゥー・メンバーの人数が同じになる (parity)，
(v) インド大臣と総督による管轄のための統治法上の規定も含めて，すべての点において現行の統治法の下で機能する，

(B) Aの項目に合意が得られるという条件に従って，以下についての合意が可能である。

(i) 諸政党と諸コミュニティーによる，副王行政参事会の規模と構成に関する合意，
(ii) 副王が新行政参事会メンバーにと推薦できるように，候補者名簿

を副王に提出する方法についての合意，

たとえ(A)(B)の両方について諸政党間で合意が得られても，イギリス政府に対して新参事会メンバーを推薦する最終的責任は副王にあるということが確認された上で，まず(A)から話し合うことが決められた。

(i)(ii)(iii)については絶対多数で合意され，話し合いは(iv)(v)へと進んだ。

(iv)については，まずバナジーが，新参事会メンバーは個人的な能力を基準に選出されるべきであるという立場から，宗教を基準に振り分けるべきではないとした上で，2億5,000万人のヒンドゥーと9,000万人のムスリムに同等の代表権を与えるのは不合理であると批判した。また彼は同じ原則に立って，カースト・ヒンドゥーと非カースト・ヒンドゥーを分けることにも反対の意を表明した。

一方シヴァ・ラージは，カースト・ヒンドゥーと非カースト・ヒンドゥーの間には一線が引かれるべきであるとしたが，ムスリムとカースト・ヒンドゥーに同等の代表権を与えることについては反対した。彼はヒンドゥーの持ち分を削って与えられることになる「調整比重」(weightage) はムスリムだけでなく，すべての少数派コミュニティーに等しく分配されるべきであると主張したが，最終的にはこの原則を受諾した。アーザードは，新参事会メンバーは政治的立場を基準に選出されるべきで，宗教を基準に選出されるべきではないという会議派の立場を代弁した。しかし大事なのは代表の人数ではなく，それが選ばれる道筋 (door) であるとして，これを受諾した。結局(iv)は，バナジーを除いた全員によって受け入れられた。

(v)については，バナジーが副王の権限が協定 (convention) によって制限されるべきであると主張したが，ウェーヴェルによって拒否された。またシヴァ・ラージが，副王の権限が少数派コミュニティーの保護のために使われ得ることを明確にするために統治法の改正を要請するというようなこともあったが，最終的には(v)も絶対多数で合意され，これで(A)の事項についてはすべて合意を得ることができた。

翌27日付のウェーヴェル宛書簡で，前ボンベイ州知事のラムレイ (L. R.

Lumley, the Earl of Scarbrough）は「みたところたいした困難もなく，総督の権限を保持するということと，ムスリムとカースト・ヒンドゥーに同等の代表権を与えるということが受諾されたことは，たいへんすばらしいことです。たとえ副王行政参事会の構成をめぐって最終的に合意が得られなくても，その責任はイギリス側の頑迷な態度にではなく，インド人の諸コミュニティーが彼ら自身の間で合意に到達できなかったことにおかれるでありましょう」と述べているが[18]，このことはイギリス側にとって重要な政治的意味を持ったのである。

(B)についての当初の予定は，最初に新参事会の規模と構成について話し合い，それについて合意が得られた後で各党の代表が推薦者名簿を提出し，ウェーヴェルが必要に応じて各党代表と相談しながら新たな名前を付け加えることで，イギリス政府にも自分にも，そして会議の代表者全体にも受け入れられるような参事会を机上で作成するというものであった。しかし規模と構成を切り離しては議論できないということで，この2つの問題を一括して扱うことがまず決められ，次に個々の話し合い，委員会の任命，そして両者の組み合わせ，という3つの方法のなかから，最善の方法として個々の話し合いを採用することが各党間で合意された。

会議派と連盟の話し合いは，ジンナーとパントの間でなされた。議長のアーザードではなくパントが会議派を代表してこの話し合いに臨むことになったのは，ジンナーが連盟員以外のムスリムであるアーザードとの会談を拒否したためである。

話し合いは不調に終わった。パントによれば，ジンナーはここですべてのムスリム・メンバーの推薦権が連盟に与えられるべきであると主張し，会議派に対しムスリムの推薦をやめるよう要求した。パントはこれに対して2名のムスリムを推薦する権利を求めたが，ジンナーがこれを拒否したためであったという[19]。

会議は6月27日午前11時に再開された[20]。まず今後の会議の進め方について話し合われ，引き続きパントとジンナーの話し合いが続けられるべきであるということが合意された。

会議はいよいよ山場にさしかかった。ジンナーはすべてのムスリム・メンバーの推薦権を要求していた。一方会議派は，非コミュナルな国民政党を標榜する立場からムスリム・メンバーの推薦権を放棄するわけにはいかなかった。そしてウェーヴェルはといえば，ジンナーの要求を理不尽なものとみていただけでなく，戦争協力の確保とパンジャーブの秩序維持のためにもパンジャーブのムスリムを1名，是非とも新参事会に入れたいと願っていた。

こうしたなかジンナーはウェーヴェルに，27日の夕方の会談を求めてきた[21]。

ウェーヴェルはここでパンジャーブ人のムスリムを1名新参事会に入れたいという意向を伝えたが，これに対してジンナーは連合党を激しく攻撃し，実際にはすべてのパンジャーブのムスリムが自分の指揮下にあるのだと主張した。また彼はヒンドゥー5名，ムスリム5名，スィク教徒1名，指定カースト1名で，副王とインド総司令官を含めて全体で14名からなる参事会を提案し，他の方法だとどんな問題についてもムスリムはヒンドゥーに投票で負けてしまうと述べたという。

ジンナーはここでも，すべてのムスリム・メンバーが連盟によって推薦されなければならず，当然それはすべて連盟員でなければならないという主張を繰り返した。ウェーヴェルもそれがまったく受諾できないものであるという答えを繰り返さざるを得なかった。

ウェーヴェルはこのジンナーとの会談をとおして，会議派と連盟が新参事会の規模と構成について自力で合意を得ることはできないであろうと判断した。そこで「具体的な人物に言及しないで，政党やコミュニティーの代表権についてのみ話し合いをつづければ，会議は決裂するであろう」という考えに立って，6月29日の4日目の会議[22]において，(1) 新参事会の規模は定まっていない，(2) 各人は実際に割り当てられる分よりも多い人数を推薦する，(3) 自分にはそれに対して新たな名前を加える権利がある，の3点を確認した上で，各党に対し新参事会への推薦者名簿を提出するよう要請した。

ジンナーを除いて全員が名簿の提出を約束した。こうして1週間以内に名簿を提出することが決められ，会議は7月14日土曜日の朝まで休会とされ

た。

3．会議の経過(2)

7月8日までに会議派，民族主義者党，スィク教徒，指定カーストから推薦者名簿が提出された。まず会議派の名簿は以下のようなものであった[23]。

① M. A. K. アーザード（会議派運営委員会メンバー）
② J. ネルー（会議派運営委員会メンバー）
③ S. V. パテール（会議派運営委員会メンバー）
④ R. プラサード（会議派運営委員会メンバー）
⑤ M. A. ジンナー（全インド・ムスリム連盟議長，中央立法会議メンバー）
⑥ リヤーカト・アリー・カーン（全インド・ムスリム連盟書記長，中央立法会議メンバー）
⑦ アーサフ・アリー（Mr. Asaf Ali，会議派運営委員会メンバー，中央立法会議メンバー）
⑧ ムハンマド・イスマーイール・カーン（Nawab Mohammad Ismail Khan，連合州ムスリム連盟議長，連合州立法会議メンバー）
⑨ シャーマ・プラサード・ムカジー（ヒンドゥー・マハーサバー議長，前カルカッタ大学副総長，ベンガル州立法会議メンバー，前ベンガル州政府大蔵大臣）
⑩ ラージクマーリー・アムリト・カウル（Rajkumari Amrit Kaur，前全インド婦人協議会議長）
⑪ ムニスワーミー・ピッライ（Shri Muniswami Pillay，前マドラス州農業・税務・森林大臣，前ニルギリ県会副議長，マドラス立法会議メンバー，全インド指定カースト連盟副議長）
⑫ ラダナート・ダース（Shri Radhanath Das，カルカッタ高等裁判所法廷弁護士，ベンガル州立法会議メンバー，カルカッタ・コーポレーション・メンバー，全インド指定カースト連盟副議長）

⑬ ガガン・ビハーリー・L・メヘター（Shri Gaganvehari L.Mehta, インド商工会議所連合会副会長）
⑭ アルデシル・ダラル（Sir Ardeshir Dalal）
⑮ タラ・シング（Master Tara Singh）

会議派による名簿は，宗教別にみると，カースト・ヒンドゥーが②③④⑨⑬の5名，ムスリムが①⑤⑥⑦⑧の5名，指定カーストが⑪⑫の2名，インド人キリスト教徒が⑩の1名，パルシー教徒が⑭の1名，スィク教徒が⑮の1名となっており，求められていた条件を満たすようにできていた。しかし党派別にみるならば，パントがジンナーに要求したといわれているように，5つのムスリムのための指定席のうち2つに会議派メンバーを充てており，全体では「全インド紡糸協会」（All-India Spinners' Association）の理事の1人で，ガンディーの側近でもあった⑩のアムリト・カウルを加えると，連盟員3名に対して会議派メンバーは倍の6名含まれていた。その上，⑪のムニスワーミー・ピッライはマドラスの会議派州政府で大臣を務めた人物であった。

「会議派には少なくとも非ヒンドゥーのための指定席の内の1つを要求する資格があるが，もし彼らが会議派メンバーのなかにヒンドゥー2名，ムスリム1名，指定カースト1名，インド人キリスト教徒1名を含めたならば話し合いをだめにする」と考えていたウェーヴェルにとって，それは意に沿うものではなかった[24]。また会議派が多数派工作を進めているという報告も届いていた[25]。彼は「彼らの名簿には行政参事会を支配したいという願いと，その政治的能力や重要性を無視して小さな少数派から傀儡を推薦する傾向がある」として，失望を隠していない[26]。

他党の推薦者名簿についても述べておく必要があるだろう。

［民族主義者党］は，P. N. バナジー，ラーム・ラッタン・グプタ（Ram Rattan Gupta），K. C. ネオジー（K. C. Neogy）からなる3名の中央立法会議メンバーに，指定カーストの代表として，ジャグジーヴァン・ラーム（Mr Jagjivan Ram），B. C. マンダル（Mr B. C. Mandal），インド人キリスト教徒の代表と

して，マハーラージ・シング（Raja Sir Maharaj Singh），シーア派ムスリム・コミュニティーの指導者フセインボイ・ラルジェ（Mr Hooseinbhoi Lallje），カルカッタの中央民族ムスリム協会（Central National Mohamedan Association）のアブドゥル・ハリーム・ガズナヴィー（Sir Abdul Halim Ghuznavi），インド・ムスリム協会（Indian Muslim Association）のアブドゥル・カイーム・アンサーリー（Abdul Qaiyum Ansari）を加えた9名を推薦し，［スィク教徒］は，タラ・シング，ギアニー・カルタル・シング（Giani Kartar Singh），前パティアラ藩王国大臣のラグビル・シング（Raghbir Singh），インド人キリスト教徒の代表マハーラージ・シング（Sir Maharaj Singh）の4名，［指定カースト］は，アンベードカル，シヴァ・ラージ，ベンガル州立法会議メンバーのマンダル（Mandal），ラーム・プラサード・タムタ（Ram Prasad Tamta of United Provinces）の4名，そしてパルラキメディは，彼自身と，ラージャー・バハードゥル・オブ・カニカ（Raja Bahadur of kanika），ラクシュミダーラー・モハンティー（Mr Rakshmidhara Mahanthy）の3名を推薦した[27]。

なおジンナーの動きをみていたキズル・ハヤート・カーンが名簿を提出したのは7月9日のことであるが，それは連合党の党員でありながら，かってジンナーの「独立党」（Independent Party）の有力な指導者でもあったムハンマド・ナワーズ・カーン（Muhammad Nawaz Khan）を筆頭に，ギアス・ウッディーン（Ghias-ud-din），ムハンマド・ジャマル・カーン（Sir Mohammad Jamal Khan，パンジャーブ州公共事業大臣），シャイフ・ファーイズ・ムハンマド・カーン（Khan Bahadur Shaikh Faiz Muhammad Khan，パンジャーブ州立法会議院内幹事）の全4名から成っていた[28]。

これらはいずれも行政参事会全体の推薦者名簿にはなっていないのが特徴であり，選考基準についても明確ではない。

会議の成功が会議派と連盟の動向にかかっていたことはいうまでもない。会議派は名簿を提出した。しかしすでに述べたように，それはウェーヴェルにとって満足の行くものではなかった。

一方ジンナーは，連盟がインド・ムスリムを代表する唯一の政党であると

いう立場から，すべてのムスリム・メンバーは連盟によって推薦されなければないと主張し，譲る気配がなかった。ウェーヴェルは新参事会のムスリム・メンバーの過半数，つまり3名までは連盟に推薦資格があると考えていたが，すべてのムスリム・メンバーの推薦権を求めるジンナーの要求を受け入れることはできなかった。

6月29日に推薦者名簿の提出を求められたジンナーは，どのような提案であれ最終的には連盟によって批准されなければならないが，しかし自分としては提案されている手続きが理解できないため連盟に諮りようがないとして，それを文書にして送ってくれるよう求めた[29]。

ウェーヴェルはこれに同意し，同日，秘書のジェンキンズからジンナーに宛てて要旨以下のような書簡が送られた[30]。

(1) もしあなたが，今朝閣下が行った提案を，運営委員会に相談した後で受け入れることができるならば，閣下があなたにして欲しいと願っているのは次のことである。
 (i) あなたが新行政参事会メンバーとして適切であると考える連盟員の名前を載せた名簿を用意し，彼に送る。ただしその人数は8人以上12人以下とすべきである。
 (ii) もしあなたが連盟員以外のいずれかのコミュニティーに属する人物を推薦できるならば，それを名簿に付け加えるのは自由である。ただし，連盟員の名前と区別がつくようにしておいて欲しい。
(2) 閣下の意図は自分に送られてきた名簿を吟味し，そこに載せられている名前と，おそらくはそれに彼自身が付け加える名前のなかから，諸政党とイギリス政府の双方に受諾されそうな参事会をつくれるかどうかを検討することにある。もしできると判断すれば，彼はあなた自身も含めた指導者たちにそれを相談し，その後会議の場で明確な提案をする価値があるかどうかを決めることになる。

これに対してジンナーは，7月7日付の書簡で以下のような回答をウェー

ヴェルに送り，もし望むならば彼に会って，この決定の理由とその背景を説明する用意があると伝えた[31]。

(1) 連盟の推薦者名簿を提出せよというあなたの提案について運営委員会は，1940年の8月提案に関連して同様の提案が閣下の前任者であるリンリスゴー卿によってなされ，連盟運営委員会がそれに反対していることをリンリスゴー卿が知った時，彼はその提案を取り下げ，1940年9月25日付の書簡で連盟議長に，連盟については（もし望むなら他の政党についても）代表の選出を名簿によってではなく，その政党の指導者と彼自身との間の秘密の話し合いによってなされてもよいと伝えてきたが，連盟については今回もこの手続きが踏襲されるべきであるということを指摘したい。

(2) さらに運営委員会は，新行政参事会のムスリム・メンバーはすべて，閣下と連盟議長との間の秘密の話し合いに従って連盟から選出されるべきであると強く考えている。

(3) この問題は新行政参事会の規模と構成が決まってから解決できるものであるが，運営委員会は多数派による不正な決定に対して少数派の利益を守るために，副王による拒否権の他に何らかの方策が必要であると考えている。

ウェーヴェルとジンナーの会談は7月8日午後3時30分から約1時間半にわたって行われた[32]。話し合いは上記(2)に集中したという。

ウェーヴェルによればジンナーは，この会談をとおして，連盟員以外のムスリムを新参事会に入れることはできないということを訴え，彼にこれを受諾させようとした。そしてこの条件が受け入れられない限り名簿の提出はできないとしたが，最後に7月7日付の自らの書簡に返事を書いてくれるよう要請し，抜け道を残した。彼は会議の決裂の責任を一手に負わされることを恐れており，明らかに重圧の下にあり，興奮していた。そして何度も「私は万策尽きている」といったという。

ウェーヴェルは7月9日付の書簡でジンナーに，彼の要求が受け入れられないものであることを確認するとともに，8人，もしそれができなければ5人でも構わないので，推薦者名簿を提出するよう再度要請した[33]。しかしジンナーからの返答は，「新行政参事会のすべてのムスリム・メンバーが連盟から選出されるという保障を閣下が与えてくれないことをたいへん残念に思います」として，名簿の提出を拒否するものであった[34]。

4．会議の経過(3)

ウェーヴェルが最後にとった策は，連盟の考えを配慮しながら自らが暫定的な推薦者名簿を作成することであった。

手順は以下のようになるはずであった。まず彼が暫定的な名簿を作成し，解説をつけた上でエイマリに送り承認を求める。承認が得られると次にその名簿をまず最初にジンナーに提示し，その後すべての代表者と一連の短い会談を行い，それを彼らに示す。この一連の会談をとおして得られた助言を参考にして，それを検討し直す。会議派と連盟の合意が重要であり，それが得られれば7月14日の全体会議でそれを公表し，7月16日にイギリスとインドで同時に名前を発表する。

そして，もし会議派と連盟のいずれか，もしくは両方がそれを拒否した場合には，同じ席上でそれまでの話し合いの経過を振り返るとともに，彼が最初に作成した名簿を公表し，そして短い声明の形で会議が失敗したことを発表する[35]。

ウェーヴェルは早速7月9日付の電報で，エイマリに以下のような暫定的な推薦者名簿を送り承認を求めた[36]（なお解説部分はエイマリのそれに従って筆者がまとめたものである）。

［カースト・ヒンドゥー］J. ネルー，パテール，R. プラサード，アネイ（Aney），B. N. ラウ（Sir B. N. Rau）の5名。皆，著名人であるが，このうち最後の2人は会議派メンバーではない。ラウは憲法学の権威で，ジンナーと親交がある。ちょうどカシミール藩王国の宰相を辞めたばか

りである。

[ムスリム]リヤーカト・アリー・カーン，カリークッザマーン(Khaliquzzaman)，イサーク・サイト(Essak Sait)，ナジムッディン(Sir Nazimuddin)，ムハンマド・ナワーズ・カーン（Sir Muhammad Nawaz Khan）の5名。最初の4人は連盟員で，イサーク・サイトは中央立法会議メンバーである。ムハンマド・ナワーズ・カーンはキズル・ハヤート・カーンが名簿の最初に推薦した人物であるが，熱烈な連合党員ではなく，ジンナーにも嫌われていない。

[スィク教徒] タラ・シング1名。

[指定カースト] アンベードカル，ムニスワーミー・ピッライの2名。

[インド人キリスト教徒] マッタイ（Mattai）1名。彼はタター財閥で働いており，優秀な経済学者である。

以上の14名で，副王とインド総司令官を含めると全部で16名の参事会ができるはずであった[37]。

これを政党別にみると，会議派4名，連盟4名，その他6名となり，しかも1名の非連盟メンバーはパンジャーブの連合党員ではあったが，連盟との橋渡しができるような人物が選ばれていた。一方州別にみると，マドラスと南インド4名，連合州3名，ボンベイ2名，パンジャーブ2名，ベンガル1名，ビハール1名，中央州1名となっており，連合州の代表が多いのに対し，アッサム，オリッサ，北西辺境州の代表がいないなど偏りもみられるが，党派と宗教間のバランスもとらなければならなかった事情を考えるならば，地域ごとの割り振りについても一応配慮した形跡がみられる。

イギリス本国での閣議は，イーデンを議長として7月10日午後3時に開かれた[38]。サイモンはウェーヴェルの提案が当初の計画から逸脱するものではないかと指摘した。またグリッグは連盟の協力が得られないのではないかという見通しに立って，その提案に難色を示した。しかし一方では，会議派が名簿を提出し，副王が提示した条件の下で協力する姿勢をみせている以上，連盟の意向を再度打診しないわけにはいかなのではないかという意見も出さ

れた。

最終的に以下の手続きが承認された。それはまず，ウェーヴェルがジンナーに対して先の暫定的な名簿のなかのムスリムの名前を秘かに伝え，それを彼の推薦者名簿として提出するか，少なくともそれを彼自身の名簿として受け入れるように説得する。そしてもしジンナーがいずれかに同意したならば，ウェーヴェルはそれを（会議派の名簿に対する）自分からの修正案として会議派に伝え，その意向を打診するというものであった。

ジンナーとの会談は7月11日午後に行われた[39]。ウェーヴェルはここで，自ら作成した名簿の宗教別，政党別構成を教えるとともに5名のムスリムの名前を示し，それを基礎にして話し合う用意があるかどうかを尋ねた。更に希望があれば名簿全体をみせてもよいとも伝えた。しかしジンナーは，(a) すべてのムスリム・メンバーは連盟から選ばれなければならない，(b) 新参事会においてはムスリムの反対があれば，明らかに3分の2以上の多数決，もしくは同様の手続き以外の方法ではいかなる決定もなされないという特別な保護規定によって，総督の拒否権が強化されなければならない，の2つの条件を挙げ，これらが受諾されない限り協力できないと即座に答えたという。

(a)はこれまで述べてきた理由から受け入れることはできなかった。一方，(b)については，公式に要求されたのは今回がはじめてであったが，これも現行の統治法の下では実施不可能なものであった。こうして自らの名簿をすべて提示することなく，ジンナーとの話し合いは終わった。

7月14日午前11時，最後の会議が開かれた[40]。ウェーヴェルはここで声明文を読み上げ，これまでの経過を説明した上で，会議が失敗したことを発表した。そしてその責任が自分にあるとして，非難の応酬をしないように各代表に要請した。

この最後の会議は予想されたよりも円滑に行われたようにみえる[41]。アーザードもジンナーも彼らの基本姿勢を繰り返したものの，ウェーヴェルが問題解決に向けて最善を尽くしたことを評価した。しかしラージャーゴーパーラーチャーリが連盟抜きで暫定政府を樹立するよう強く主張したことにもみられるように，ウェーヴェルが突然一方的に会議を終えたことに対しては，

当然強い反発もみられた[42]。

5．会議の問題点

シムラー会議をめぐってはいくつかの疑問が残る。ここでは特に以下の2つの問題を取り上げて検討してみたい。

ウェーヴェルは会議をとおしてみられたジンナーのかたくなな態度について随所で，「彼がなぜシムラーにきたのか理解に苦しむ」と疑問を発している[43]。ジンナーには条件次第で暫定政府に参加する用意があったのか，それともはじめからそのような気持ちはまったくなかったのか，もしなかったとしたら何故ウェーヴェルの招きに応じたのか，これが第1の問題である。

この問題に確かな答えを出すのは難しい。当事者の発言に信頼に足ると思われるものが少ないからである。しかし客観的な事実から推し量って行くならば次のようなことがいえるのではないか。

パキスタンが目標であれ，手段であれ，連盟の最大の政治課題が勢力の拡大にあったことは疑いない。連盟が戦時中をとおして組織を拡大し，着実に大衆的基盤を強化していったことは確かである。しかし北西辺境州のアウラングゼーブ・カーン（Aurangzeb Khan）政権（連盟）が汚職と内紛のうちに1945年3月14日に崩壊し，その2週間後の3月28日にはベンガルのナジムッディン政権（連盟）も倒れるというように，この時期の州の政治状況は連盟にとって決して好ましいものではなかった[44]。ジンナーはこうした事態を全インド政治をとおして改善しようとしたのではなかろうか。

それでは，ジンナーには条件次第で暫定政府に参加する用意があったのであろうか。ナジムッディンとカリークッザマーンによれば，ジンナーは連盟が中央政府に加われば，パキスタン要求を損なうような行動を取らざるを得なくなるのではないかと恐れていたという[45]。少なくともジンナーは，暫定政府に参加すること自体にはほとんど利点をみていなかったのではなかろうか。

ジンナーがこの会議をとおして一貫して求めたものは，連盟をインド・ムスリムを代表する唯一の政党として認知させることであった。連合党政権を

死守しようとしていたパンジャーブの州知事グランシーと首相のキズル・ハヤート・カーンがこのことをいかに恐れていたかということからも分かるように，これは連盟が非連盟系のムスリムを傘下に収めて行く上で最強の武器となるはずであった。おそらくこれこそが，この会議をとおしてジンナーが何よりも優先させたものではなかったろうか。

しかし，ジンナーにとって重要なことはあくまでも，この原則をイギリス側に認知させることであり，副王行政参事会の改組をとおしてそれを具体的に実現させることではなかったように思われる。彼は終盤の話し合いで，新参事会においては3分の2以上の多数決によらなければムスリムが反対するいかなる決定もなされないという保障だけでなく，参事会の改組にあたっては他の諸政党の代表を合わせたのと同数の代表権を連盟に与えるよう求めたといわれているが[46]，これらはいずれも会議派が戦略的にこの原則に同意した場合を想定した予防措置，もしくはそれを防ぐために設定した高い障害物（ハードル）とも考えられるのである。

だとすれば，ジンナーには会議派と互いに譲歩し合って暫定政府を樹立する用意などなかったことになる[47]。彼をその気にさせるには，少なくとも彼が要求しただけのものを与えるる必要があったといえよう。ウェーヴェルは最後に，ムスリムに割り当てられる5人の代表権のうち連盟に「4人半」[48]のそれを与えるという提案を示した。ジンナーが即座に拒否したのもうなづける。

しかしことはそれほど簡単ではなかったようである。連盟の運営委員会内部にはカリークッザマーンやナジムッディンをはじめとして，妥協を求める強い声があったからである[49]。場合によっては連盟が分裂する危険があったし，またひとつ間違えると連盟抜きの暫定政府が樹立される恐れもあった。ジンナーにかかる精神的重圧は大きかったに違いない。それだけにクルシードが描くジンナーには，そうした重圧を克服した後の安堵の様子が読み取れるように思えるのである[50]。

ジンナーとの交渉決裂後ウェーヴェルが突然会議を中止したこと，そしてラージャーゴーパーラーチャーリが連盟抜きで暫定政府を樹立するよう強く求めたことについてはすでに述べたとおりであるが，『大分割』の著者 H. V.

ハドソンもこの決定について，ジンナーの「拒否権」を認めインドの分割を決定付けた行為として疑問を投げ掛けている[51]。ウェーヴェルはこの時点でなぜ会議全体の中止を決めたのか。これが2番目の問題である。

これについては次のような理由が考えられる。第1に，ウェーヴェルにとって今回の提案の目的の1つは，インド統治という実際の仕事のなかで会議派と連盟を一緒に働かせることによって，長期的な課題であるインドの憲法問題の解決を容易にすることにあったということである。この点からみれば，彼にとって連盟抜きの暫定政府はほとんど意味がなかったことになる。第2の理由としてはイギリス本国政府の対応が考えられる。彼らの多くは今回のウェーヴェルの動きを歓迎していなかった。ウェーヴェルは当初の計画から逸脱しないように釘をさされていたし，新たな段階に進むたびにロンドンから逐一承認をもらわなければならない立場にあった。会議の失敗の責任がイギリス側にかけられる恐れがなくなった今，イギリス政府が連盟の参加しない会議派中心の暫定政府を承認するとは思えなかった。

第3に，連盟をはずした暫定政府が機能するかどうかという問題があった。ウェーヴェル自身はこれに否定的な考えを持っていたが，それでも彼に連盟を飛び越えて前進する用意がなかったわけではない。彼は各党代表に推薦者名簿の提出を求めた後の6月30日，すべての州知事に対して，もし連盟が新参事会への参加を拒否した場合に取るべき手段について助言を求めているからである[52]。彼らの意見は約半々に分かれたが，パンジャーブ，連合州，ベンガル，アッサムといったムスリムの政治的重要性が高い州の知事たちが反対したことで，ウェーヴェルの確信は深まったようである[53]。

しかし，にもかかわらずウェーヴェルは，1945年12月30日付の日記で1年を振り返り，「私はこれまでに何度も，ジンナーが頑迷な態度を取ったときに，彼を違ったように取り扱うか，または彼を飛び越えることでシムラーの失敗を避けることができたのではないかと思ってきました」と心情を吐露している[54]。

ウェーヴェルはジンナーの要求を受け付けなかった。しかしジンナーの反対で会議を中止したことは，結果的にジンナーの主張を認めたことを意味し

た。シムラー会議の失敗後ムスリムの間でジンナーと連盟の威信が急速に高まったという点についてはおおかたの研究が指摘する所である[55]。ジンナーにとって，そして連盟にとってシムラー会議は失敗させたことに大きな政治的意味があったといってよかろう。

注

1）ウェーヴェルによるラジオ放送の原文は，*TP*.V, No.508, pp.1122-4，エイマリによる声明の原文は，*TP*.V, No.507, pp.1118-21. なおエイマリの声明は，下院での議論につづいて上院においてもなされた。ちなみにウェーヴェルの娘婿からの手紙によれば，このときの下院の出席者は30人に満たなかったという。*Journal*, p.152.

2）エイマリの声明では，副王が会議の出席者に推薦者名簿の提出を求め，そのなかから副王が候補者を選出し，イギリス本国政府に推薦するというように，より具体的に述べられている。*TP*.V, No.507, para.13, p.1120.

3）エイマリの声明では，「最も重要な諸政党の党首や州首相の経験を有する幾人かのインド人政治指導者を，他の特別な経験や権威を有している少数の者と一緒に会議に招待する」とあるだけで，もっと漠然とした内容となっている。*TP*.V, No.507, para.13, p.1120.

4）正確には「会議派民族主義者党」(Congress Nationalist Party) といい，1934年選挙を前にした7月31日，会議派が「コミュナル裁定」をきっぱりと拒絶しなかったことを不満として会議派を離脱した，マーラヴィーヤ (Madan Mohan Malaviya) やアネイ (Madhav Shrihari Aney) らによって結成されたものである。Misra, B. B., *The Indian Political Parties, An Historical Analysis of Political Behaviour up to 1947*, Delhi, Oxford University Press, 1976, p.307, 山本達郎編『インド史』(世界各国史10)山川出版社 1972年 420頁。なお後者では「会議派国民党」と訳されている。「民族主義者党」は1945年の時点で，中央立法会議において会議派，連盟に次ぐ第3党の位置にあった。*The Indian Annual Register*, 1945, Vol. I, p.2.

5）*TP*.V, p.xxxii. ただし順序をウェーヴェルの放送文要旨(10)に従って変え，括

弧内に解説を加えた。オリッサの政治状況については本章（注7）参照。ベンガルは1945年3月31日に統治法第93条州になり，北西辺境州では同年3月16日，会議派のカーン・サーヒブ政権が成立した。さしあたり本章第5節参照。

6）パンジャーブ州知事のグランシーは，ウェーヴェルのイギリス本国滞在中，副王代理のコルヴィルをとおしてエイマリとウェーヴェルに，もしこうした会議が開かれることになれば自分たちの代表が招待されるべきであり，またもし中央に暫定政府が樹立されるならば，自分たちのムスリムの代表が1人選ばれるべきである，という連合党政府の要望を伝えていた。Colville to Amery (L), 7 May 1945, *TP*.V, No.440, p.1018.

7）パルラキメディ（Honourable Captain Maharaja Sri Sri Krishna Chandra Gajapati Narayan Deo of Parlakimedi）の経歴についてはよく分からないが，1937年選挙において旧マドラス州のパルラキメディ一般選挙区から当選し，会議派と州知事との間の組閣交渉の決裂にともない，少教勢力でありながら暫定政権を樹立するが，その後会議派の倒閣運動と，会議派中央とインド総督との間の交渉妥結にともなって内閣の辞職を余儀なくされた。しかし第2次大戦を契機とする会議派州政府の辞職にともない，州知事の後押しを得て，会議派の不満分子と協力し1941年11月24日，再度連立政権を樹立し首相の地位に就いた。しかしながら戦時行政をめぐる内部対立から1944年6月29日，彼は首相を辞任し，それにともない同年6月30日，オリッサは統治法第93条州になった。Patra, Kishori Mohan, *Orissa State Legislature and Freedom Struggle 1912-47*, New Delhi, Indian Council of Historical Research, 1979, pp.94-103, 168-74, 219-22, 295.

8）各紙の反応については，例えば，*The Times*, June 15 1945, p.4, Wavell to Amery (T) 15 June 1945, *TP*.V, No.509, p.1125, Wavell to Amery (T), 15 June 1945, *TP*.V, No.511, pp.1126-7, Wavell to Amery (T), 16 June 1945, *TP*.V, No. 517, p.1134. なお，エイマリは下院での自分の演説を，「ちょっとした芸術作品であった」と自画自賛している。Amery to Wavell (L), 18 June 1945, *TP*.V, No. 524, p.1142.

9）Wavell to Amery (T), 15 June 1945, *TP*.V, No.511, pp.1126-7. Dawn, June 15 1945, p.2.

10) Wavell to Amery (T), 15 June 1945, *TP*.V, No.511, pp.1127, Wavell to Amery (T), 16 June 1945, *TP*.V, No.517, P.1134.

11) ガンディーの立場については，6月15日付の新聞声明(*TP*.V, No.510, pp.1125-6)，6月14から6月16日にかけてウェーヴェルとの間で交わされた電報(Wavell to Amery (T), 16 June 1945, *TP*.V, No.513, pp.1129-30参照)，ガンディーからウェーヴェル宛の6月16日付の書簡(*TP*.V, No.516, pp.1132-3)，6月17日から6月18日にかけてウェーヴェルとの間で交わされた電報（Wavell to Amery (T), 18 June 1945, *TP*.V, No.521, pp.1139-40参照)．

12) Wavell to Amery (T), 19 June 1945, *TP*.V, No.525, p.1143.

13) この議事の要約は，*The Indian Annual Register*, 1945, Vol. I, pp.224-5.

14) ジンナーの立場については，6月14日から6月16日にかけてウェーヴェルとの間で交わされた電報（Wavell to Amery (T), 16 June 1945, *TP*.V, No.514, p.1131参照)，ジンナーからウェーヴェル宛の6月16日付の電報（*TP*.V, No.515, p.1132)．

15) この予備会談の模様については，Wavell to Amery (T), 25 June 1945, *TP*.V, No.536, pp.1151-4, *Journal*, pp.144-7. なお，アーザードは英語は理解できるが話すのは恥ずかしいという理由で，パントが通訳として同行した。

16) 初日の会議の模様は，Wavell to Amery (T), 25 June 1945, *TP*.V, No.537, pp.1154-7. *Journal*, p.147. なおここでは会議の経過を3つの段階に分けて考察するが，会議の経過全体を概観するには，Wavell to Amery (T), 13 July 1945, *TP*.V, No.600, pp.1239-41, Wavell to Amery (L), 15 July 1945, *TP*.V, No.618, pp.1258-63, Wevell to King George VI (L), 19 July 1945, *TP*.V, No.627, pp.1275-80. ちなみに最後のジョージ6世宛書簡は，出席者の席順とウェーヴェルによる彼らの人物評価を含んでおり興味深い内容となっている。

17) この会議の模様については，Wavell to Amery (T), 26 June 1945, *TP*.V, No.540, pp.1162-4, Wavell to Amery (T), 26 June 1945, No.541, pp.1164-5. *Journal*, pp.147-8.

18) *TP*.V, No.543, p.1168.

19) Wavell to Amery (T), 27 June 1945, *TP*.V, No.542, p.1165. なおこのパント

の要求については，ジンナーの発言からも確認できる。Wavell to Amery (T), 28 June 1945, *TP*.V, No.544, p.1170.

20) この会議の模様については，Wavell to Amery (T), 27 June 1945, *TP*.V, No. 542, pp.1166-7. なおここでアーザードは，パントが会議派を代表してジンナーと話し合うことに疑問をさしはさんだが，パントが会議派に問題を諮る前にアーザードに状況報告をすることで決着がついたという。

21) この会談の模様については，Wavell to Amery (T), 28 June 1945, *TP*.V, No. 544, p.1170, *Journal*, pp.148-50.

22) この会議の模様については，Wavell to Amery (T), 29 June 1945, *TP*.V, No. 547, pp.1173-4. *Journal*, pp.150-1. なおウェーヴェルはこの提案をするにあたって6月28日午後4時5分付の電報でエイマリに承認を求めている。*TP*.V, No.544, pp.1171. なおエイマリからの返答は，Amery to Wavell (T), 28 June 1945, 8.30pm, *TP*.V, No.545, p.1171.

23) 会議派の推薦者名簿については，Azad to Wavell (L), 7 July 1945, *TP*.V, No. 572, pp.1202-5.

24) Wavell to Amery (L), 1 July 1945, *TP*.V, No.555, p.1182.

25) アーザードは連盟に対抗するために，小規模な諸政党を会議派の側に引き込もうと画策していた。例えば彼は，タラ・シングに対して，もし会議派メンバーをスィク教徒の代表者として推薦できたならば，会議派は新参事会においてスィク教徒に全面的な支持を与えると提案し，このことは7月7日にウェーヴェルの秘書のジェンキンズに助言を求めにやってきた2人のスィク教徒，マンガル・シング（Sardar Mangal Singh）とスジャン・シング（Sardar Sujan Singh）の証言によって確認されたという。Wavell to Amery (T), July 9 1945, *TP*.V, No.577, pp.1210-1.

26) Wavell to the Earl of Scarbrough (L), 9 July 1945, *TP*.V, No.583, p.1217.

27) Jenkins to Turnbull (T), 8 July 1945, *TP*.V, No.575, pp.1208-9.

28) Wavell to Amery (T), 9 July 1945, *TP*.V, No.582, p.1216. なおムハンマド・ナワーズ・カーンは，建国後のパキスタンで国防大臣や初代駐仏大使などを務めた人物である。Jain, N. K. (ed.), *Muslims in India*, Vol.II, New Delhi, Manohar,

1983, p.64.

29) Wavell to Amery (T), 29 June, 1945, *TP*.V, No.547, p.1173.

30) Jenkins to Jinnah (L), 29 June 1945, *TP*.V, No.548, p.1174.

31) Jinnah to Wavell (L), 7 July 1945, *TP*.V, No.573, pp.1205-7. なお連盟運営委員会については，Pirzada, Syed Sharifuddin (ed.), *Foundations of Pakistan, All-India Muslim League Documents: 1906-1947*, Vol.II, Indian Edition, New Delhi, Metropolitan Book Co., 1982, pp.500-3. ただしこの記録からは運営委員会の議論内容は分からない。

32) この会談に臨むにあたってのジェンキンズからウェーヴェルへの助言と，ウェーヴェルからジェンキンズへの会談の報告については，Notes by Jenkins and Wavell, 7 July 1945, *TP*.V, No.574, pp.1207-8. またエイマリへのこの会談の報告については，Wavell to Amery (T), 9 July 1945, *TP*.V, No.577, p.1211.

33) Wavell to Jinnah (L), 9 July 1945, *TP*.V, No.579, pp.1212-3.

34) Jinnah to Wavell (L), 9 July 1945, *TP*.V, No.580, p.1213.

35) Wavell to Amery (T), 9 July 1945, *TP*.V, No.581, pp.1214-5.

36) Wavell to Amery (T), 9 July 1945, *TP*.V, No.582, pp.1215-7. なおウェーヴェルはここで，次のようなもう1種類の暫定名簿を作成しているが，これについてはきわめて有能なチームとなるでろうが，会議派，連盟，指定カーストのいずれについても，完全に満足させることはできないであろうと述べている。
［カースト・ヒンドゥー］V. T. クリシュナマチャリ（Sir V. T. Krishnamachari），K. C. ネオジー（K. C. Neogy，中央立法会議の民族主義者党メンバー），ケール（Kher，前会議派ボンベイ州首相），パント（Pant，前会議派連合州首相）。
［ムスリム］ムハンマド・イスマーイール・カーン（Nawab Muhammad Ismail Khan，連合州の連盟員）と，キズル・ハヤート・カーンの推薦によるギアスウッディーン，ムハンマド・ジャマル・カーン，シャイフ・ファーイズ・ムハンマド・カーン。［その他］ダラル。

37) なおウェーヴェルが構想していた大臣職の配分については，*TP*.V, No.582, p.1216.

38) この閣議の記録は，*TP*.V, No.586, pp.1221-3. またこれに基づいたウェー

ヴェルへの指示は，Amery to Wavell (T), 10 July 1945, *TP*.V, No.587, pp.1223-4.

39) この会談内容については，Wavell to Amery (T), 11 July 1945, *TP*.V, No.589, pp.1224-6, *Journal*, p.154.

40) この会議の模様については，Minutes of Final Meeting of Simla Conference, *TP*.V, No.603, pp.1243-6. *Journal*, 155-6. またこの声明文は，Wavell to Amery (T), 13 July 1945, *TP*.V, No.600, pp.1239-41.

41) ウェーヴェルはジンナーとの話し合いの決裂直後にガンディー，翌12日にはアーザード，パントと話し合っており，彼らは会議の失敗をこの時点で知らされていた。*Journal*, p.154.

42) *Journal*, p.155.

43) 例えば，Wavell to Amery (T), 14 July 1945, *TP*.V, No.604, p.1248, *Journal*, p.155.

44) この時期のムスリム多住州の政治状況については，加賀谷寛・浜口恒夫『南アジア現代史II』(世界現代史10) 山川出版社 1977年，144-56頁，Talbot, Provincial Politics and the Pakistan Movement……, Jalal, Ayesha, *The Sole Spokesman, Jinnah, the Muslim League and the Demand for Pakistan*, Cambridge University Press, 1985, pp.82-125.

45) シムラー会議の最中に行われた副王行政参事会内務メンバーのミューディとの会談の際の発言である。Mudie to Jenkins (L), 16-17, July 1945, *TP*.V, No.622, p.1269.

46) *Journal*, p.155. また7月14日の会議において，シヴァ・ラージがジンナーのこの要求に言及している。*TP*.V, No.603, p.1246.

47) ジャーナリストとしてインドの独立過程をつぶさにみてきたドゥルガー・ダースは，ウェーヴェルとの最後の会談を終えて部屋に戻るジンナーにエレベーターのなかでインターヴューをするが，このときジンナーは何故ウェーヴェル提案を拒絶したのかという質問に対して，「パキスタンが大皿に盛られて差し出されているときに，それ（ウェーヴェルからの提案）を受け入れるほど馬鹿じゃない」と答えたという。この話しからもこうしたジンナーの姿勢の一端がみえるであろ

う。Das, Durga, *India from Curzon to Nehru & after*, London, Collins, 1969, p.216.

48) Kaliquzzaman, Choudhry, *Pathway to Pakistan*, Lahore, Longmans 1961, p. 327.

49) シムラー会議時の連盟運営委員会内の議論の一端を伝えるものとして，Khurshid, *op.cit.*, pp.49-50. なおウェーヴェルも6月27日付のエイマリ宛電報で，ジンナーが複数の連盟州首相から，すべてのムスリム・メンバーの推薦権が得られないことを理由に会議を失敗させないようにという圧力を受けていることを報告している。*TP*.V, No.542, p.1166. また本章（注45）のミューディとの会談の席でナジムッディンは，ムスリムが反対する問題の決定については3分の2の多数決を必要とすべしとする要求で会議を失敗させることを運営委員会は許さないだろうという見通しを述べるとともに，条件次第では協力する意向を示している。*TP*.V, No.622, p.1269.

50) Khurshid, *op.cit.*, pp.50-1.

51) Hodson, H. V., *The Great Divide, Britain-India-Pakistan*, Karachi, Oxford University Press, 1985, pp.126-7. なおV. P. メーノーンも連盟抜きで計画を進めるべきであると主張していた。Menon, *op.cit.*, p.207.

52) Wavell to Provincial Governors (T), 30 June 1945, *TP*.V, No.549, p.1175.

53) 州知事からの回答については，以下 *TP*.V の史料番号と頁のみ列挙する：中央州・ベラール（No.553, pp.1180-1），ビハール（No.554, p.1181），連合州（No.556, 1185-6），マドラス（No.557, p.1186），ベンガル（No.558, pp.1187-8），オリッサ（No.559, pp.1189-90），北西辺境州（No.560, p.1190），スィンド（No.561, p.1191），アッサム（No.563, pp.1193-4），ボンベイ（No.564, pp.1194-5），パンジャーブ（No. 565. pp.1195-6）。ちなみに，ムスリム多住州である北西辺境州とスィンドの州知事は，ともに連盟をはずして暫定政府をつくっても自分の州では問題は生じないだろうと答えている。

54) *Journal*, p.201.

55) 例えば，Menon, *op.cit.*, p.215, Sayeed, Khalid B.,'The Personality of Jinnah and His Political Strategy', in Philips, C. H.and Wainwright, M. D. (eds.), *The*

Partition of India, Policies and Perspectives 1935-1947, London, George Allen and Unwin, 1970, p.288, Pandey, *op.cit.*, pp.170-4, Talbot, Provincial Politics and the Pakistan Movement……, p.75, 97, 112, Jalal, *op.cit.*, p.136, Wolpert, Stanley, *Jinnah of Pakistan*, Delhi, Oxford University Press, 1985, p.245, Singh, Anita Inder, *The Origins of the Partition of India 1936-1947*,Delhi, Oxford University Press, 1987, p.242.

おわりに

シムラー会議はインド総督ウェーヴェルの強いリーダーシップで実現したものである。彼を行動に駆り立てたものは，戦争終結とともにインドが直面する事態についての厳しい見通しと，戦後の英印関係についての強い危機感であった。彼は総督に任命された直後から，戦後におけるインド人へのすみやかな権力移譲の実現と，インドをイギリス連邦に残すことを自らの使命とし，それを軍人らしい実直さをもって達成しようとした。

英印間の交渉はクリップス交渉以来途絶えたままであった。しかしクリップス提案は依然として有効であるとされており，それを順守するというのが，インド問題についてのイギリス政府の基本姿勢であった。しかしクリップス提案の順守とは当時いかなる意味を持っていたのであろうか。

イギリス政府はそれまでに何度か，戦後インドに独立を与えるという趣旨の約束をしていた。しかし彼らはその条件としてインド人諸政治勢力の間における将来の政体（constitution）についての合意を求めており，このことはしばしばインドの独立を無制限に引き延ばすための口実として内外から批判された。クリップス提案の１つの特徴は，そうした合意が得られなかった場合に採用される制憲議会の設立方法を明確に示すことによって，こうした疑惑を打ち消し，この約束に真実味を持たせようとしたことにあったといってよかろう。

確かに論理的にみれば，この条文によってイギリスは，戦後確実にインド

人諸政治勢力が合意した方法か，もしくはこの提案で示した方法のいずれかによって制憲議会を設立し，インドに独立を付与することを義務づけられるはずであった。しかしこうした約束が意味を持つのはあくまでも，インド人諸政治勢力がイギリス側のイニシアチブに従い，この計画に協力することを前提としていた。シムラー会議は逆の実例を示すことで，このことをはっきりと教えてくれた。更に，制憲議会で新憲法についての合意が得られない場合の問題も残されていた。

こうしてみるとクリップス提案でなされた戦後の独立の約束もまた，インド人諸政治勢力間の合意があってはじめて意味を持つものであったことが分かる。

問題はこうした合意を，統治法改革の道筋に沿った形で，しかも戦争努力を妨げることなく，いかにして達成するかという点にあった。

ウェーヴェルはこうした難問を，戦争終結前にインド人政治指導者からなる暫定政府をつくりあげることで解決しようとした。戦後インドが直面するさまざまな難題は，こうした政府の協力がなければ解決できないだけでなく，何よりもこうした共通の課題に一緒に取り組むことによって，対立するインド人諸政治勢力の間に協力関係が生まれ，それが彼らの間の合意を促すはずであった。そしてそれは，インド人政治家の欠点は行政経験がないことにあり，机上で扱う限りこうした合意は得られない，という確信にも支えられていた。

ウェーヴェル提案の特徴はこのように，イギリス政府がこれまで，インド人諸政治勢力間における将来の政体についての合意を権力移譲の条件としてきたのに対して，実質的な権力を先に移譲して，そのことによって逆に合意の形成を促そうとした点にあったといってよいであろう。本国政府のおおかたの者にとってそれはきわめて危険な試みに思えた。そしてウェーヴェル自身その危険に気付いていないわけではなかった。しかし事態を放置しておけば，もっと大きな危険が訪れると彼は考えていた。

本国政府によるウェーヴェル提案の取り扱いについてはここで繰り返す余裕はない。保守党，労働党，自由党といった政党間における意見の違いもあっ

たはずである。しかしウェーヴェルの指摘にもあるように，当時のイギリス政府は総じてインド問題どころではなかったようである。できるなら戦争が終わるまでそのままにしておきたいというのが本音であったろう。また労働党にとってはチャーチルの保守党との連立という事情もあったし，戦後に備えて自由な立場を保持しておきたいという思惑もあった。

こうしたなかでウェーヴェルがシムラー会議の開催にこぎつけることができたのは，彼の熱意もさることながら，クリップスとエイマリの働きに負うところが大きい[1]。また保守党が連立政権期に持ち上がった計画を承認することで来たる選挙の争点からインド問題を外そうと計算したことや，デサーイー・リヤーカト協定がウェーヴェル提案を後押ししたことも間違いない。しかし何よりも大きな理由は，確実に訪れる危機を前にして，それに対処する明確な方策が本国政府の側になかったことにあったのではなかろうか。

シムラー会議の経過についてもここでまとめることはしない。ただ，クリップス使節団がイギリス側と会議派の間の交渉決裂によって失敗したのに対し，この会議が連盟の拒否権の発動によって失敗したということは重要である。連盟の内部事情については分からないことが多い。しかし連盟が確実に力をつけていたことは事実であろう[2]。そして彼らはこの会議を失敗させたことによって，更に勢力の拡大を約束されたのである。

シムラー会議の失敗によって英印関係は公式には何も変わらなかった。しかし先のクリップス交渉と今回のウェーヴェル提案をとおして，着実にインドの独立と分割に向けた既成事実が積み重なっていったことは確かである。

イギリス本国ではこの直後，保守党に代り労働党政権が成立することになる。保守党との連立と戦争遂行という束縛から解放された彼らは，戦後どのような対インド政策を展開するのであろうか[3]。興味深い課題である。

注

1）ウェーヴェルから彼らへの謝辞は以下にみることができる。Wavell to Amery (T), 15 June 1945, *TP*.V, No.509, p.1125, Wavell to Amery (L), 17 June 1945, *TP*.V, No.520, p.1136. 特に後者の書簡でウェーヴェルは，「今回の提案があた

かも私のイニシアチブで行われたかのようにいわれ，あなたの果たした大きな役割がここでは知られていないので，困っています。しかしあなたのインドへの大きな共感はいつかは知られることでしょう」と述べ，感謝の意を伝えている。

2）1937年から1943年にかけて行われた61の州議会議席（ムスリム議席）をめぐる補欠選挙で連盟は，無所属4，会議派2に対して，47議席を獲得し，中央立法会議の7つの空席をめぐる補欠選挙では，すべてに当選した。また，1943年から1945年にかけて行われた州議会の補欠選挙では，無所属3，会議派0に対して8議席，中央立法会議のそれでは4つの空席すべてで当選したという。Pakistan Historical Society, *op.cit.*, Part II, pp.240-1.

3）こうした問題を扱った研究として，Moore, R. J., *Escape from Empire, The Attlee Government and the Indian Problem*, Oxford, Clarendon Press, 1983がある。

[付記] 本稿は第3回南アジア学会（1990年）で発表した原稿を基に書いたものである。関係者の方々に対しここに記して感謝の意を表したい。